

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和4年度

富士吉田市

目 次

ページ

第1章 総 論

1. 計画策定の主旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画対象区域	3
4. 計画期間	3
5. 計画策定の体系	4
6. 計画の目標	8

第2章 富士吉田市の概要

1. 沿 革	1 1
2. 位 置	1 1
3. 人 口	1 3
4. 地形・地質及び植生	1 5
5. 気候特性	1 8
6. 産 業	2 0
7. 土地利用状況	2 1
8. 交 通	2 2
9. 自然公園等	2 3

第3章 関係法令

1. 関連法令	2 5
2. その他の関連法令の概要	2 8
3. 公害防止関連法令	2 9

第4章 ごみ処理の現況と課題

第1節 ごみ処理体制の現況

1. ごみの分別種類	3 3
2. 現在のごみ処理体制	3 4

第2節 収集・運搬の現況

第3節 ごみ排出量の実績

1. ごみ量の推移	3 7
2. 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移	3 7
3. 搬入形態別ごみ量の推移	4 0
4. 焼却処理量、最終処分量及び資源化量	4 2

第4節 ごみの性状

1. 可燃ごみの三成分	4 4
2. 可燃ごみの種類別組成	4 5

	ページ
3. 低位発熱量及び単位体積重量	4 5
第5節 中間処理の現況	
1. 中間処理施設の概要	4 8
2. 環境美化センターのごみの処理及び処分量の実績 . . .	4 9
3. ごみ処理経費	5 6
第6節 最終処分及び資源化の状況	
1. 処理残渣の状況	6 0
2. 最終処分	6 1
3. 資源化の状況	6 2
第7節 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の状況	6 3
第8節 一般廃棄物処理システムによる評価	6 5
第9節 問題点と課題	
1. ごみの発生抑制と排出抑制	6 8
2. 住民・事業者・行政との協働	6 8
3. 資源化率の向上	6 8
4. 収集・運搬	6 9
5. ごみ処理経費の合理化	6 9
6. 地球温暖化防止への配慮	6 9
7. ごみ処理の広域化	6 9
第5章 ごみ処理基本計画	
第1節 計画の基本事項	
1. 基本理念	7 0
2. 基本方針	7 2
3. 計画策定のプロセス	7 3
4. 目標達成のための4 R 体系	7 4
第2節 目標の設定	
1. 基本的な考え方	7 5
2. 減量化目標値の設定	7 7
3. 資源化率目標値の設定	7 8
第3節 排出抑制及び資源化の施策	
1. 第6次富士吉田市総合計画（平成30年度から令和9年度）	7 9
2. 環境基本計画	8 0
第4節 ごみ排出量等の予測	
1. 予測の方法	8 4
2. 人口の予測結果	8 4
3. ごみ排出量の予測結果	8 5
4. ごみ原単位の予測結果	8 6

	ページ
5. 減量化等の予測結果	8 8
6. 最終処分及び資源化の予測結果	8 9
第5節 ごみ処理体制	
1. 収集処理体制の現状と今後	9 1
2. 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後	9 3
3. 適正処理困難物への対応	9 3
第6節 ごみ処理計画	
1. 収集・運搬計画	9 4
2. 中間処理計画	9 4
第7節 計画のフォローアップと事後評価	
1. 概要	9 6
2. 実施手順と実施時期	9 6
3. 実施方法	9 6
4. 事後評価の視点	9 6

第1章 総論

1. 計画策定の主旨

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）の主旨は、次のとおりである。

本計画は、富士吉田市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものである。

富士吉田市（以下「本市」という。）では、平成27年度に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、住民・事業者・行政の3者が一体となり、4R「リフューズ（断る）、リデュース（減らす）、リユース（再使用する）、リサイクル（再利用する）」の推進に向けた様々な取り組みを行ってきた。

本市のごみの年間排出量は平成26年度以降、減少傾向であるが1人当たりの排出量は増減を繰り返している。そのため今後は、ごみ排出量の削減が必要な状況である。このことは、天然資源の枯渇や地球温暖化など、地球規模での環境保全に対しても必要な事であり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に係る対策も重要である。

さらに本市の中間処理施設である環境美化センター（以下「本施設」という。）では、ごみの焼却、リサイクル及び粗大ごみ処理を行なっているが、平成15年度の稼動開始後、18年を経過しており、平成30年度から令和2年度には、基幹的設備改良工事を行なったが、改良・更新を行った設備以外も老朽化は進んでおり、今後のごみ処理に支障がないように適正な延命化を図っていかなくてはならない。

一方、国においては、「環境基本法」（平成5年、令和3年改正）や「循環型社会形成推進基本法」（平成12年、平成17年改正）の制定をはじめ、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「資源有効利用促進法」という。）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）等、循環型社会の実現に向けた様々な法律の整備が進められている。

また、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年環境省告示第34号）」が平成22年12月に改正され、一般廃棄物処理の有料化の推進、廃プラスチック類の再生利用、災害時における廃棄物処理体制の整備の必要性などが示されている。

さらに循環型社会形成推進基本法に基づき策定された循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）において各種の取り組みや目標等を定めている。

このような状況の中で、本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針の改定について」（平成28年9月）に基づき、リサイクルプラザの活用など、市民・事業者・行政の3者が一体となった4Rの推進や適正処理への取り組みに加え、温室効果ガスの発生抑制や天然資源の消費抑制などの環境負荷への低減、災害時の廃棄物処理対策も視

野に入れた新たな視点のもとに、本市の長期的・総合的なごみ処理の基本方針として、ごみ処理基本計画を策定する。

本市の生活排水処理においては、下水道水洗化人口は、ほぼ一定で推移し、合併処理浄化総人口は増加しているものの、生活排水処理率は73%程度にとどまっているため、水資源の保全に関しては、生活排水のさらなる処理の増加が必要である。

し尿処理施設は、平成4年の稼働開始以来、30年を経過している。この間、様々な整備を行ってきたが、老朽化も進んでおり、広域化の必要性もあることから、将来計画の策定が必要な時期となっている。

なお、本計画の基本的な方針は、第6次富士吉田市総合計画（平成30年3月）及び第2次富士吉田市環境基本計画（平成26年3月）を踏まえ、次のとおりとする。

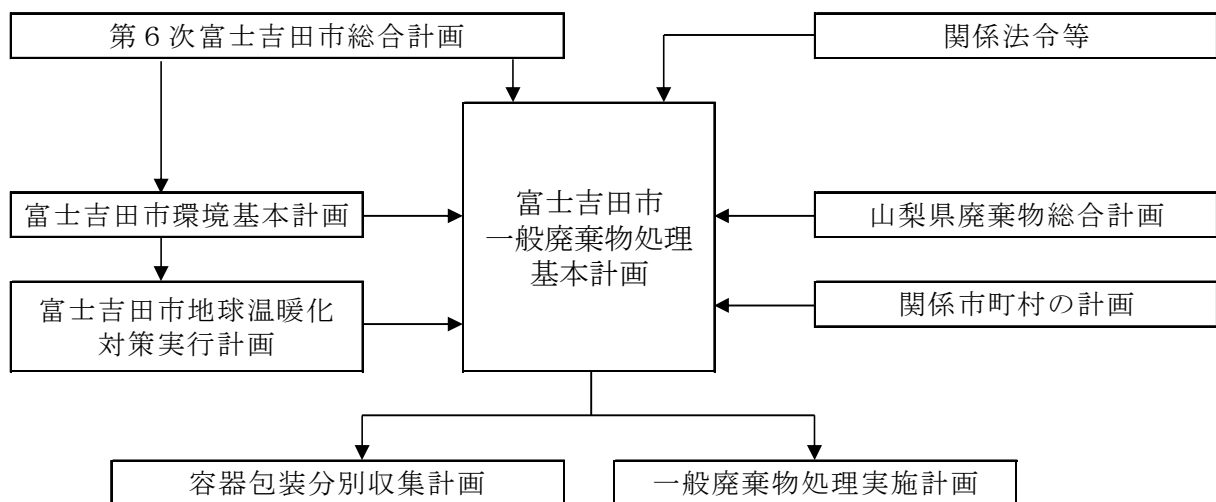
- (1) 現状分析と将来予測により目標設定を行い、実現性のある計画とする。
- (2) 市民が快適で住みよい生活ができるよう、目標達成への施策の体系化を図る。
- (3) 本市の特性を活かし、個性ある地域づくりに資するものとする。
- (4) 山梨県及び本市の総合計画、環境基本計画など、上位関連計画との整合性を図る。

2. 計画の位置づけ

廃棄物処理法第6条第1項において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」としている。また、策定にあたっては、「地方自治法（昭和22年法律第67号）の基本構想に即して定めるものとする。」（同条第3項）、「関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。」（同条第4項）としている。

さらに、廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3では、「一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、定めるものとする。」としている。

以上の法令等に基づき本計画を策定するものであり、その位置づけを図1-1-1に示す。



注）関係法令とは、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、グリーン購入法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法等を指す。

図1-1-1 本計画の位置づけ

3. 計画対象区域

本計画の対象区域（計画処理区域）は、本市全域とする。なお、富士河口湖町、西桂町及び忍野村のごみも受け入れるものとする。

4. 計画期間

ごみ処理基本計画策定指針では、計画目標年度は計画策定時より10～15年度程度とされている。

したがって、本計画は令和4年度を初年度とし、15年後の令和18年度を計画目標年度とする。なお、計画はおおむね5年ごとに見直しを行うこととする。

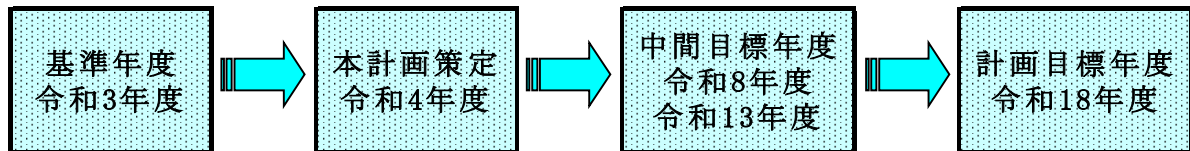
また、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律の整備、施設整備事業の進捗状況など、必要に応じて、計画期間内であっても計画の見直しを行うものとする。

本計画の計画目標年度

計画目標年度 令和18年度
（中間目標年度 令和8年度及び令和13年度）

本計画の基準年度は、令和3年度とする。なお、ごみの減量化及び資源化に関しては、富士・東部広域環境事務組合（以下「組合」という。）で計画する施設について処理を行う予定であるため、当該計画との整合性を保った計画を策定する。

（計画の目標年度）



5. 計画策定の体系

（1）基本計画策定の体系

本計画は、廃棄物処理法の第6条に基づいて行うものであり、その内容については環境省の通知等に基づいて策定するものである。

一般廃棄物の処理は市町村が行う責務とされているが、収集、処分方法の検討など、幅広い施策が要求される。また、市民生活や事業活動と密接に関連し、生活様式や経済状況の変化に応じた体制をとる必要があるため、長期的な視野に立った廃棄物行政を推進しなければならない。よって、本計画は本市の長期的な行政目標と方針に基づいて、効率的かつ継続的に一般廃棄物処理の施策を推進するために行うものである。本計画の体系は図1-1-2のとおりである。

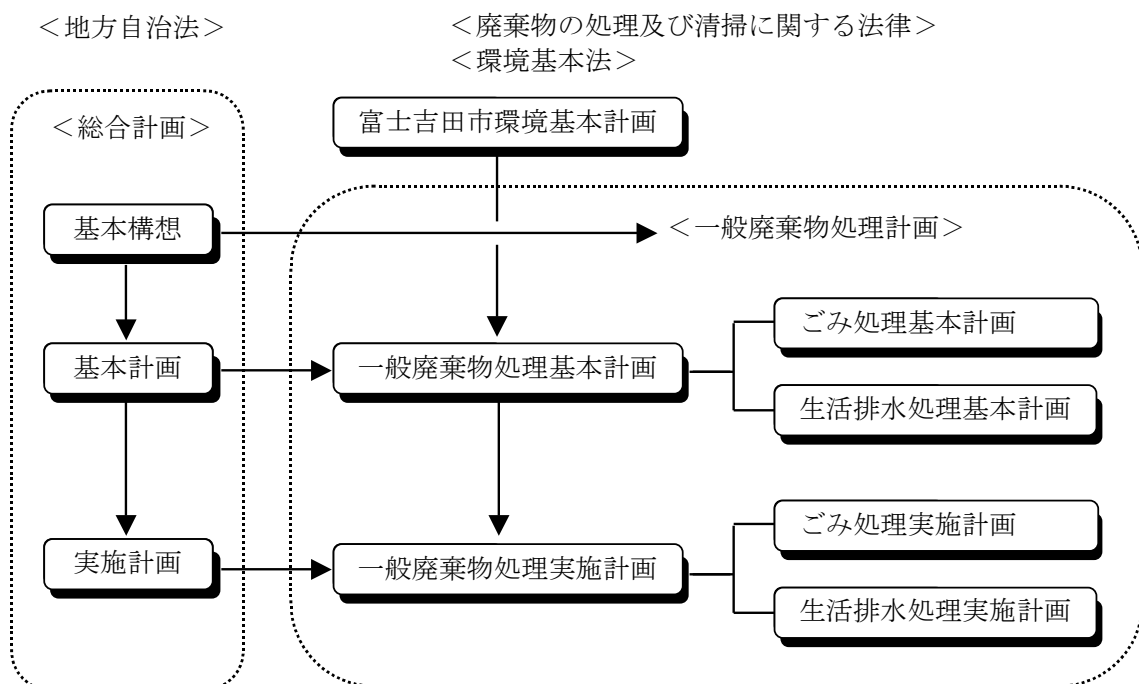


図1-1-2 本計画の体系

(2) 第6次富士吉田市総合計画（平成30年度から令和9年度）

第6次富士吉田市総合計画（以下「総合計画」という。）においては、令和9年度を目標に、目標達成に向けての取り組みを順調に進めている。

総合計画では、環境保全及び廃棄物処理に関して、次の施策を掲げている。

(2)-1 環境保全

環境保全の施策の体系は、図1-1-3のとおりである。

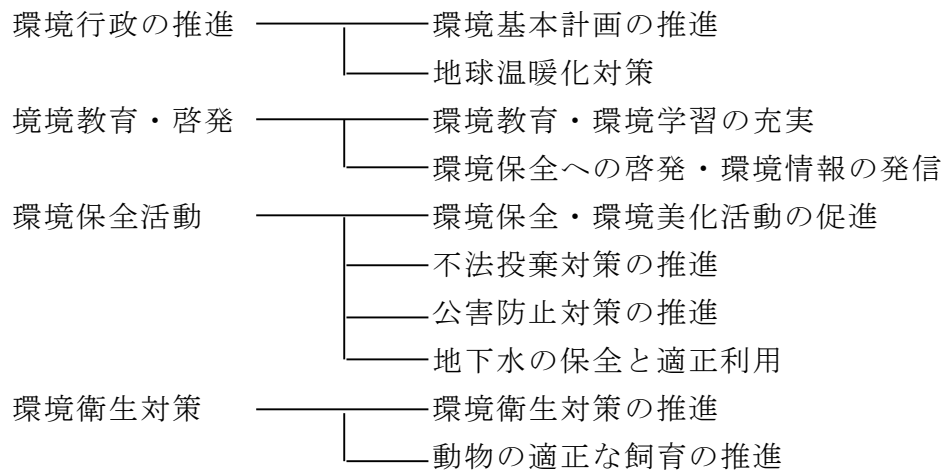


図1-1-3 総合計画の環境保全の施策の体系

(2)-2 廃棄物処理

一般廃棄物に関する現況、課題及び施策を次のように定めている。

①施策の体系

廃棄物処理の施策の体系は、図1-1-4のとおりである。

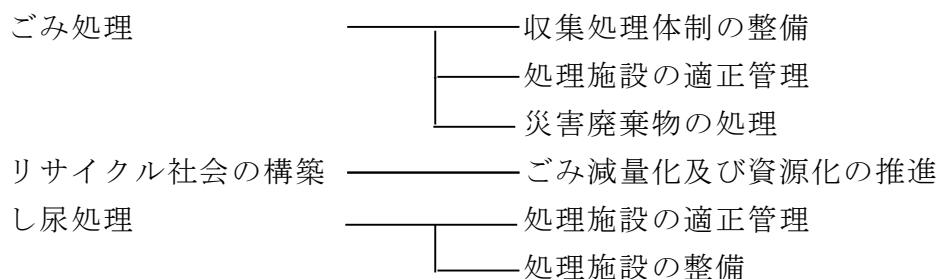


図1-1-4 総合計画の廃棄物処理の施策の体系

②現況と課題

総合計画における現況と課題は次のとおりである。

- ・環境負荷を軽減し、循環型社会システムを構築することを目指し、「一般廃棄物処理基本計画」、「富士吉田市地域循環型社会形成推進地域計画」を策定し、これを指針として適正な廃棄物の収集・処理に努める。
- ・一般廃棄物収集量は横ばい傾向だが、今後、収集量の動向に応じて 基本計画

を修正しつつ対応が必要となる。また、富士山の世界文化遺産登録に伴い、景観への配慮の高まりから、ごみステーションのあり方が課題となっている。

- ・ごみ処理施設は、2018年から2020年度に基幹設備について長寿命化のための改良工事が行われた。

なお、資源ごみ回収制度等の改善のためのストックヤード（一時保管場所）は、現在、民間施設の借用で対応している。

- ・ごみの減量化や資源化を促進するため、指定ごみ袋の導入やごみ処理の有料化を図っているほか、リサイクルステーションや回収BOXを設置して利用促進を周知している。資源ごみは、自治会・小中学校での資源物集団回収及び市内のリサイクルステーションで拠点回収を行い、粗大ごみは戸別収集等を行っている。分別によるリサイクルシステム構築のため、一層のリサイクルステーションの拡充や市民への周知啓蒙が必要である。
- ・し尿の収集・処理は、公共下水道未整備区域、計画区域外では引き続き必要である。収集量は横ばい傾向だが、処理施設は老朽化した修繕箇所が増加しており、延命化を含めた修繕計画の策定、定期的メンテナンスによるプラント運営が必要である。さらに、次期施設について、山梨県や近隣町村と連携しつつ、事業実施主体や建設場所選定に向けた協議を始める必要がある。

③施策

1. ごみ処理

- ・収集処理体制の整備

ごみの適正処理に関する理解とごみの減量化・再資源化に向けた意識啓発のための広報・啓発活動を充実していく。また、資源ごみのコミュニティセンターや公園などの空地を利用した拠点による回収制度を推進する。ごみステーションについては、地域住民による設置及び管理を行っていることから、その設置やあり方についての住民意識の醸成に努めていく。

- ・処理施設の適正管理

ごみ処理施設については、施設の更なるCO₂排出削減に努め、引き続き計画に則った消耗・劣化設備の修繕工事により長寿命化を図る。また、新ごみ処理施設建設に向け、2022（令和4年）2月に富士・東部広域環境事務組合が設立され、第1期循環型社会形成推進地域計画が2022（令和4）年に策定される。これに伴い、現行の取り組みを拡充しながら12市町村と足並みを揃え、排出抑制、資源化を推進していく。

2. リサイクル社会の構築

- ・ごみ減量化及び資源化の推進

市民、事業者、行政の三者の役割分担を明確にし、ごみの減量化・再資源化を推進していく。ごみの分け方・出し方や資源物回収の啓発活動を行い、

ごみの分別の徹底を図るとともに、リサイクルステーションの拡充等により資源物回収をさらに推進する。自治会・学校を中心とした資源物の集団回収事業に対し補助するとともに、生ごみ処理発酵促進剤の無料配布や生ごみ処理 容器の購入費補助等により、生ごみの自家処理による堆肥化・減量化を進める。

3. し尿処理

・ 処理施設の適正管理

現在のし尿処理施設の各設備・機器類の定期補修やメンテナンスを適正に実施し、適切な運転管理を行うとともに、老朽化した重要設備・機器等の改修及び交換工事による処理施設の長寿命化を行い、引き続き施設の運営を図っていく。

・ 処理施設の整備

現在のし尿処理施設を適正に管理し、長寿命化を図る中で次期施設の更新計画を検討していく。検討に当たっては、山梨県及び近隣町村と連携しつつ広域処理についても検討していく。

(3) 第2次富士吉田市環境基本計画（平成26年3月）

第2次富士吉田市環境基本計画では、第4章「目指すべき環境像」で、「地域と地球の環境を考えるまち」として、次のことを基本目標としている。

基本目標8：ごみの発生抑制、資源の循環に努めるまちづくり
基本目標9：省エネルギーを推進し、自然エネルギーの利用を心がけるまちづくり

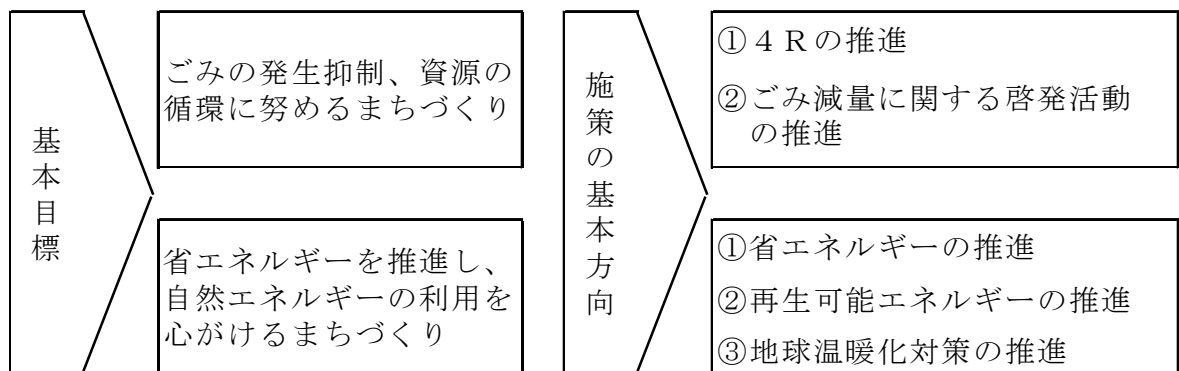


図1-1-5 環境基本計画の望ましい環境像Ⅳ

①4R の推進

本市は、循環型社会を構築するため、「リフューズ（断る）、リデュース（減らす）、リユース（再使用する）、リサイクル（再利用する）」の4R活動を推進し、ごみの有料化、レジ袋の辞退、過剰包装の自粛、生ごみの堆肥化、粗大ごみ等の再使用、廃食油のバイオディーゼル燃料化、資源物回収体制の見直し等の取り組み

みを行ってきた。さらに、4R の推進とともに環境教育・環境学習の機会も創出している。

②ごみ減量に関する啓発活動の推進

ごみ排出量削減のため、本市は自治会単位の集団回収、小中学校での資源物回収の呼びかけを行い、容器包装リサイクル法に係る廃棄物を回収している。

容器包装廃棄物は家庭から発生するごみの約6割(容積比)を占めているため、このような回収活動が廃棄物の減容化・再資源化につながる。

日常生活や事業活動において、常に資源の循環を意識し、環境負荷の低減や、ごみ排出量の削減のため、今後も様々な取り組みを継続的に実施していくことが課題となっている。

③不法投棄対策の推進

廃棄物の不法投棄は地域の景観悪化だけでなく、その廃棄物に含まれる有害物質の影響により、水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭等の環境汚染を生じ、我々の健康や暮らしに様々な影響を与える。また、不法投棄物の撤去・処理には莫大な費用も必要になる。

そのため本市は、不法投棄物の撤去だけでなく、不法投棄防止のための監視パトロール、不法投棄に関する標識・看板の設置等の不法投棄防止のための対策や、県・警察などの関係行政機関と協力し、不法投棄者の特定・指導を行うなど、不法投棄防止のための活動を行ってきた。

平成22年度には20,200kgの不法投棄物が撤去されているが、その量は大幅に減少し、平成29年度の撤去量は2,410kgとなっている。

不法投棄を撲滅し、良好な生活環境を形成するために、今後も市民、事業者、関係行政機関と連携し、不法投棄防止活動を推進することが重要になってくる。

6. 計画の目標

本計画の目的は、ごみの発生から排出、収集、処理処分、再生利用について総合的な検討を行い、長期的及び総合的な視野に立った本市の一般廃棄物（ごみ）処理を推進していくことである。

また、基本計画の減量化及び資源化の目標を達成するための方策を掲げ、市民、事業者、行政の三者の連携・協力により目標達成を図ることも重要な目的である。

そのために本計画の目標を次のように定める。

(1) 山梨県廃棄物総合計画

山梨県廃棄物総合計画の目標、表1-1-1のとおりである。

- ・ 令和7年度の一般廃棄物の排出量は、平成30年度の299千トンから266千トンに削減することを目標にする。
- ・ 令和7年度の再生利用率は、平成30年度の17.0%から8.0ポイント増加し、25%にすることを目標にする。
- ・ 令和7年度の最終処分量は、平成30年度の19千トンから16千トンに削減することを目標にする。

表1-1-1 山梨県廃棄物総合計画の目標

項目	基準年度 H30年度	目標年度 R7年度	増減量	増減
排出量	299千 t	266千 t	△33千 t	△11.0%
生活系ごみ	205千 t	173千 t	△32千 t	△15.5%
事業系ごみ	86千 t	87千 t	1千 t	0.9%
集団回収量	8千 t	6千 t	△2千 t	△25.5%
再生利用率	17.0%	25%	—	8.0ポイント
最終処分量	19千 t	16千 t	△3千 t	△16.7%
最終処分率	6.5%	6.10%	—	△0.4ポイント

(参考) 国の目標

参考として表1-1-2に国の目標を示す。

表1-1-2 国の目標

項目	基準年度 H30年度	目標年度 R7年度	増減量	増減
排出量	4,272	3,800	△472万 t	△11.0%
再生利用率	19.9%	28%	—	+8.1ポイント
最終処分量	384	320	64万 t	△16.7%

(2) 本市の目標

計画目標年度における、ごみの減量化率及び資源化率の目標は、次のとおりとし、中間年度を含めた目標を次のとおり定め、中間年度及び最終年度の数値を表1-1-3のとおり定める。

計画目標年度（令和18年度、令和3年度比）

ごみ排出量の減量化目標	11%削減
ごみ排出量原単位の減量化目標	6%削減
資源を除く生活系ごみ原単位の減量化目標	12%削減
事業系ごみ排出量の減量化目標	2.5%削減
事業系ごみ原単位の減量化目標	7.5%削減
資源化率の目標	21%以上

表1-1-3 計画目標年度における原単位の減量化率目標

項目			年度	基準年		中間年		中間年		目標年
				R3年度		R8年度		R13年度		R18年度
ごみ 排出量	排出量	目 標	—		-5.6%		-9.8%		-11.0%	
		排出量	16,391	⇒	15,473	⇒	14,781	⇒	14,591	
	原単位	目 標	—		-3.8%		-6.5%		-6.0%	
		原単位	939	⇒	902.9	⇒	877.8	⇒	882.0	
生活系ごみ	排出量	目 標	—		-8.6%		-12.2%		-13.7%	
		排出量	12,372	⇒	11,312	⇒	10,864	⇒	10,673	
	原単位	目 標	—		-6.8%		-8.9%		-8.9%	
		原単位	709	⇒	660.1	⇒	645.2	⇒	645.2	
資源を除く 生活系ごみ	原単位	目 標	—		-9.1%		-12.0%		-12.0%	
		原単位	662	⇒	601.7	⇒	582.2	⇒	582.2	
事業系ごみ	排出量	目 標	—		3.5%		-2.5%		-2.5%	
		排出量	4,019	⇒	4,161	⇒	3,917	⇒	3,918	
	原単位	目 標	—		-1.4%		-8.8%		-7.5%	
		原単位	227	⇒	223.8	⇒	207.0	⇒	210.0	
資源化率	目 標		11.8%	⇒	18.2%	⇒	21.2%	⇒	21.1%	

※ただし、事業系ごみの原単位については資源ごみを除く。

第2章 富士吉田市の概要

1. 沿革

富士北麓の歴史は遠くさかのぼればさかのぼるほど神話、民話伝承の世界に溶け込んでいき、それらと密接な関係を持つ富士山信仰を基盤に富士吉田市は発展を遂げてきた。

上吉田地区の北口本宮富士浅間神社と、御師の家並みはその面影を伝えている。秦の始皇帝の家臣、徐福が伝えたと言われる甲斐絹は、明治以降織物産業が近代産業として脚光を浴び、この地域の主たる産業として発展し、富士吉田市はその織物産業を軸として、政治・経済・交通などあらゆる面で富士北麓の中核都市としての役割を果たしてきた。

市の沿革は、昭和26年、富士上吉田町、下吉田町、明見町を合併して市制をスタートさせ、昭和35年には、上暮地地区を合併して現在に至っている。日本のシンボルである富士山の麓に広がる本市は、市域の大部分が国立公園内にあり、土地利用の面で大きな制約があるとはいえ、世界遺産に登録された富士山に抱かれた自然環境は、市民にかぎりない恩恵を与えてくれ、大きな誇りにもなっている。

現在富士吉田市は、いつまでもこのまちで暮らしたい、このまちで子どもを育てたいとだれもが思えるまちづくりを目指し、飛翔している。世界遺産である富士山に抱かれた自然環境は、市民にとって大きな誇りであるとともに、限りない恩恵を与えてくれている。現在も、自然との調和を保ちながら、富士山とともに歩む国際都市として発展している。

2. 位置

本市は山梨県のほぼ南東部、北緯35度30分、東経138度48分に位置し、図1-2-1に示すとおり都心から100km圏内にある。

行政区域面積は、121.74km²であるが、その大部分は富士山麓の山林・原野で占められ、豊富な自然を国民的資産として有している。

図1-2-2に示すとおり本市の東は都留市、忍野村及び山中湖村、北は西桂町に、西は富士河口湖町及び鳴沢村にそれぞれ接し、南に富士山を控え、静岡県と県境をなしている。

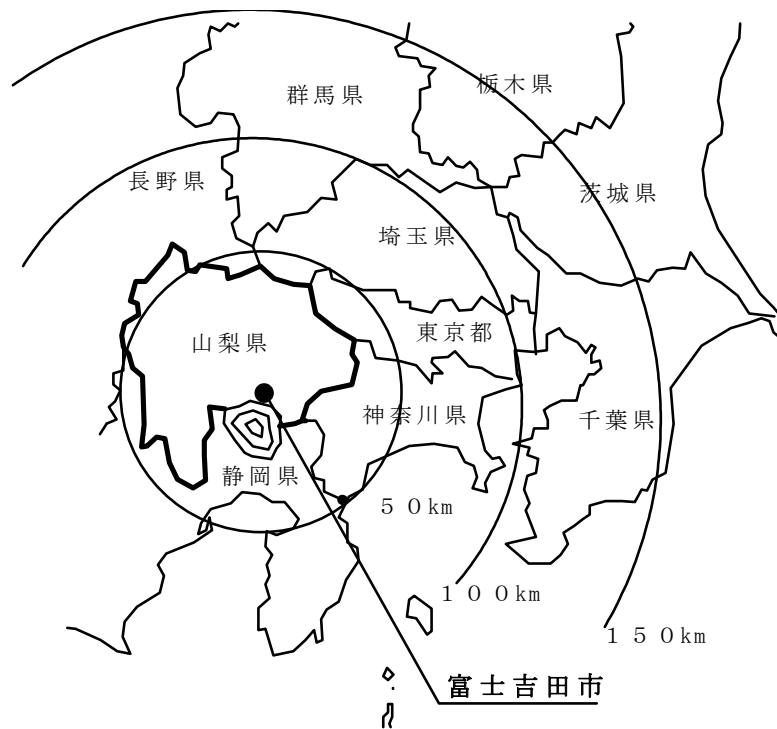


図1-2-1 富士吉田市の位置



図1-2-2 山梨県における富士吉田市の位置

(Mapion 地図検索ページより)

表1-2-1 本市の広ぼう

位 置				総面積	海拔 (m)	
東 経		北 緯		km ²	市役所	富士山
極東	極西	極北	極南	121.74	769	3,776
138度52分	138度44分	35度31分	35度21分			
杓子山山頂	丸山下	富士山頂	三ツ峠			

(本市ホームページ)

3. 人 口

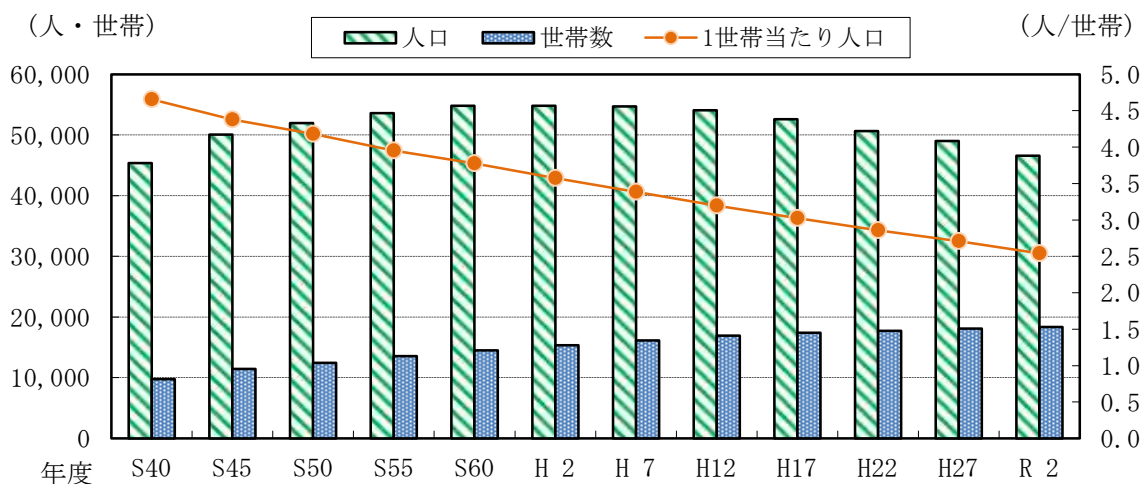
国勢調査年の本市の人口及び世帯数の推移を、表1-2-2及びグラフ1-2-1に示す。人口は減少に転じ、世帯数は増加しており、1世帯当たりの人口は減少している。

表1-2-2 本市の人口及び世帯数推移

年度	人口	世帯数	1世帯当たり人口	年度	人口	世帯数	1世帯当たり人口
S40	45,384	9,750	4.65	H 7	54,691	16,149	3.39
S45	50,046	11,427	4.38	H12	54,090	16,928	3.20
S50	51,976	12,438	4.18	H17	52,572	17,381	3.02
S55	53,569	13,551	3.95	H22	50,619	17,713	2.86
S60	54,796	14,509	3.78	H27	49,003	18,091	2.71
H 2	54,804	15,328	3.58	R 2	46,552	18,335	2.54

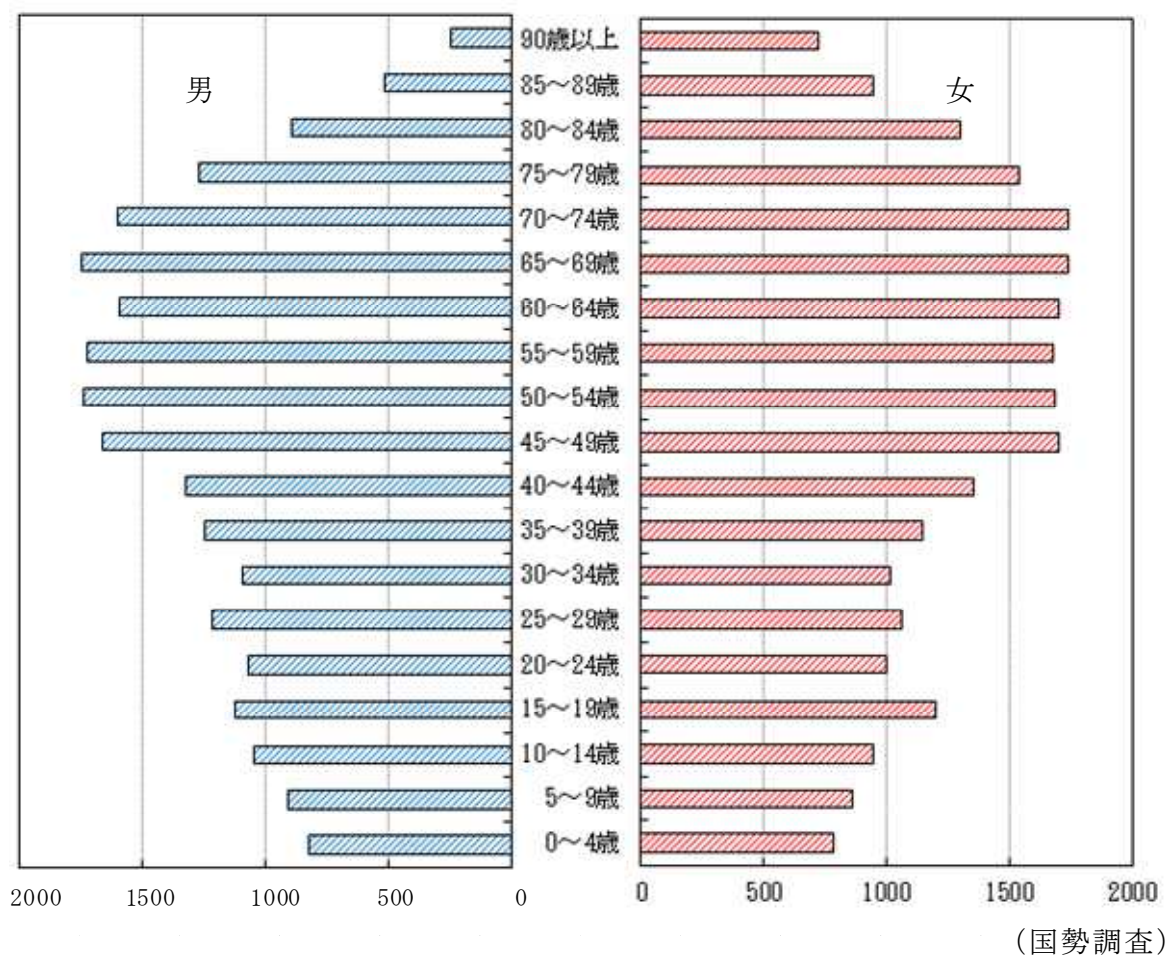
(国勢調査)

グラフ1-2-1 本市の人口及び世帯の推移 (国勢調査)



令和2年の5歳階級別人口を、グラフ1-2-2に示す。男女とも45歳以上の人口が多く、男は、50歳から69歳までが、ほぼ同数で多く、女は45歳から74歳がほぼ同数で多い。若年齢層は少なく、特に、高校在学中の15歳から19歳から、高校を出た20歳から24歳が減少している。

グラフ1-2-2 令和2年国勢調査の本市の5歳階級別人口（単位：人）



4. 地形・地質及び植生

(1) 地形及び水系

本市の地形は富士山に向かっての緩やかな傾斜地が大半であり、そのほぼ中心を桂川が流れている。地質的には富士山の火山岩・火山灰・火山礫等が堆積された地帯が多く、火山性土質のため農業の生産性は乏しい土壌といえる。

山梨県の山系・水系を、図1-2-3に示す。



図1-2-3 山梨県の山系・水系図

(2) 地 質

本市周辺の地質は、富士山の火山岩・火山灰・火山礫等が堆積された地帯が多く、火山性土質である。山梨県の地質概要図を、図1-2-4に示す。

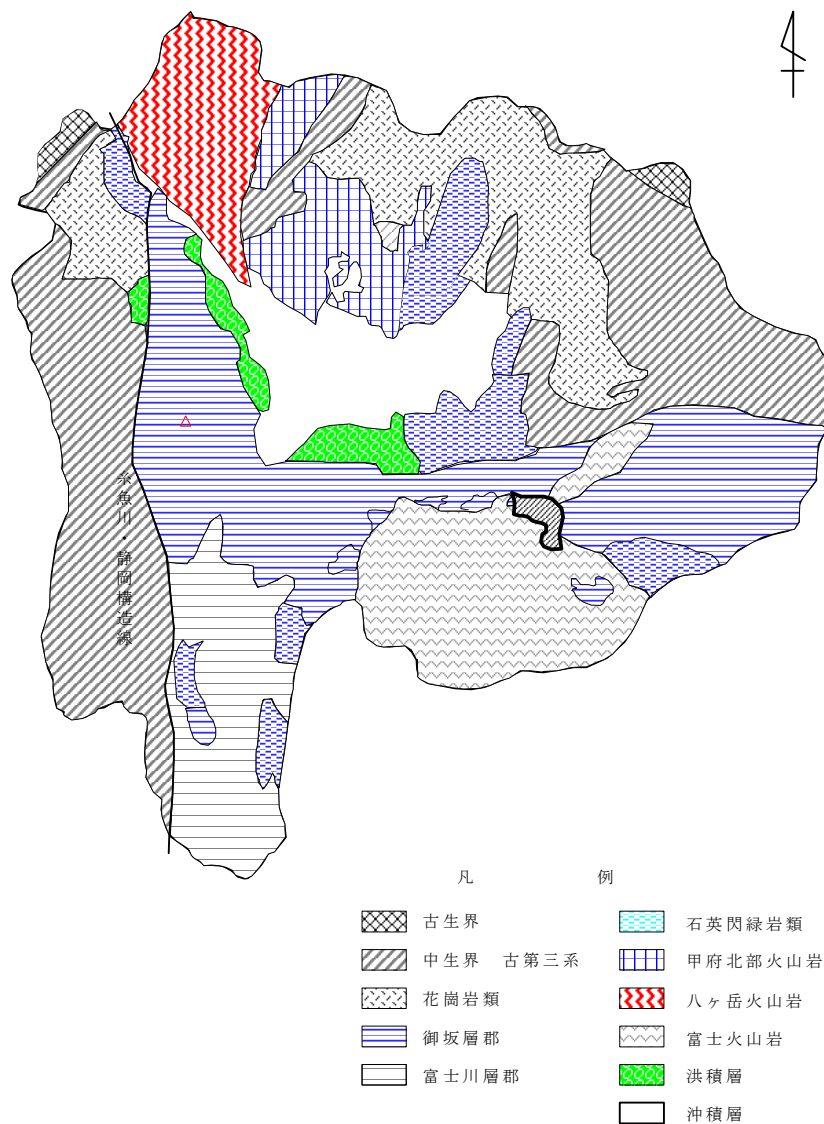


図1-2-4 山梨県の地質概略図

(3) 植 生

本市の区域内では桂川の流域にはスギ、ヒノキ、アカマツの植林が点在している。

山梨県の植生概要図を、図1-2-5に示す。

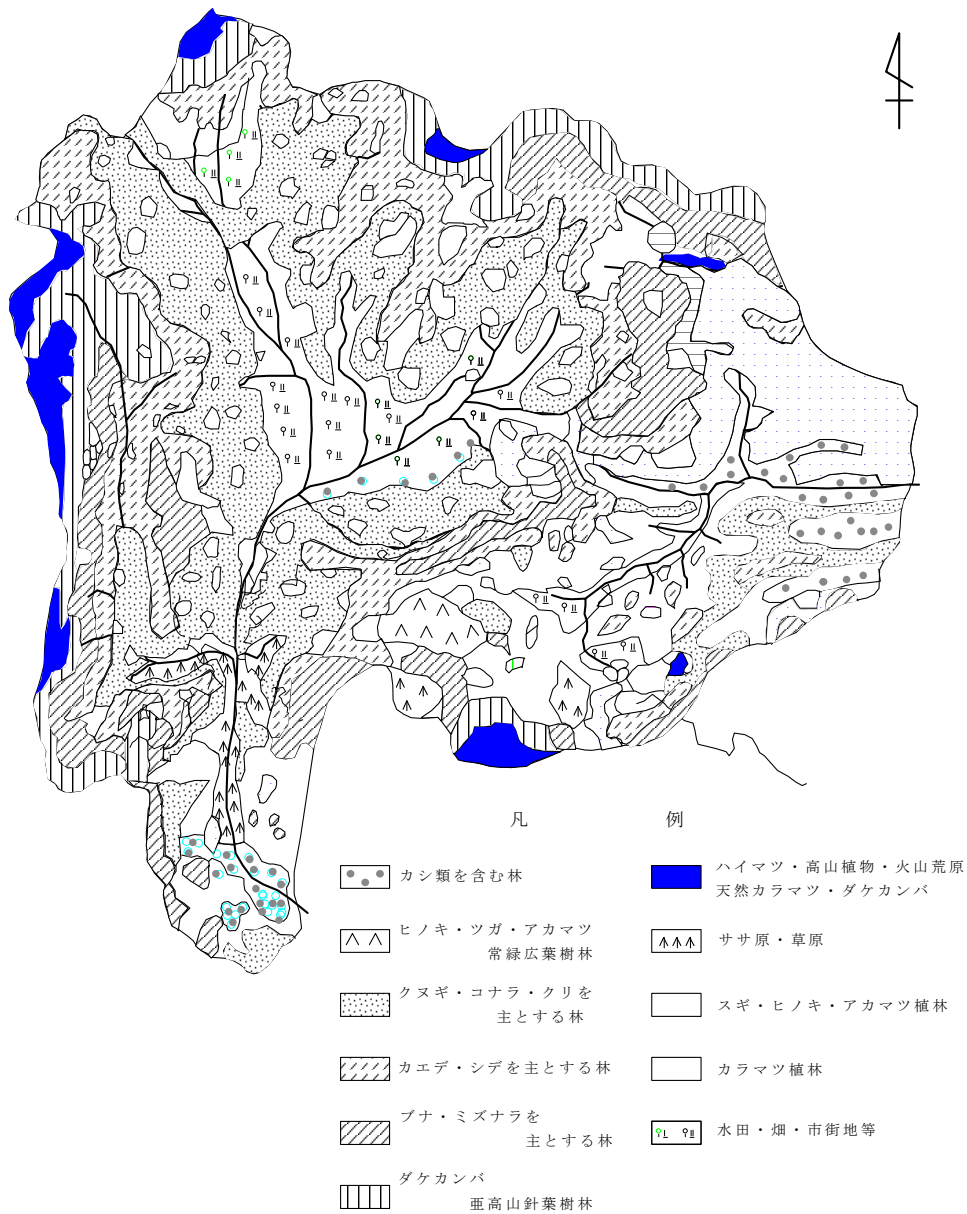


図1-2-5 山梨県の植生概要図

5. 気候特性

本市は、富士山の北麓に位置しており、標高も高く、そのため年平均気温は12.6℃程度と低い。さらに、北西の季節風が強い冬季は、1月及び2月の平均気温は0℃以下の年が多い。夏は平均気温が20℃から23℃前後と涼しく、高冷地の典型的な気候を示している。

ここでは、隣接する富士河口湖町にあるアメダス測候所のデータをもとに気候特性を把握した。山梨県の気候区分図を、図1-2-6に示す。

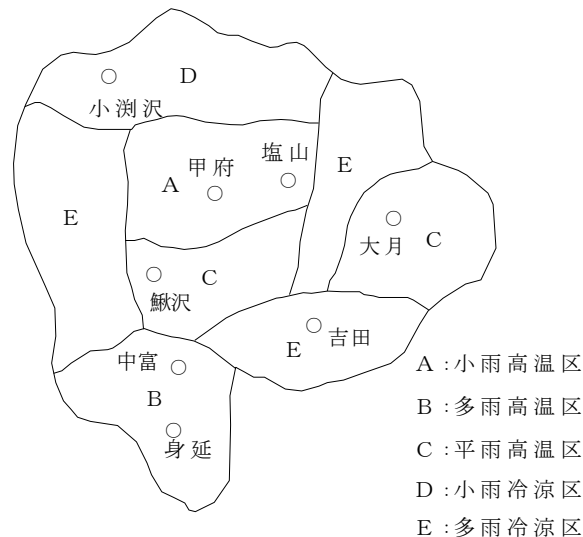
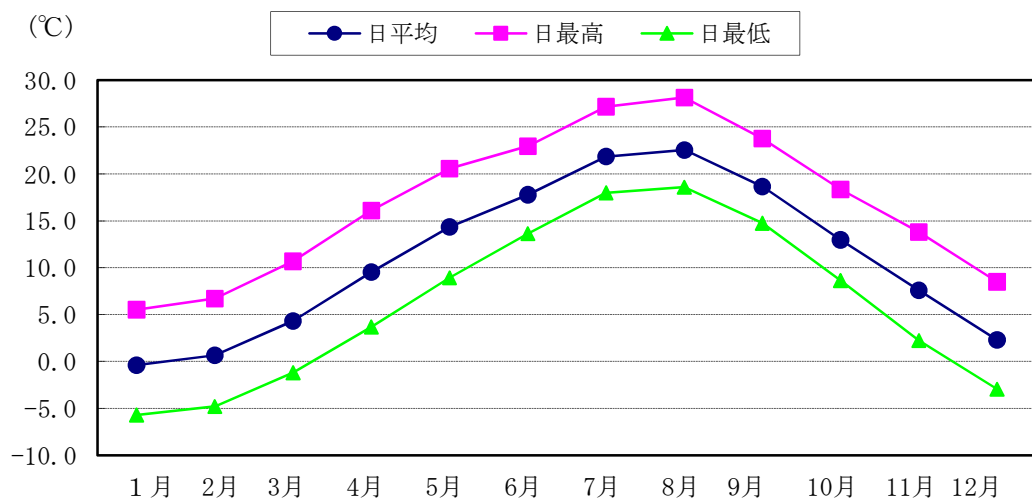


図1-2-6 山梨県の気候区分図

(1) 気 温

平成4年（1992）から令和3年（2021）の過去30年間の月別平均気温をグラフ1-2-3に示す。過去30年間の平均気温は、12.6℃である。1980年以後の最高気温の極値は、平成30年（2018）7月23日の35.2℃で、最低気温の極値は昭和59年（1984）2月29日の-18.8℃である。ただし、2000年代では-20℃を下回ることはない。

グラフ1-2-3 過去30年間の月別平均気温（単位：℃）

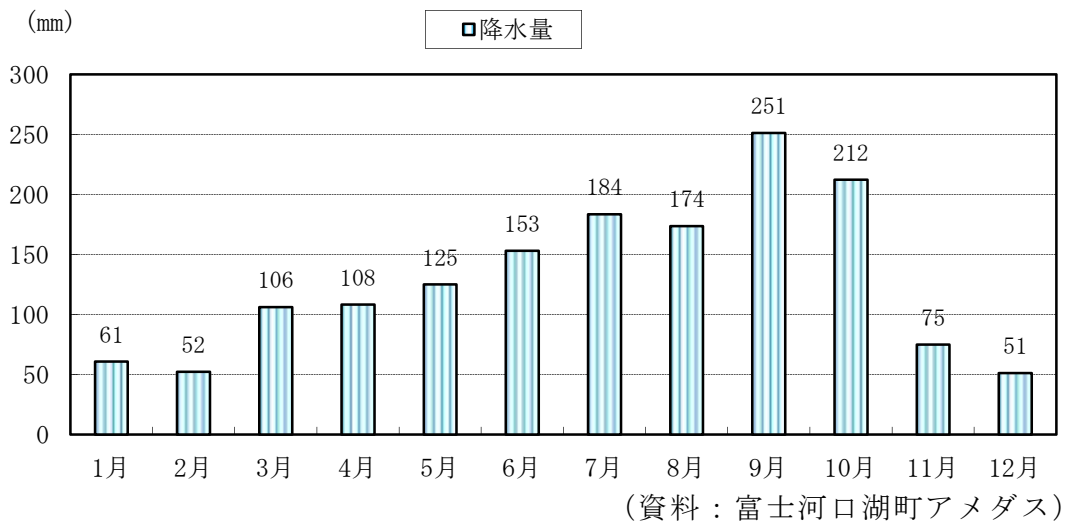


（資料：富士河口湖町アメダス）

(2) 降水量及び積雪量

平成4年（1992）から令和3年（2021）の過去30年間の降水量の月別推移を、グラフ1-2-4に示す。過去30年間の年間降水量の平均値は約1,536mm/年となっている。

グラフ1-2-4 過去30年間の月別平均降水量（単位：mm/月）



降水量及び積雪量の最大値等を、表1-2-3及び表1-2-4に示す。平成4年（1992）以後の1時間最大降水量は、平成30年（2018）10月1日の54.5mmで、24時間最大降水量は、令和元年（2019）10月12日の286.5mm、年間最大降水量は、平成16年（2004）の2,065.5mmである。

本区域は、積雪は通常は多い年でも60cm程度であるが、平成26年（2014）2月15日は143cmの積雪があった。

表1-2-3 降水量の最大値（単位：mm）

日最大降水量		年最大
1時間値	24時間値	降水量
54.5	293	2,065
H30. 10. 1	R1. 10. 12	H16

表1-2-4 積雪量の最大値（単位：cm）

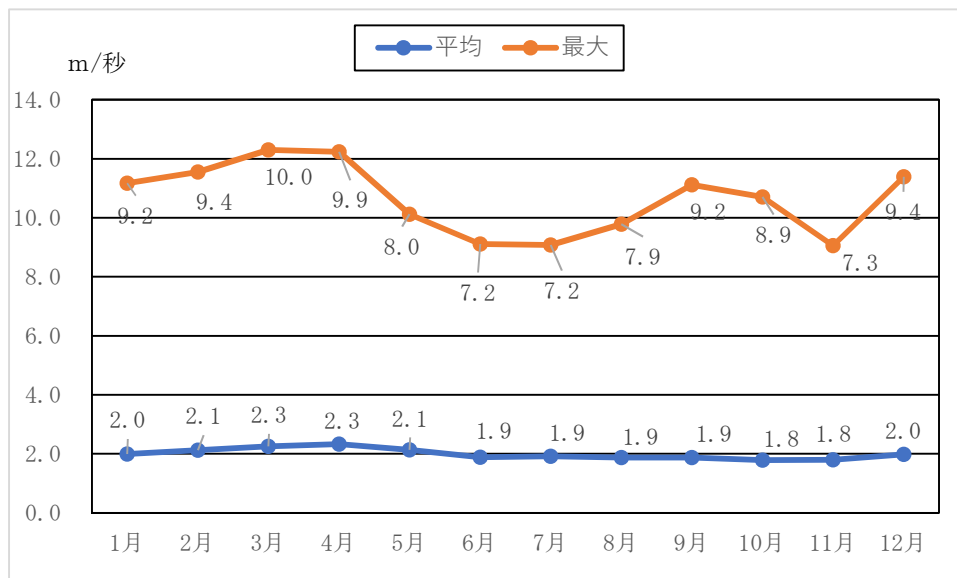
日合計	月合計	寒候年 合計	月最深 積雪
75	190	243	143
H26. 2. 14	H26. 2月	H26	H26. 2. 15

(3) 風向・風速

過去20年間の月間平均風速及び月間最大風速を、グラフ1-2-5に示す。

通年の平均風速は1.8m/秒～2.3m/秒程度であり、平成14年（2002）以後の瞬間最大風速は、平成30年（2018）2月16日に東南東の風41.9m/秒を記録している。また最大風速は、平成14年（2002）10月1日の20.4m/秒である。

グラフ1-2-5 過去20年間の月間平均風速及び月間最大風速（単位：m/秒）



6. 産業

(1) 産業別人口

国勢調査年の産業別人口の推移を、表1-2-5及びグラフ1-2-6に示す。令和2年の産業別人口比率は、第1次産業が1.1%、第2次産業が35.4%、第3次産業が63.5%の割合である。

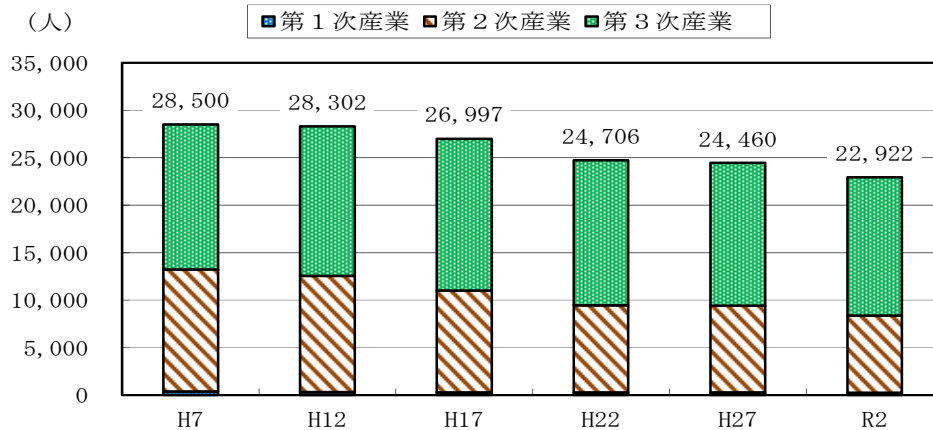
第1次産業、第2次産業は減少を続けているが、第3次産業は平成17年までは増加傾向であった。

表1-2-5 産業別人口の推移（単位：人）

	H7	H12	H17	H22	H27	R2
第1次産業	389	314	279	266	268	252
第2次産業	12,849	12,251	10,734	9,167	9,145	8,116
第3次産業	15,262	15,737	15,984	15,273	15,047	14,554
合計	28,500	28,302	26,997	24,706	24,460	22,922

（出典：国勢調査）

グラフ1-2-6 産業別人口の推移



(2) 事業所数及び従業者数

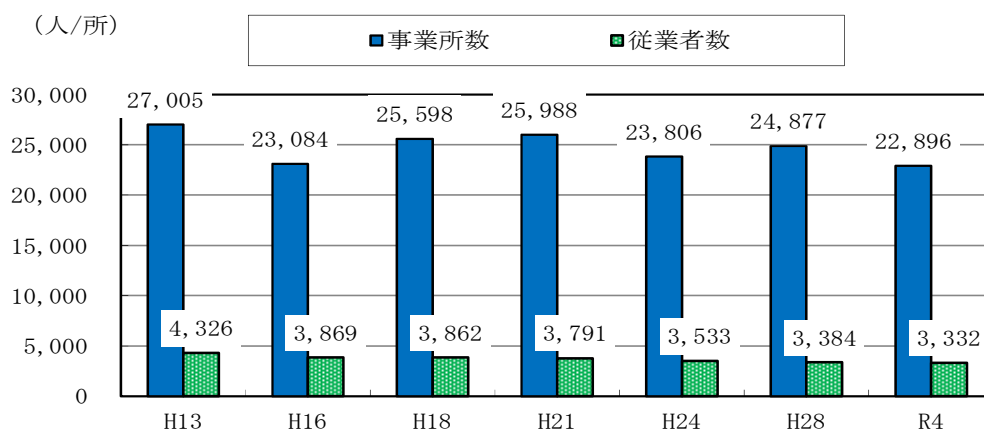
本市の平成13年から令和4年の事業所数及び従業者数の推移を、表1-2-6及びグラフ1-2-7に示す。事業所数は減少傾向であり、従業者数は増減がありながらも、やや減少傾向にある。

表1-2-6 事業所数及び従業者数の推移（単位：所、人）

	H13	H16	H18	H21	H24	H28	R4
事業所数	4,326	3,869	3,862	3,791	3,533	3,384	3,332
従業者数	27,005	23,084	25,598	25,988	23,806	24,877	22,896

(富士吉田市統計書)

グラフ1-2-7 事業所数、従業者数の推移



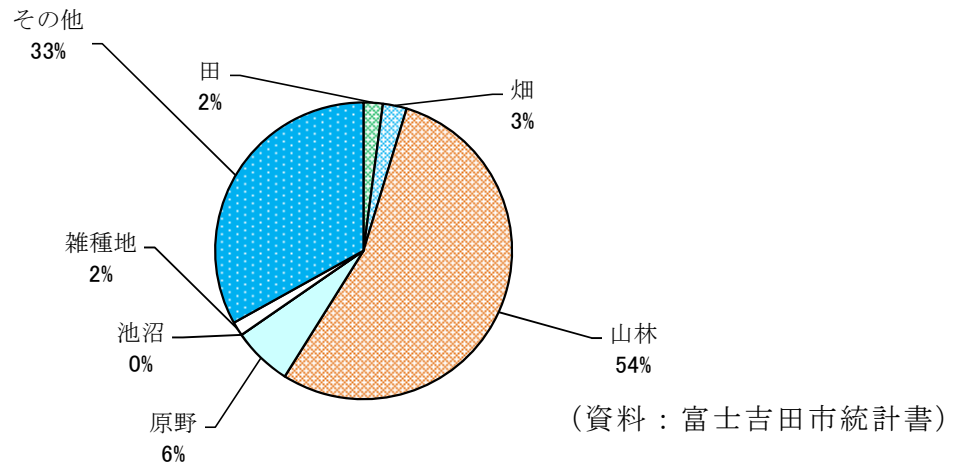
7. 土地利用状況

平成24年から令和元年の本市の土地利用状況を、表1-2-7に示す。令和元年の本市の土地利用状況を、グラフ1-2-8に示す。山林が全体の47%を占めており、農用地は年々減少している。

表1-2-7 土地利用状況（単位：千m²）

	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	その他	合計
H24	7,855	2,654	2,941	42,012	7,349	17	1,714	57,288	121,830
H25	7,973	2,625	2,933	61,821	7,347	17	1,746	37,368	121,830
H26	8,048	2,597	2,921	61,793	7,339	17	1,746	37,369	121,830
H27	8,094	2,586	2,911	61,785	7,339	17	1,741	37,357	121,830
H28	8,170	2,560	2,908	61,781	7,331	17	1,694	37,279	121,740
H29	8,200	2,521	2,865	61,529	7,334	17	1,743	37,531	121,740
H30	8,247	2,481	2,859	61,526	7,332	17	1,749	37,529	121,740
R1	8,300	2,388	2,919	61,526	7,333	17	1,741	37,516	121,740

グラフ1-2-8 令和元年度の土地利用状況



8. 交 通

本市周辺の交通を、図1-2-7に示す。本市の道路網は、高速道路が中央自動車道富士吉田線、東富士五湖道路の二路線、また主要な道路としては、甲府方面への国道137号、東京方面から富士宮方面への国道139号、さらに御殿場方面への138号の各路線がある。また、富士山への観光客、登山客のアクセス道路として、富士スバルラインがあり、例年多くの観光客で賑わっている。このため観光シーズンは交通渋滞が主要国道にまで影響する時も多い。

鉄道では、東京方面からの乗り入れとして大月市から都留市を経て本市に至る富士急行鉄道がある。また、中央自動車道からのバス輸送による乗り入れも行われており、流出入客が鉄道、バス、自動車とその利用において分散が年々進行している傾向にある。



図1-2-7 本市周辺の交通

9. 自然公園等

(1) 自然環境保全地区等の保護管理

山梨県では、ふるさとの豊かな自然環境を保護するために、自然環境保全条例に基づき将来にわたって保存していく必要がある地域や動植物等を自然環境保全地区・自然記念物に指定している。

本市では、次の表1-2-8のとおり指定されている。

表1-2-8 自然記念物

名 称	生息区(生育地、所在地)	所有区分
新屋山神社 の社そう	富士吉田市新屋字山の神河原一、	民有地 0.52ha
	二三〇番地及び一、二三一番地の全部	

(出典：やまなしの環境 令和2年版)

(2) 自然公園地域における規制

自然公園は、自然公園法に基づいて指定された国立公園と国定公園、山梨県自然公園条例に基づいて指定された県立自然公園がある。自然公園内は特別保護地区、特別地域（第1種、第2種、第3種特別地域）と普通地域に区分され、その区分に応じて各種の行為に制限があり、許可や届出が必要である。

本市は、このうち富士箱根伊豆国立公園に指定されている。この国立公園は昭和11年に国立公園に指定され、昭和52年に当時の環境庁（現環境省）と山梨県、その後関係市町村等を含め地種区分の設定などの公園計画について協議を重ね平成18年3月22日に新公園計画がスタートした。公園の概要は表1-2-9のとおりである。

表1-2-9 富士箱根伊豆国立公園の概要

関係市町村(県)名	公 園 指 定				県土面積に対する比率(%)	摘要(ha)
	指定	面積	特別地域	普通地域		
	年月日	(ha)	(ha)	(ha)		
(山梨、静岡、神奈川、東京) 山中湖村、 富士吉田市 、 富士河口湖町、西桂町、 忍野村、鳴沢村、身延町	S11.2.1	36,742	23,431	13,311	8.2	特保 3,229
						第1種 2,065
						第2種 7,760
						第3種 10,431

(出典：やまなしの環境 令和2年版)

(3) やまなしの歴史文化公園の整備

山梨県では、郷土の歴史的文化的資産と周囲の自然景観が一体をなしている地域を「やまなしの歴史文化公園」として指定し、その保全と適正な活用を図っている。

各地域では、これらの公園のもつ歴史文化的資産を再認識し、住民自ら守り育てていく気運を高めるための取り組みが行われている。

本市では、次の表1-2-10の区域が指定されている。

表1-2-10 やまなしの歴史文化公園指定状況

公園名	市町村名	区域	面積 ha	指定年月日
富士の里	富士吉田市	北口本宮富士浅間神社、旧宮下家住宅、吉田の火祭りほか	1,540	H元.2.17

(出典：やまなしの環境 令和2年版)

第3章 関係法令

1. 関連法令

本計画に関する関連法令及びその概要は次のとおりである。

(1) 一般廃棄物関連法令

①廃棄物処理法

本法は、昭和45年12月25日法律第137号として制定され、令和4年6月17日に最終改正された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」であり、廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的とした法律である。

本法では、廃棄物の定義、国民、事業者、国、地方公共団の責務、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理、処分等について定めている。

なお、本法では、地方公共団体の責務及び一般廃棄物処理計画について、次のように定めている。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

②循環型社会形成推進基本法

本法は、平成12年6月2日（法律第11号）に制定された、日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律である。本法の整備により、廃棄物・リサイクル政策の基盤が確立された。

廃棄物、リサイクル対策は、廃棄物処理法の改正などによって個別の対処が図られてきたが、膨大な廃棄物量、最終処分場の確保の問題、不法投棄の増大等の問題が年々複雑化するため、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することに解決策を求めることとし、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとして本法を定めた。

③環境基本法

平成5年11月19日施行（最終改正：令和3年9月1日）。本法は、環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的としている。

④資源有効利用促進法

本法は、平成13年4月1日に施行（最終改正：令和5年1月1日）し、次のことを目的としている。

1. 事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策の強化
2. 製品の省資源化・長寿命化などによる廃棄物の発生抑制（リデュース）対策
3. 回収した製品からの部品などの再使用（リユース）対策

また産業廃棄物対策としての副産物の発生抑制（リデュース）など循環型経済システムの構築を目指すものである。

⑤容器包装リサイクル法

容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成7年6月16日法律第112号）は、日本における循環型社会形成を推進する法律のうち、容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集、リサイクル等に関する法律である。

本法は、1995年（平成7年）12月15日、1996年（平成8年）6月15日及び1997年（平成9年）4月1日の3回に分けて施行された。2000年（平成12年）4月1日には一部規定の適用除外期間が経過し、平成20年4月に改正容器包装法として完全施行された。

本法は、平成9年4月からガラス製容器、飲料用ペットボトル、飲料用紙パックなどを対象として施行され、平成12年4月から、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装と飲料用紙パック以外の紙製容器包装を新たに対象とするとともに、特定事業者の範囲も拡大された。

⑥家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号、最終改正：平成27年4月1日）とは家庭用電化製品のリサイクルを行い、廃棄物を減らし、資源の有効利用を推進するための法律であり、家電リサイクル法と略される。

現在は、エアコン・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫・テレビ（ブラウン管、

液晶・プラズマ)などの家庭用の電気製品(使用済み)について製造業者・輸入業者等に回収と再利用を義務化している。

一方、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成25年度4月1日)が施行され、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することとした。

本法律に該当する家電製品は、携帯電話、PHS端末、タブレットを含むパソコン、電話機、FAX、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDプレーヤー/レコーダー、デジタルオーディオプレーヤーなどの音響機器、パソコン用の補助記憶装置(HDDなど)、電子書籍端末、電子辞書、電卓、電子血圧計、電子体温計、ドライヤーやシェーバーを含む理容機器、懐中電灯、時計、ゲーム機、カー用品、などである。

(2) 廃棄物関連法令

①食品リサイクル法

平成12年6月7日法律第116号(最終改正:令和2年12月1日)は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている法律である。

②グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)の通称。国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することを通じて、持続的発展が可能な社会の構築に寄与するのを目的としている。国等の各機関に求められる取り組みのほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めている。

③建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)は、建設資材のリサイクル等について定められた法律。略称、建設リサイクル法である。

本法では、特定建設資材を用いた建築物などの解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事などで、一定規模以上の建設工事について、その受注者などに対し、分別解体や再資源化などを行うことを義務付けている。

④自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日法律第 87 号）で、この法律に基づき、自動車メーカーがリサイクルの責任を果たすこととなった。自動車所有者は、使用済となった自動車は引取り業者に引き渡し、また、リサイクル料金を負担することとされている。

2. その他の関連法令の概要

廃棄物処理関連法のうち、本計画には直接の関連はないが、本市に関連あるものを次に示す。

①ダイオキシン類対策特別措置法

平成 12 年 1 月 15 日施行（最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）。この法律は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることに鑑み、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としている。

②産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律

平成 4 年 9 月 25 日施行（最終改正：平成 27 年 8 月 1 日）。この法律は、我が国における近年の国民経済の発展に伴い、産業廃棄物の排出量が増加するとともに、その種類が多様化し、産業廃棄物の処理施設に対する需要が著しく増大していることに鑑み、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うための一群の施設の整備をその周辺地域の公共施設の整備との連携に配慮しつつ促進する措置を講ずることにより、産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

③浄化槽法

昭和 60 年 10 月 1 日施行（最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）。この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。

④特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律

平成 5 年 12 月 16 日公布（最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）。この法律は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という）等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的としている。

3. 公害防止関連法令

公害防止関連法令及びその基準値を次に示す。

(1) 大気汚染防止法関係

①大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

本施設は大気汚染防止法の対象となる施設であり、大気汚染防止法上の位置づけを、表1-3-1に示す。

表1-3-1 大気汚染防止法の本施設の位置づけ

番号	施設名	規模要件
13	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上
		焼却能力 200kg/時 以上

②ばいじん及び窒素酸化物の基準値

本施設の、ばいじん及び窒素酸化物の基準値を、表1-3-2に示す。本施設は、このうち「2～4 t」に当たる。

表1-3-2 大気汚染防止法のばいじん及び窒素酸化物の基準値

規模の単位は、1時間当たりの焼却量を示す。

	施設種類	規模	新設基準値			
			O ₂	ばいじん (g/m ³ N)		NO _x
			(%)	一般	特別	(ppm)
廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉	4 t 以上	12	0.04	0.04	250～700
		2～4 t	12	0.08	0.08	
		2 t 未満	12	0.15	0.15	

③硫黄酸化物の基準値

硫黄酸化物の基準値は、下記の式で表されるK値で規制され、本施設の基準値はK = 17.5である。

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

q：硫黄酸化物の許容排出量(単位；0℃・1気圧の状態に換算したm³毎時)

K：地域別に定める定数

He：補正された排出口の高さ（煙突実高＋煙上昇高）

$$He = H_0 + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = 0.795 \sqrt{(Q \cdot V) \div \{1 + (2.58 \div V)\}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \{2.301 \log J + (1 \div J) - 1\}$$

$$J = (1 \div \sqrt{(Q \cdot V)}) [1460 - 296 \times \{V \div (T - 288)\}] + 1$$

（これらの式においては、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表

わすものとする。

He 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Ho 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q 温度十五度における排出ガス量（単位 立方メートル毎秒）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

④塩化水素の基準値

本施設の塩化水素の基準値を、表1-3-3に示す。

表1-3-3 大気汚染防止法の塩化水素の基準値

廃棄物焼却炉	700 mg/m ³	430 ppm
--------	-----------------------	---------

⑤ダイオキシン類の基準値

大気汚染防止法の排ガス中のダイオキシン類の基準値を、表 1-3-4 に示す。

本施設は、2t/h-4t/h の施設に当たる。

表1-3-4 大気汚染防止法の排ガス中のダイオキシン類の基準値

（単位：ng-TEQ/m³N）

特定施設種類	施設規模 （焼却能力）	新施設 設基準	既施設 設基準
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	0.1	1
（火床面積が 0.5 m ² 以上、又は 焼却能力が 50 kg/h 以上）	2t/h-4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10

焼却灰に含まれるダイオキシン類の基準値を、表1-3-5に示す。

表1-3-5 焼却灰中のダイオキシン類の基準値

施設の種類	処理基準
廃棄物焼却炉	3 ng-TEQ/ g

(2) 水質汚濁防止法関係

水質汚濁防止法の排出基準を、表1-3-6に示す。

表1-3-6 水質汚濁防止法の排水基準

項 目		許容限度
水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8以上8.6以下
	海域に排出されるもの	5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160mg/L (120)
化学的酸素要求量 (COD)		160mg/L (120)
浮遊物質量 (SS)		200mg/L (150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000個/cm ³
窒素含有量		120mg/L (60)
リン含有量		16mg/L (8)

注1) () 内の数値は最大を示す。

注2) 一般廃棄物処理施設に関連する備考 (抜粋)

- 「日間平均」許容限度は1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたもの。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域 (湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- リン(りん)含有量についての排水基準は、リン(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

(4) 悪臭防止法関係

①山梨県の基準

悪臭防止法に基づく山梨県の敷地境界における悪臭の臭気指数の基準を、表1-3-9に示す。

表1-3-9 悪臭防止法に基づく山梨県の環境基準

法第四条第二項第一号の規定による規制基準

区分	規制基準
A 区域	臭気指数 1 3
B 区域	臭気指数 1 5
C 区域	臭気指数 1 7

②悪臭防止法に基づく臭気物質の基準

悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の許容濃度を、表1-3-10に示す。

表1-3-10 悪臭防止法に基づく悪臭物質許容濃度（単位：ppm）

特定悪臭物質の種類	許容濃度	特定悪臭物質の種類	許容濃度
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

第4章 ごみ処理の現況と課題

第1節 ごみ処理体制の現況

1. ごみの分別種類

本市の生活系ごみの分別種類を、表 1-4-1 に示す。

表 1-4-1 生活系ごみの分別種類

種 類	方 法	金 額
可燃ごみ	指定ごみ袋（週 3 回）	1 k g あたり 2 円 （ごみ袋代に含）
不燃ごみ	コンテナ回収（週 1 回）	無料
ビン・カン	コンテナ回収（週 1 回）	無料
新聞・雑誌等	ステーション回収 （週 1 回・雨天中止）	無料
ペットボトル 発泡スチロール ダンボール	拠点回収	無料
持込み可燃 （粗大ごみ）	計量制 （自動精算機）	1 k g あたり 2 円
リサイクル 粗大回収	運搬量＋処理費	運搬量 1 個 1,300 円 1 個 1,500 円 1 個 1,700 円 4 個からは 1 点につき 750 円が加算

これらのごみ以外に本市では、上吉田コミセン・下吉田コミセン・明見コミセン・上暮地コミセン・第四保育園・熊穴公園付近の市内 6 ヶ所に設置されているリサイクルステーションでは紙類・ペットボトル・発泡スチロール・トレイ・食用油・乾電池・バッテリーといった資源物を年末年始以外に回収している。

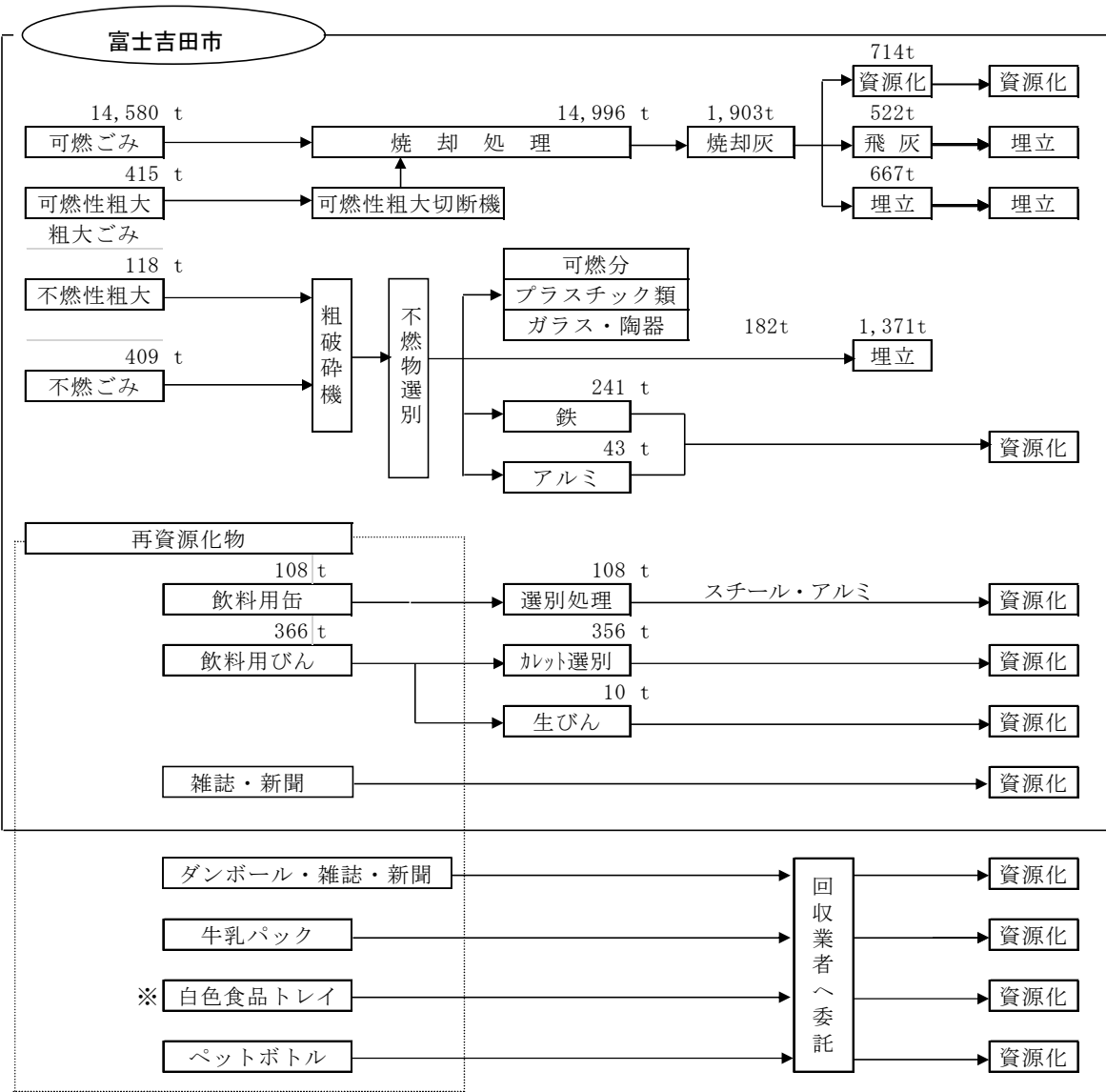
2. 現在のごみ処理体制

(1) ごみ処理フロー

本市の令和 3 年度のごみ処理フローを、図 1-4-1 に示す。

本市で発生した一般廃棄物としてのごみは施設へ搬入された後は本市の環境美化センターで中間処理・資源化を行っている。最終処分については、焼却灰、固化灰等の処理・処分を委託している。

記載した数値は令和 3 年度の施設搬入及び排出量である。



※ 白色の食品トレイは市において資源化

図 1-4-1 本市のごみ処理フロー

(2) ごみ処理の主体

本市のごみ処理の主体を、表 1-4-2 に示す。

表 1-4-2 ごみ処理の主体

排出 形態	ごみ種別		収集 運搬	中間処理	最終処分 等
生活系ごみ	収 集	可燃ごみ	委託	市 (委託)	埋立及び 一部資源 化
		不燃ごみ			
		可燃粗大			
		不燃粗大			
		カン	委託	市 (委託)	資源化
		ビン			
		新聞・雑誌類			
	一般搬入	可燃ごみ	直接搬入	市 (委託)	埋立及び 一部資源 化
		不燃ごみ			
		可燃粗大			
		不燃粗大			
		カン	直接搬入	市 (委託)	資源化
		ビン			
		他資源物（ペット、トレイ等）	直接搬入	委託	資源化
事業系ごみ	一般搬入	可燃ごみ	直接搬入	市 (委託)	埋立及び 一部資源 化
		不燃ごみ			
		可燃粗大			
		不燃粗大			
		カン	直接搬入	市 (委託)	資源化
		ビン			
	許可業者	可燃ごみ	許可業者	市（委託）	埋立及び 一部資源 化
		不燃ごみ	許可業者	再生業者	
資 源		紙類	集団回収	委託	資源化
		ペットボトル、トレイ			
		食用油			
		乾電池			
		バッテリー			
特定家庭用家電機器		エアコン、テレビ、 洗濯機、冷蔵庫	指定引取業者		
資源有効利用機器					

第 2 節 収集・運搬の現況

収集・運搬の現況を、表 1-4-3 及び表 1-4-4 に示す。収集形態は可燃ごみ、不燃ごみ、カン・ビンとも委託により収集し、粗大ごみは電話によるリクエスト方式である。

収集方式は、ステーション方式を採用しており、不燃物とカン・ビンの収集はコンテナで行っている。

表 1-4-3 収集の現況

区 分		項 目
収集形態	可燃ごみ	委 託
	不燃ごみ	委 託
	ビン・カン	委 託
	新聞・雑誌類	委 託
収集方式	可燃ごみ	ステーション方式（袋）
	不燃ごみ	ステーション方式（コンテナ）
	ビン・カン	ステーション方式（コンテナ）
	新聞・雑誌類	ステーション方式（しぼる）
収集回数	可燃ごみ	週 3 回
	不燃ごみ	週 1 回
	ビン・カン	週 1 回
	新聞・雑誌類	週 1 回
収集料金	可燃ごみ	1 kg 当たり 2 円
	不燃ごみ	無 料
	ビン・カン	
	新聞・雑誌類	
	粗大ごみ	1 個から 9 個までについて料金設定

表 1-4-4 運搬の現況

所 属	積載量	台 数
委託業者 計 13 台	2 t	7 台（収集車）
	2 t	6 台（運搬車）
許可業者 計 26 台	4 t	2 台（収集車）、3 台（ダンプ）
	2 t	11 台（収集車）、2 台（フックロール）
		2 台（ダンプ）、3 台（平ボディー）
	その他	1 台（ワンボックス）、2 台（軽）
合 計		39 台

第3節 ごみ排出量の実績

(用語の定義と計算数値について)

【原単位】 人口1人1日当たり排出するごみの量を表す単位 (g/人日)

【排出量】 年間の収集ごみ(生活系+事業系)+直接搬入ごみの合計

※計算数値について：本節以後のすべてのごみ量、原単位等の計算結果は、四捨五入の関係で、最終桁の数値が、表やグラフにより若干異なる場合がある。

1. ごみ量の推移

平成26年度から令和3年度の本市のごみ発生量の推移を、表1-4-5及びグラフ1-4-1に示す。これによると、ごみの発生量は平成26年度以降ゆるやかな減少傾向である。

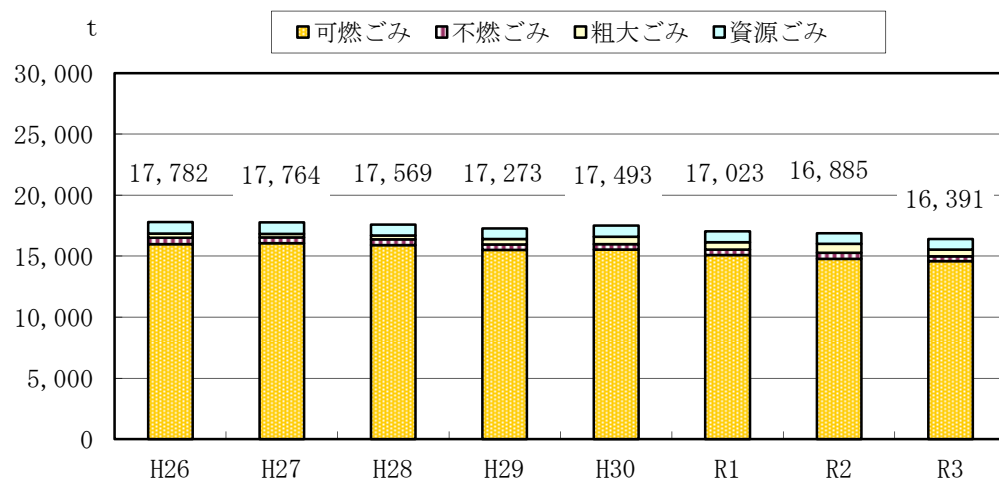
表1-4-5 ごみ量の推移(単位：t/年)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	増減率
可燃ごみ	15,977	16,047	15,909	15,511	15,539	15,090	14,777	14,580	-9.1%
不燃ごみ	535	481	463	438	436	433	500	409	-15.0%
粗大ごみ	332	289	310	461	597	622	718	534	84.8%
資源ごみ	938	947	887	863	921	878	890	868	-8.3%
合計	17,782	17,764	17,569	17,273	17,493	17,023	16,885	16,391	-7.7%

注) 集団回収は含まない。

注) 増減率は、平成27年度に対する令和3年度の増減割合である。

グラフ1-4-1 ごみ量の推移



2. 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移

(1) 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移

生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移を、表1-4-6及びグラフ1-4-2に示す。

生活系ごみ及び事業系ごみ共に一時的に増加する年度はあるものの、若干の減少傾向にある。

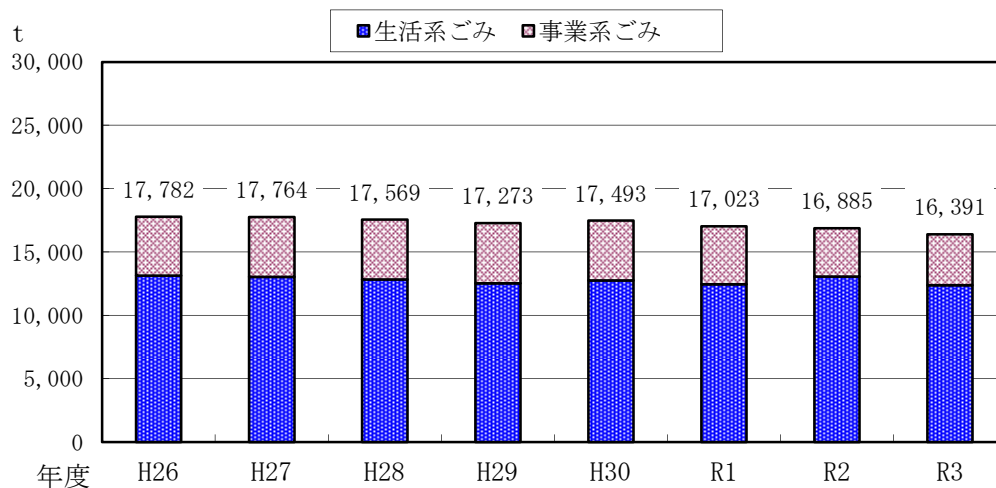
- ①ごみの排出量は、平成 26 年度から平成 29 年度はやや減少傾向であったがその後は増減繰り返しながら減少傾向である。
- ②生活系ごみも同様に、平成 26 年度以降は減少傾向である。ただし、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみは減少傾向にあり、粗大ごみはやや増加傾向にある。
- ③事業系ごみは、平成 26 年度以後は横ばいであり、可燃ごみ、不燃ごみは減少傾向にあり、粗大ごみは増加傾向、資源ごみは横ばい傾向にある。

表 1-4-6 生活系と事業系ごみの排出量の推移（単位：t/年）

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	増減率
生活系	可燃ごみ	11,417	11,404	11,255	10,874	10,900	10,634	11,064	10,651	-6.6%
	不燃ごみ	524	464	444	427	427	427	493	404	-12.9%
	粗大ごみ	314	270	294	420	554	566	671	500	85.2%
	資源ごみ	874	890	832	810	868	829	842	817	-8.2%
	小 計	13,129	13,028	12,825	12,531	12,749	12,456	13,070	12,372	-5.0%
事業系	可燃ごみ	4,560	4,643	4,654	4,637	4,639	4,456	3,713	3,929	-15.4%
	不燃ごみ	11	17	19	11	9	6	7	5	-70.6%
	粗大ごみ	18	19	16	41	43	56	47	34	78.9%
	資源ごみ	64	57	55	53	53	49	48	51	-10.5%
	小 計	4,653	4,736	4,744	4,742	4,744	4,567	3,815	4,019	-15.1%
排 出 量		17,782	17,764	17,569	17,273	17,493	17,023	16,885	16,391	-7.7%
集団回収		368	359	319	286	267	237	221	203	-43.5%
総排出量		18,150	18,123	17,888	17,559	17,760	17,260	17,106	16,594	-8.4%

注）増減率は、平成 27 年度に対する令和 3 年度の増減割合である。

グラフ 1-4-2 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移



(2) ごみの排出量原単位（人口 1 人 1 日当たり排出量）の実績

過去 8 年間のごみ排出量原単位の実績を表 1-4-7 及びグラフ 1-4-3 に示す。

- ① ごみの排出量原単位は平成 26 年度以降、横ばいで推移している。
- ② 生活系ごみ、事業系ごみともに横ばい傾向である。

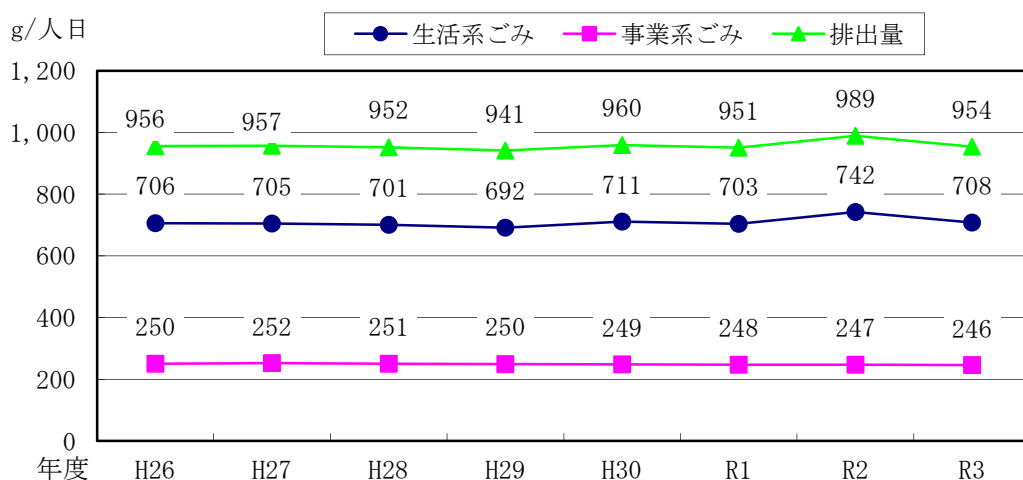
表 1-4-7 過去 8 年のごみ排出量原単位の実績（単位：g/人日）

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	増減率
生活系	可燃ごみ	613.7	617.3	615.3	600.1	607.8	600.5	628.4	609.9	-1.2%
	不燃ごみ	28.2	25.1	24.3	23.6	23.8	24.1	28.0	23.1	-8.0%
	粗大ごみ	16.9	14.6	16.1	23.2	30.9	32.0	38.1	28.6	95.9%
	資源ごみ	47.0	48.2	45.5	44.7	48.4	46.8	47.8	46.8	-2.9%
	小計	705.8	705.2	701.2	691.6	710.9	703.4	742.3	708.4	0.5%
事業系	可燃ごみ	245.1	245.7	244.5	243.4	242.4	241.4	240.5	239.6	-2.5%
	不燃ごみ	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.0%
	粗大ごみ	1.0	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	0.0%
	資源ごみ	3.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	0.0%
	小計	250.1	252.0	250.8	249.7	248.7	247.7	246.8	245.9	-2.4%
排出量原単位		956	957	952.0	941.3	959.6	951.1	989.1	954.3	-0.3%
総排出量原単位		976	984	978	969	990	977	972	950	-3.4%
山梨県原単位		995	999	992	968	985	986	972	—	—
全国原単位		947	939	925	920	918	918	901	—	—

注 1) 排出量原単位は、集団回収を含まず、総排出量原単位は集団回収を含む。

注 2) 増減率は、平成 27 年度に対する令和 3 年度の増減割合である。

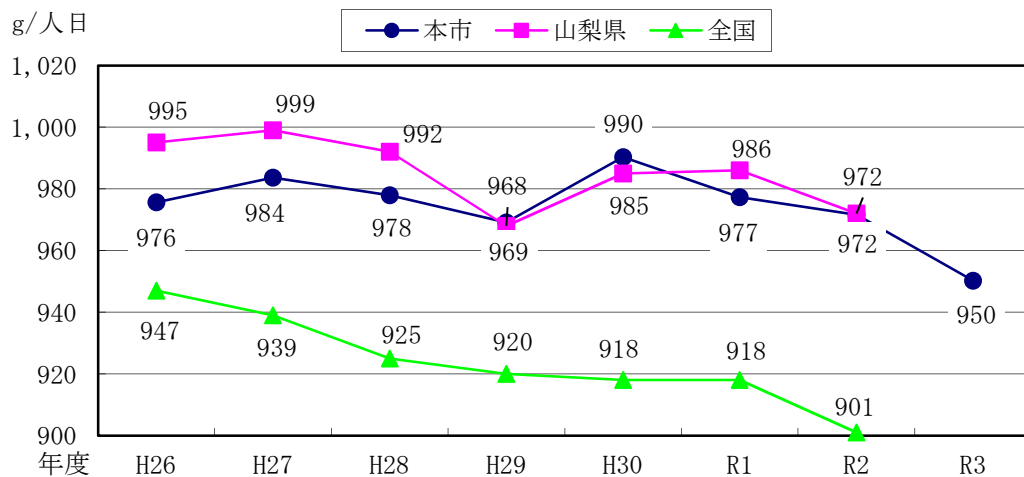
グラフ 1-4-3 過去 8 年のごみ排出量原単位の実績



平成 26 年度から令和 2 年度（本市は令和 3 年度）の全国及び山梨県の原単位の実績を、グラフ 1-4-4 に示す。

平成 28 年度までの本市の原単位は、山梨県及び全国の原単位の中位であったが、平成 29 年度よりやや増加した。しかしその後は原単位が減少し、山梨県の原単位と近い値である。ただし、平成 26 年度以降は全国平均よりは高い数値である。

グラフ 1-4-4 本市、全国及び山梨県のごみ排出量原単位の実績



3. 搬入形態別ごみ量の推移

(1) 生活系ごみ

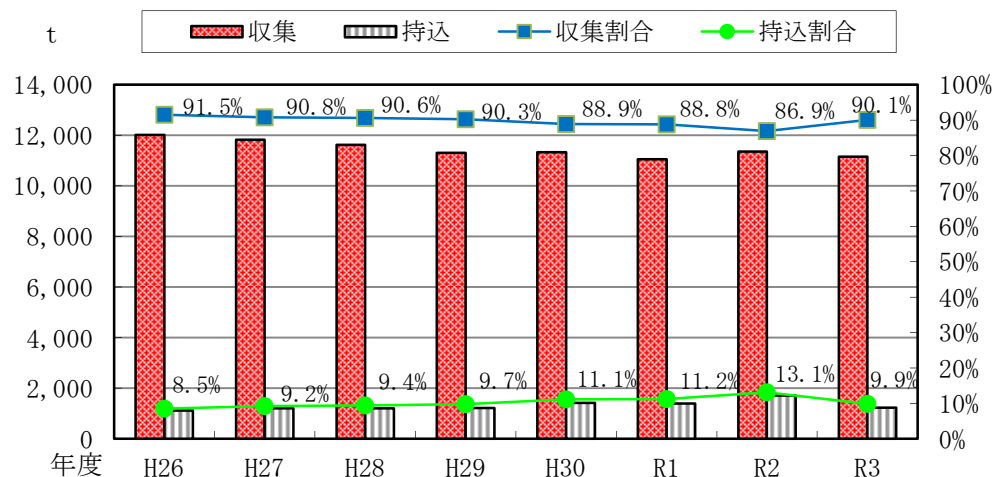
生活系ごみの搬入形態別ごみ量及び収集割合を表 1-4-8 及びグラフ 1-4-5 に示す。

- ①全体としては、ほぼ 90%程度が収集による量であるが、平成 30 年度以降は、持込ごみ量がやや増加している。
- ②可燃ごみは、91%から 96%が収集によるものであり、圧倒的に収集によるものが多い。
- ③不燃ごみは 93%程度が収集によるものであり、圧倒的に収集によるものが多い。
- ④粗大ごみは、持込の方が多く、収集は、4%から 7%である。粗大ごみの持込料金は 1kg あたり 2 円で、収集の場合は 1 個から 9 個まで料金が設定されている。収集が割高であるため、持込が多いと思われる。なお収集の最大個数は 9 個までとなっている。
- ⑤資源ごみの量は、98%程度が収集によるものであり、圧倒的に収集によるものが多い。資源ごみの持込は非常に少ない。

表 1-4-8 生活系ごみの搬入形態別のごみ量（単位：t/年）

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
可燃 ごみ	収集	10,679	10,565	10,426	10,149	10,126	9,874	10,100	9,963
	持込	738	839	829	725	774	760	964	688
不燃 ごみ	収集	459	382	374	351	333	351	407	354
	持込	65	82	70	76	94	76	86	50
粗大 ごみ	収集	21	16	14	17	21	19	22	33
	持込	293	254	280	403	533	547	649	467
資源 ごみ	収集	853	863	808	793	848	812	826	797
	持込	21	27	24	17	20	17	16	20
合計	収集	12,012	11,826	11,622	11,310	11,328	11,056	11,355	11,147
	割合	91.5%	90.8%	90.6%	90.3%	88.9%	88.8%	86.9%	90.1%
	持込	1,117	1,202	1,203	1,221	1,421	1,400	1,715	1,225
	割合	8.5%	9.2%	9.4%	9.7%	11.1%	11.2%	13.1%	9.9%
	合計	13,129	13,028	12,825	12,531	12,749	12,456	13,070	12,372

グラフ 1-4-5 生活系ごみの搬入形態別のごみ量及び収集割合



(2) 事業系ごみ

事業系ごみの搬入形態別ごみ量及び収集割合を、表 1-4-9 及びグラフ 1-4-6 に示す。

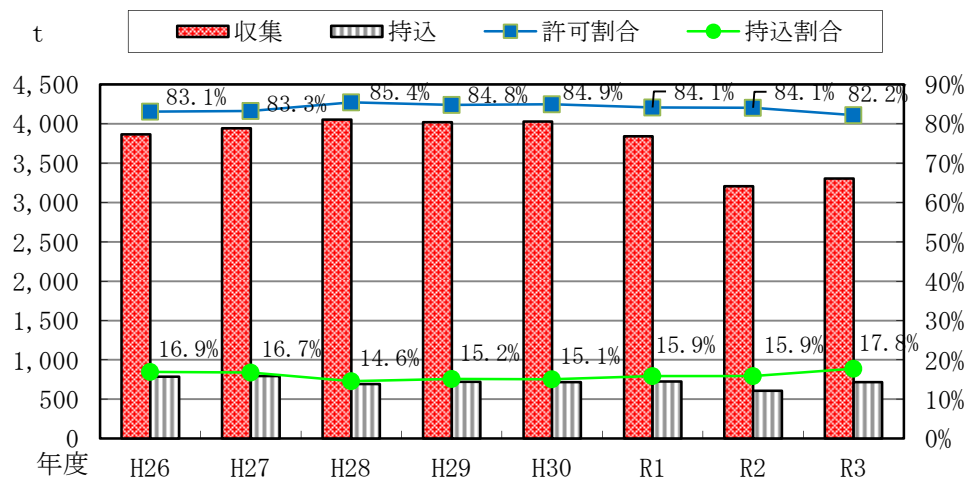
- ①全体としては、ほぼ 83%から 85%が許可収集である。
- ②可燃ごみは、85%から 87%が許可収集によるものであり、その割合は増加傾向にある。
- ③不燃ごみは量が少なく年による差が大きい、近年はほぼ持込である。
- ④粗大ごみはほぼ 100%が持込であり、近年はその量は増加している。
- ⑤資源ごみは、ほとんどが持込である。

表 1-4-9 事業系ごみの搬入形態別のごみ量及び割合（単位：t/年）

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
可燃 ごみ	収集	3,864	3,942	4,053	4,022	4,028	3,841	3,206	3,304
	持込	696	701	601	615	611	615	507	625
不燃 ごみ	収集	1	1	0	0	0	0	1	1
	持込	10	16	19	11	9	6	6	5
粗大 ごみ	収集	0	0	0	0	1	1	1	0
	持込	18	19	16	41	42	55	46	34
資源 ごみ	収集	0	0	0	0	0	0	0	0
	持込	64	57	55	53	53	49	48	51
合計	収集	3,865	3,943	4,053	4,022	4,029	3,842	3,208	3,305
	割合	83.1%	83.3%	85.4%	84.8%	84.9%	84.1%	84.1%	82.2%
	持込	788	793	691	720	715	725	607	715
	割合	16.9%	16.7%	14.6%	15.2%	15.1%	15.9%	15.9%	17.8%
	合計	4,653	4,736	4,744	4,742	4,744	4,567	3,815	4,020

注）収集は、許可収集である。

グラフ 1-4-6 事業系ごみの搬入形態別のごみ量及び割合



4. 焼却処理量、最終処分量及び資源化量

平成 26 年度から令和 3 年度の過去 8 年の焼却処理量、最終処分量及び資源化量を、表 1-4-10 及びグラフ 1-4-7 示す。また、本市、山梨県及び全国の資源化率を、グラフ 1-4-8 に示す。

- ①ごみ量に対する焼却処理量は、90%内外で推移しており、焼却量は減少傾向である。
- ②最終処分量は、1,300t 程度から 1,500t 以下を推移している。
また、排出量に対する最終処分率は、7.3%から 8.6%を推移している。
- ③資源化量及び資源化率は、減少傾向にある。

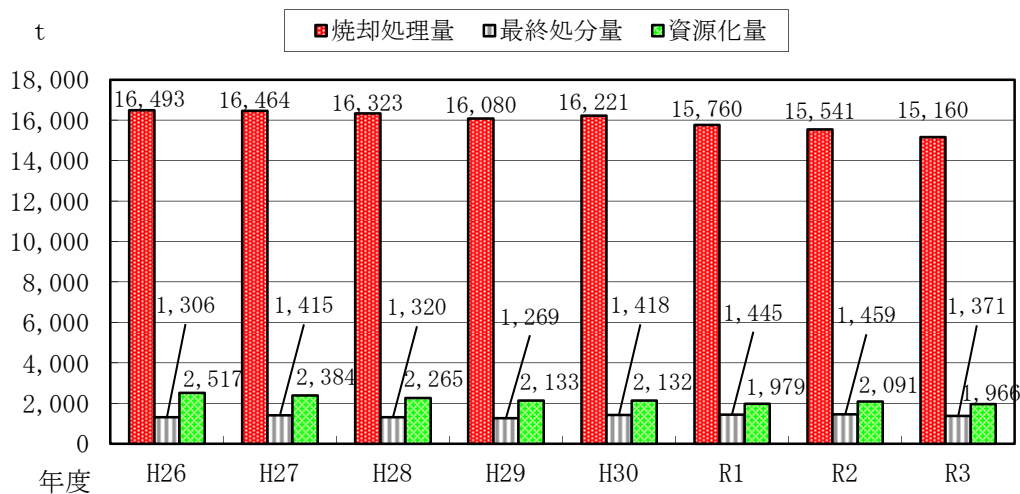
④全国及び山梨県の資源化率に比べ、本市の資源化率は低い傾向にある。

表 1-4-10 焼却処理量、最終処分量及び資源化量

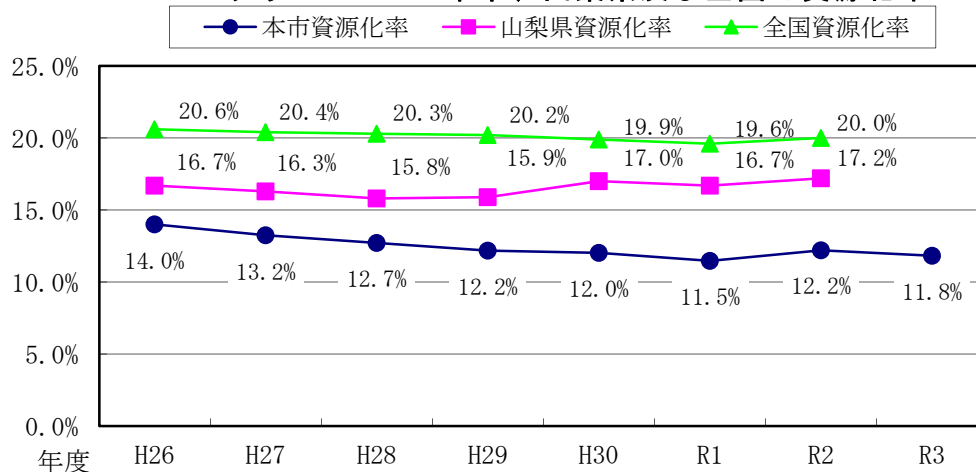
	単位	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ排出量	t	17,782	17,764	17,569	17,273	17,493	17,023	16,885	16,391
焼却処理量	t	16,493	16,464	16,323	16,080	16,221	15,760	15,541	15,160
焼却率	%	91.0%	91.6%	91.8%	91.1%	90.2%	90.0%	89.0%	90.2%
最終処分量	t	1,306	1,415	1,320	1,269	1,418	1,445	1,459	1,371
最終処分率	%	7.3%	8.0%	7.5%	7.3%	8.1%	8.5%	8.6%	8.4%
資源化量	t	2,517	2,384	2,265	2,133	2,132	1,979	2,091	1,966
本市資源化率	%	14.0%	13.2%	12.7%	12.2%	12.0%	11.5%	12.2%	11.8%
山梨県資源化率	%	16.7%	16.3%	15.8%	15.9%	17.0%	16.7%	17.2%	—
全国資源化率	%	20.6%	20.4%	20.3%	20.2%	19.9%	19.6%	20.0%	—

注) 山梨県、全国の令和3年度の数値については現時点では一般廃棄物処理実態調査結果が公表されていない。

グラフ 1-4-7 焼却処理量、最終処分量及び資源化量



グラフ 1-4-8 本市、山梨県及び全国の資源化率



第4節 ごみの性状

本施設では年に4回、可燃ごみの性状調査を行っている。調査内容は三成分、可燃物組成、低位発熱量及び単位容積重量である。本施設が稼動を開始した平成22年度以後の調査結果の年間平均を表1-4-11（p47）に示す。

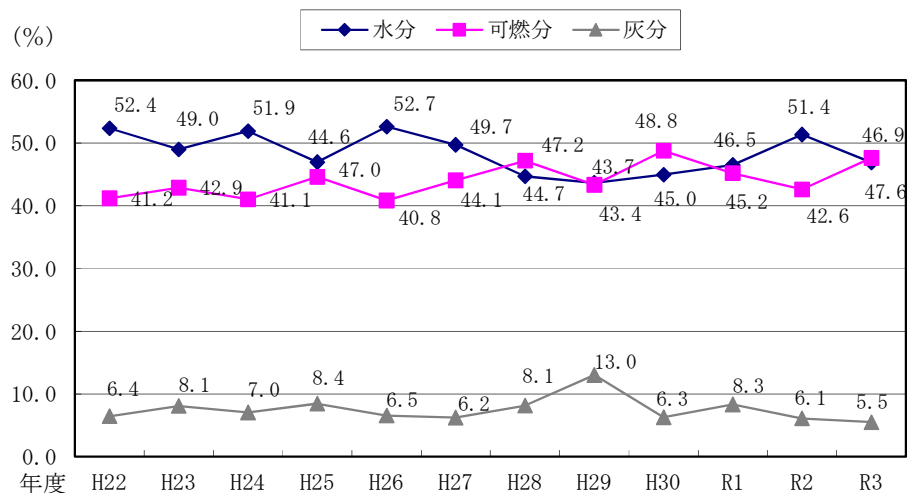
なお、年度によるばらつきが多いが、これは少量（100kg 以下程度）のごみを分類した年4回のデータであるため、必ずしもごみの代表値であるといえないためである。

1. 可燃ごみの三成分

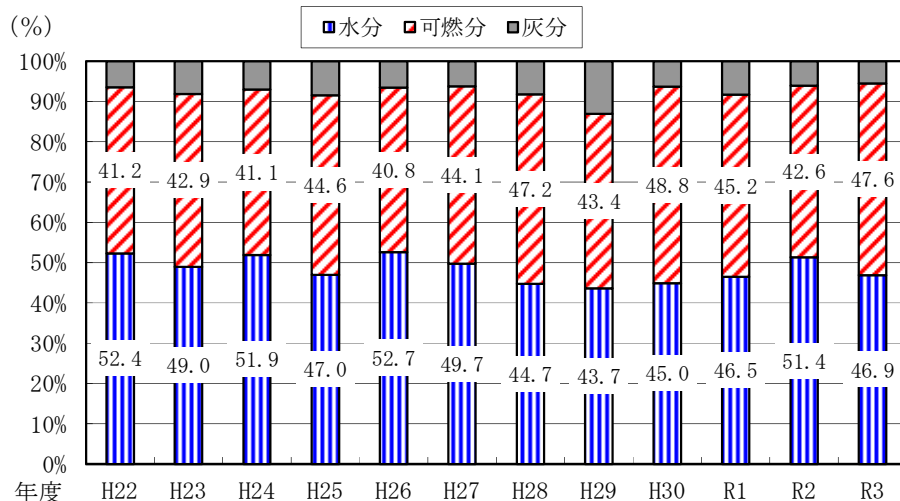
平成22年度以後の可燃ごみの三成分の割合平均の推移をグラフ1-4-9及びグラフ1-4-10に示す。水分が50%内外を占め、可燃分は41～48%、灰分は6～8%である。

一般的に近年は水分が減少傾向である場合が多く、都市部では水分が40～45%程度となることが多いが、本市は水分がまだ多いと言える。

グラフ1-4-9 平成22年度以後の可燃ごみの三成分の割合の推移



グラフ1-4-10 平成22年度以後の可燃ごみの三成分の割合の推移

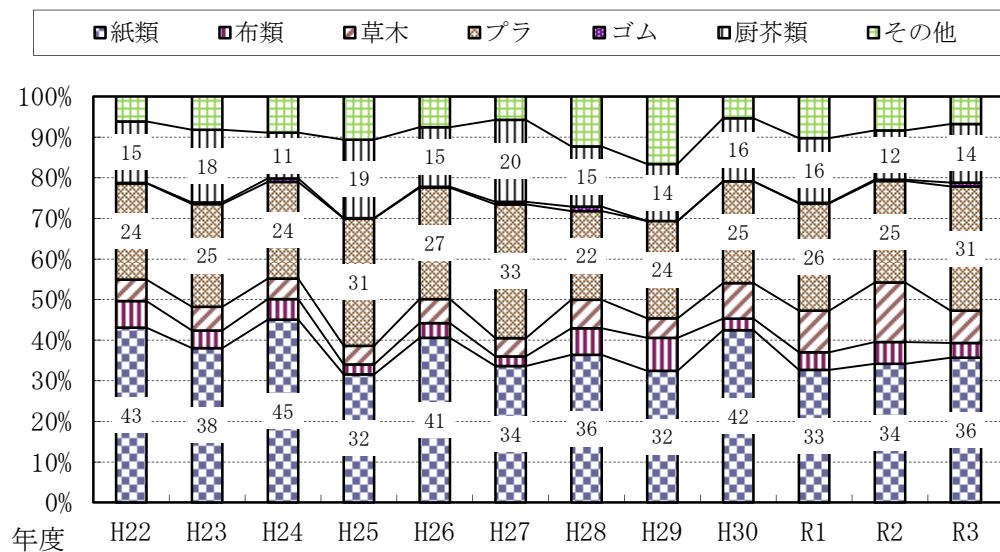


2. 可燃ごみの種類別組成

平成 22 年度以後の可燃ごみの種類別組成を、グラフ 1-4-11 に示す。年度による増減はあるが、紙類が約 40% を占め、次いでプラスチック類が多く 23% から 33% 程度である。厨芥類は増減が多いが、11% から 20% である。布類が約 4% から約 8%、草木類が約 5% から約 10% で、ゴム類は 1% 程度ある。

また、可燃ごみではない金属、ガラス、陶磁器、砕石類も 1～2% 程度含まれる。なお、過去 12 年では種類別組成の傾向は、あまりないといえる。

グラフ 1-4-11 平成 22 年度以後の可燃ごみの種類別組成（単位：％）



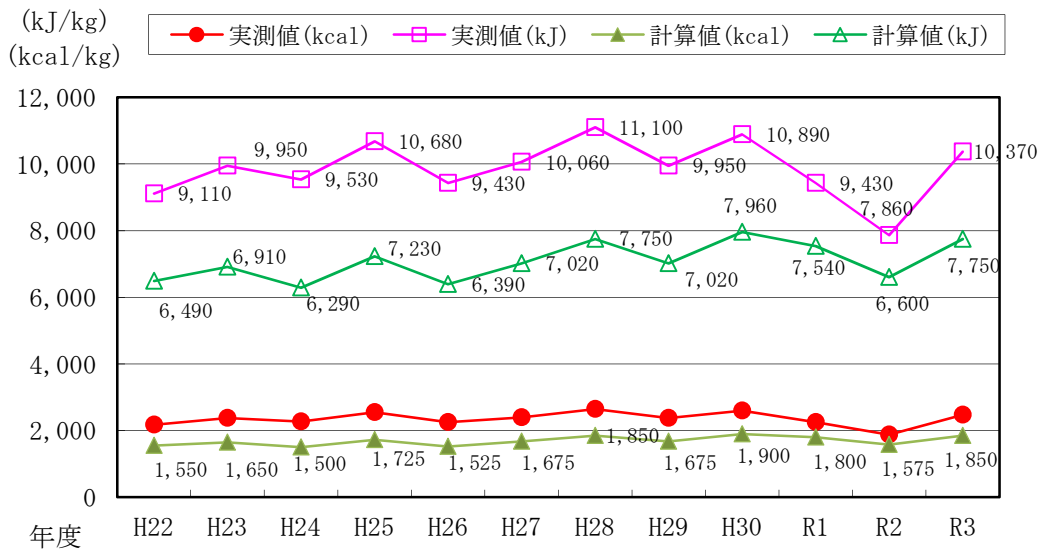
3. 低位発熱量及び単位体積重量

①低位発熱量

平成 22 年度から令和 3 年度の低位発熱量（実測値）の推移を、グラフ 1-4-12 に示す。低位発熱量は 10,000kJ/kg（2,350kcal/kg）程度で推移している。

なお、本施設の低位発熱量の設計値は、低質ごみ 1,200kcal/kg、基準ごみ 2,000kcal/kg、高質ごみ 2,800kcal/kg であることから、現在のごみ質は、基準ごみの値よりやや高く、高質ごみの値には至っていない。

グラフ 1-4-12 平成 22 年度以後の低位発熱量の推移



注) グラフ中の低質、基準及び高質の単位は、kJ/kg である。

②単位体積重量

平成 22 年度以後のごみの単位体積重量の推移を、グラフ 1-4-13 に示す。

単位体積重量は平成 22 年度以降では減少傾向であり平成 22 年度以後の値は、200kg/m³ 以下で落ち着いている。

なお、本施設の単位体積重量は、基準ごみで 200kg/m³ であるため、現在はここの値より多少軽い傾向である。

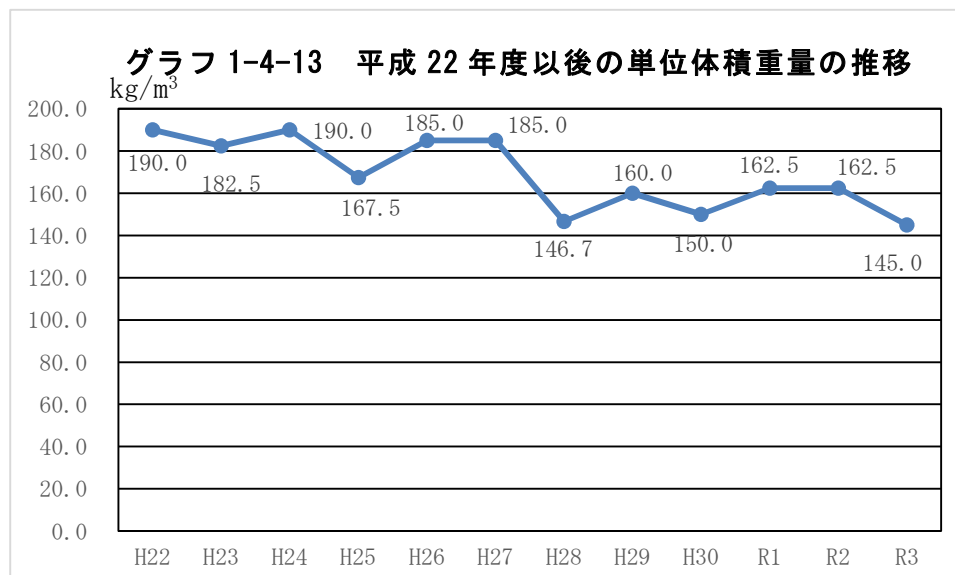


表 1-4-11 平成 22 年度以後のごみ質一覧（年間平均）

項 目		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ごみの種類組成	紙 類 (%)	43.1	38.1	45.1	31.6	40.6	33.6	36.4	32.5	42.4	32.7	34.2	35.7
	布 類 (%)	6.5	4.3	5.0	2.4	3.6	2.4	6.5	8.1	2.9	4.3	5.3	3.6
	草 木 類 (%)	5.3	5.8	5.0	4.6	5.9	4.5	7.0	4.8	8.8	10.3	14.7	8.0
	プラスチック類 (%)	23.8	25.3	23.8	31.4	27.5	33.0	21.9	24.0	25.1	26.4	25.0	30.6
	ゴ ム 類 (%)	0.0	0.5	0.9	0.1	0.3	0.6	1.1	0.0	0.0	0.2	0.4	1.0
	厨 芥 類 (%)	15.2	17.9	11.3	19.3	14.7	20.2	14.9	14.0	15.5	15.9	12.1	14.4
	金 属 類 (%)	0.6	2.1	3.1	2.8	0.5	2.1	1.6	0.9	1.0	2.2	0.8	1.4
	ガ ラ ス 類 (%)	0.4	0.9	1.3	0.6	1.0	0.1	0.4	0.5	0.1	0.1	1.6	0.0
	セ ト モ ノ 類 (%)	0.3	0.2	0.1	1.8	0.6	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0
	砂 石 類 (%)	0.7	1.0	0.2	0.2	1.6	0.3	0.4	10.4	0.2	2.5	0.8	1.5
	そ の 他 (%)	4.0	4.1	4.3	5.3	3.8	3.1	9.8	4.9	4.0	5.4	4.2	3.8
単位容積重量(kg/m ³)		190	183	190	168	185	185.0	146.7	160.0	150.0	162.5	162.5	145.0
三成分	水 分	52.4	49.0	51.9	47.0	52.7	49.7	44.7	43.7	45.0	46.5	51.4	46.9
	灰 分	6.4	8.1	7.0	8.4	6.5	6.2	8.1	13.0	6.3	8.3	6.1	5.5
	可 燃 分	41.2	42.9	41.1	44.6	40.8	44.1	47.2	43.4	48.8	45.2	42.6	47.6
低位発熱量	熱量(実測値・kcal/kg)	2,175	2,375	2,275	2,550	2,250	2,400	2,650	2,375	2,600	2,250	1,875	2,475
	熱量(実測値・kJ/kg)	9,110	9,950	9,530	10,680	9,430	10,060	11,100	9,950	10,890	9,430	7,860	10,370
	熱量(計算値・kcal/kg)	1,550	1,650	1,500	1,725	1,525	1,675	1,850	1,675	1,900	1,800	1,575	1,850
	熱量(計算値・kJ/kg)	6,490	6,910	6,290	7,230	6,390	7,020	7,750	7,020	7,960	7,540	6,600	7,750

第 5 節 中間処理の現況

1. 中間処理施設の概要

本市の中間処理は、環境美化センターで行っている。

本施設の概要を、表 1-4-12 及び表 1-4-13 に示す。

表 1-4-12 環境美化センター焼却施設の概要

施設名称	富士吉田市環境美化センター ごみ処理施設	
施設所管	富士吉田市	
所在地	富士吉田市小明見三丁目 11 番 32 号	
面積	敷地面積 : 16,500 m ²	
	建築面積 : 4,400 m ² 延床面積 : 14,400 m ²	
処理能力	170 t / 日 (85 t / 24 h × 2 炉)	
建設年度	着工 : 平成 12 年 9 月	
	竣工 : 平成 15 年 3 月 (稼働 : 平成 14 年 12 月 1 日)	
設計・施工	川崎重工業 (株)	
処理方式	全連続燃焼式焼却炉	
	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
	燃焼設備	サン型ストーカ
	燃焼ガス冷却設備	ボイラ方式
	余熱利用設備	廃棄物発電 (2,100kw) 温水発生器 (場内給湯)
	排ガス処理設備	有害ガス除去設備 (消石灰+活性炭吹込 +ろ過式集じん器 (直列 2 基))
	通風設備	平衡通風方式
	灰処理灰出し設備	主灰 : 灰溶融 (20 t / 日) (休止中) 飛灰 : 加熱脱塩素+セメント固化方式
	排水処理設備	無放流再使用

注) 面積は、リサイクル施設も含む。

表 1-4-13 環境美化センターリサイクル施設の概要

施設名称	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ
施設所管	富士吉田市
所在地	富士吉田市小明見三丁目 11 番 32 号
処理能力	30 t / 日 (5 時間/日稼働)
	資源系 18t/日 (缶類及びビン類)
	不燃系 12t/日 (不燃ごみ及び粗大ごみ)
建設年度	着工 : 平成 12 年 9 月
	竣工 : 平成 15 年 3 月 (稼働:平成 14 年 12 月 1 日)
設計・施工	川崎重工業 (株)
処理方式	① 缶系統 受入→磁力選別→アルミ選別→残渣は焼却炉 (選別物は、圧縮後再生利用へ)
	② ビン系統 受入→手選別 (透明、茶、その他) →残渣は焼却炉 (選別物は、再生利用へ)
	③ 不燃ごみ処理 受入→粗破砕機→細破砕機→磁力選別→アルミ選別→ 残渣 は焼却炉 (選別物は、再生利用へ)
	④ プラザ部門 ・中古品再生利用 ・学習展示室

2. 環境美化センターのごみの処理及び処分量の実績

本施設では、富士河口湖町、西桂町及び忍野村の可燃ごみ等を受託処理している。そのため、これらのごみを合わせた実績を以下に示す。

(用語の定義)

【ごみ排出量】収集ごみ量+直接搬入ごみ量

【焼却処理量】可燃ごみ量+可燃系残渣量

【焼却率】ごみ排出量のうち、焼却された割合 (焼却処理量÷ごみ排出量)

【最終処分量】最終処分場に埋め立てられた焼却灰及び不燃系残渣の総量

【最終処分率】ごみ排出量のうち最終処分された割合 (最終処分量÷ごみ排出量)

(1) 本施設のごみ処理の実績

本市及びごみの受託処理している町村の処理量を、表 1-4-14 及びグラフ 1-4-14 に示す。また、ごみ処理フローを図 1-4-2 に示す。富士河口湖町は、不燃ごみ、粗大ごみ及び一部を除く資源ごみの処理は受託していない。

令和３年度で全体に占める割合は、本市が 52.5%、富士河口湖町が 31.9%、西桂町が 4.5%、忍野村が 11.1%である。

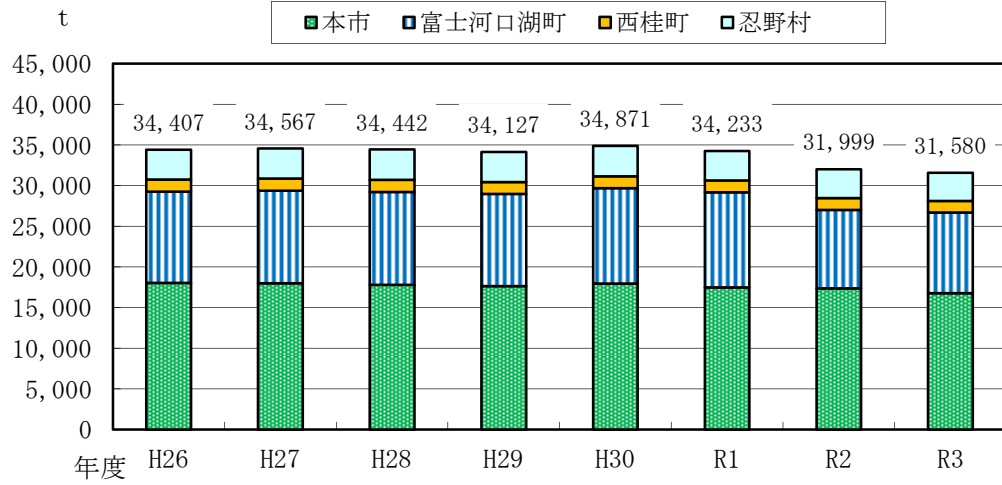
ごみ処理量は減少傾向にある。また令和３年度におけるごみの種類別割合は、可燃ごみが 93.4%、不燃ごみが 1.7%、粗大ごみが 1.9%、資源ごみが 3.0%であった。なお、富士河口湖町の資源ごみは、発泡プラである。

表 1-4-14 本施設のごみ処理量の実績（単位：t）

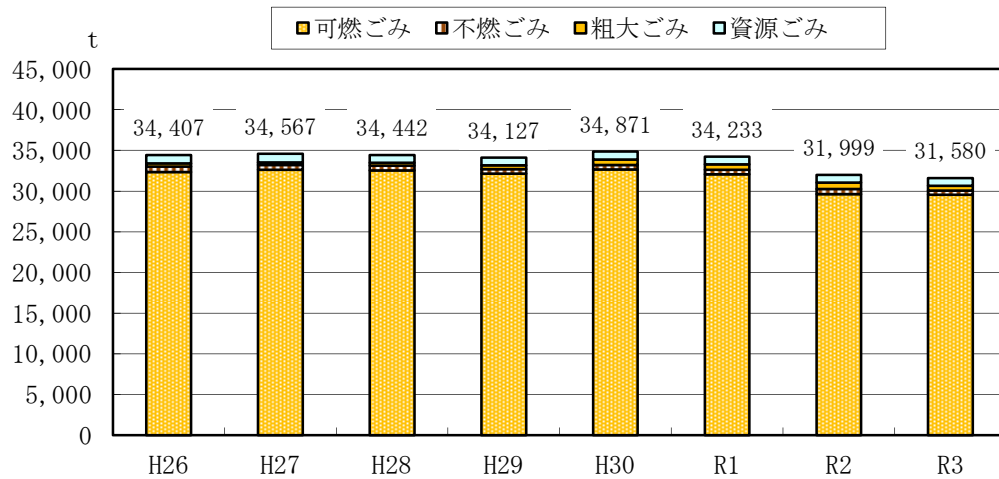
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
富士吉田市	可燃ごみ	16,297	16,330	16,187	15,907	16,066	15,587	15,311	14,996
	不燃ごみ	535	481	462	438	435	434	499	408
	粗大ごみ	332	289	309	462	597	623	718	533
	資源ごみ	879	893	837	813	872	833	844	823
富士河口湖町	可燃ごみ	11,200	11,385	11,414	11,357	11,690	11,693	9,610	9,917
	不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	2
	資源ごみ	1	0	0	0	0	0	0	0
西桂町	可燃ごみ	1,363	1,381	1,382	1,337	1,366	1,330	1,365	1,319
	不燃ごみ	58	55	56	52	49	51	59	53
	粗大ごみ	17	10	16	22	25	32	37	28
	資源ごみ	36	35	33	32	28	25	25	25
忍野村	可燃ごみ	3,483	3,501	3,567	3,524	3,543	3,446	3,340	3,306
	不燃ごみ	92	78	64	68	73	65	71	65
	粗大ごみ	9	8	7	14	30	16	20	16
	資源ごみ	105	121	108	101	97	98	100	89
合計搬入量	可燃ごみ	32,343	32,597	32,550	32,125	32,665	32,056	29,626	29,538
	不燃ごみ	685	614	582	558	557	550	629	526
	粗大ごみ	358	307	332	498	652	671	775	579
	資源ごみ	1,021	1,049	978	946	997	956	969	937
	合計	34,407	34,567	34,442	34,127	34,871	34,233	31,999	31,580

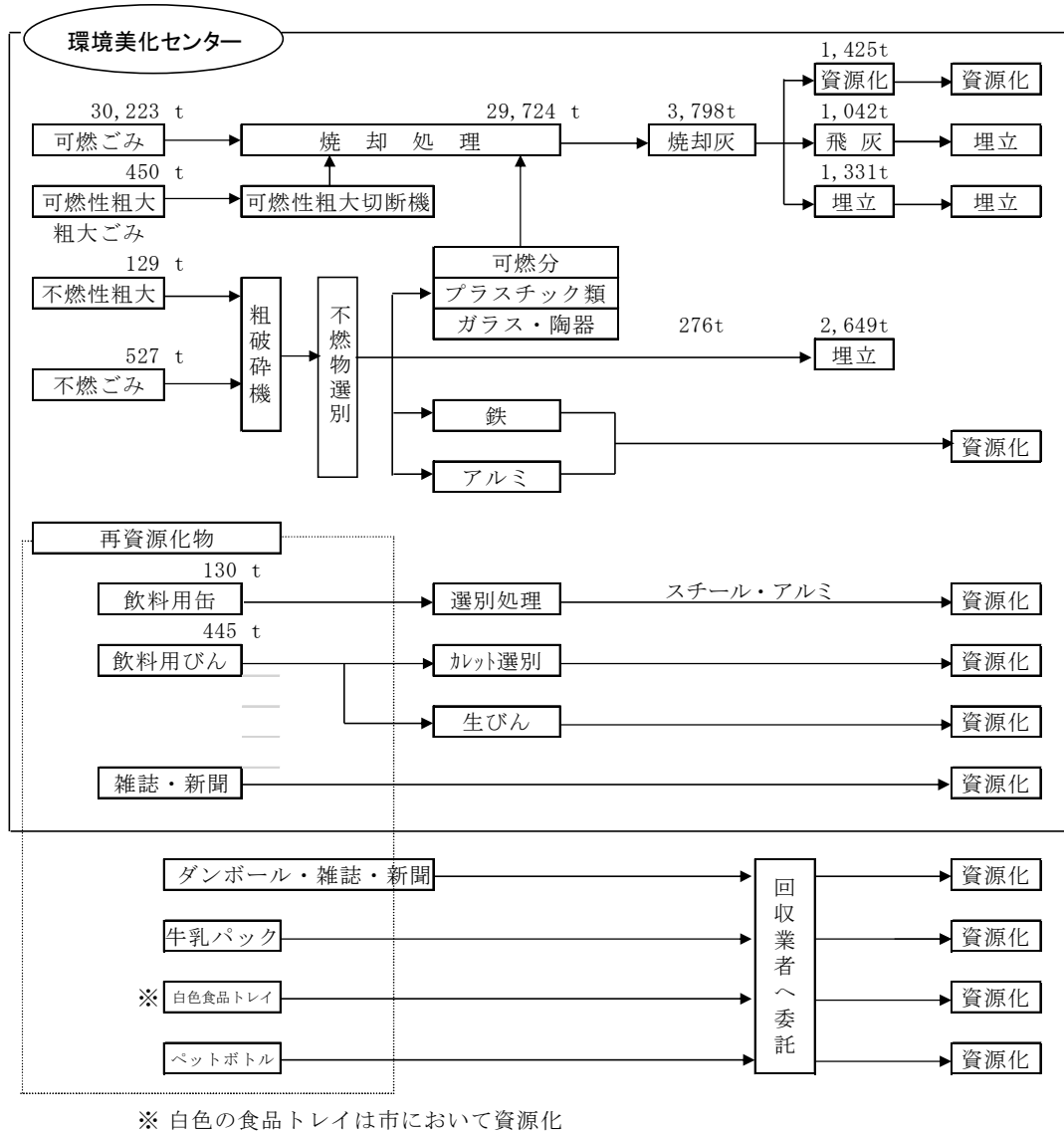
（出典：美化センター 全地区年報）

グラフ 1-4-14 本施設のごみ処理量の実績



グラフ 1-4-15 本施設のごみの種類別処理量の実績





(富士河口湖町、西桂町、忍野村の受託ごみを含む)
図 1-4-2 環境美化センターのごみ処理フロー (令和 3 年度)

(2) 焼却処理

焼却処理及び焼却残渣量の実績を表 1-4-15 及びグラフ 1-4-16 に示す。また、焼却残渣実績を、グラフ 1-4-17 に示す。焼却残渣量は減少傾向であったが残渣割合は平成 29 年度までは減少傾向であったがその後は令和 2 年度まで増加傾向であった。

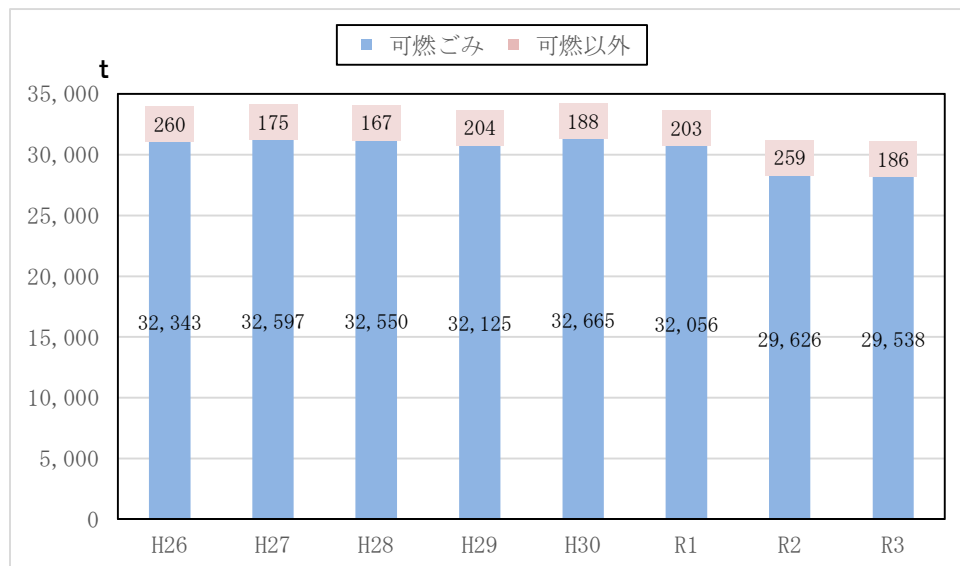
なお、本施設では、本市の可燃ごみのほか富士河口湖町、西桂町及び忍野村の可燃ごみも受入処理している。

表 1-4-15 焼却処理の実績 (単位 : t)

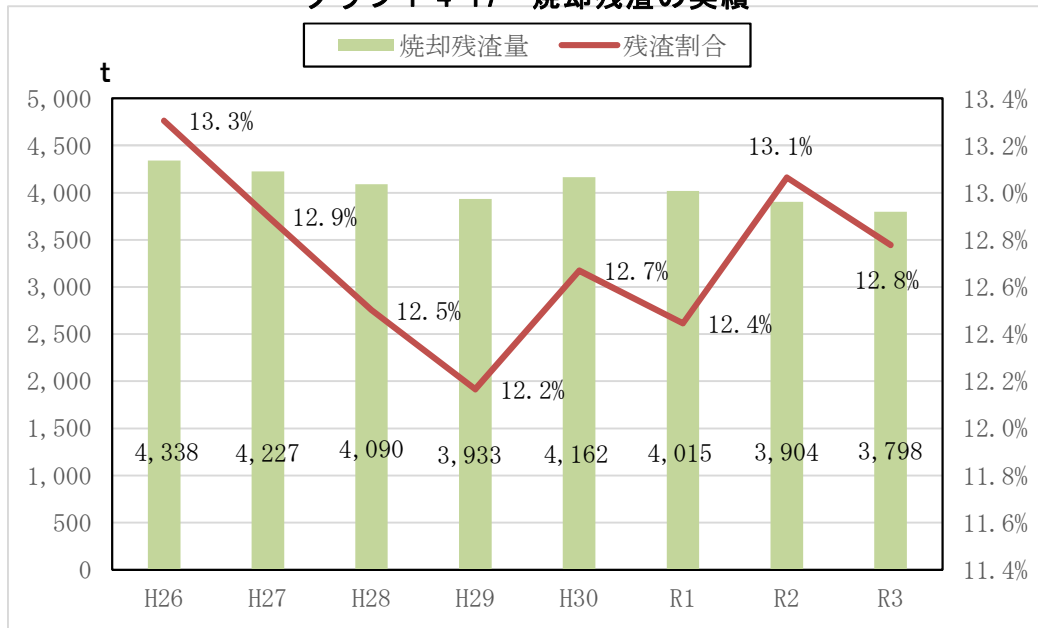
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
焼却量	全量	32,603	32,772	32,717	32,329	32,853	32,259	29,885	29,724
	本市分	16,297	16,330	16,187	15,907	16,066	15,587	15,311	14,996
	割合	50.0%	49.8%	49.5%	49.2%	48.9%	48.3%	51.2%	50.5%
	可燃ごみ	32,343	32,597	32,550	32,125	32,665	32,056	29,626	29,538
	可燃以外	260	175	167	204	188	203	259	186
残渣	焼却残渣量	4,338	4,227	4,090	3,933	4,162	4,015	3,904	3,798
	残渣割合	13.3%	12.9%	12.5%	12.2%	12.7%	12.4%	13.1%	12.8%

注) 残渣は、固化灰、焼却灰の合計を示す。また、「割合」は全焼却量に対する残渣の割合である。

グラフ 1-4-16 焼却処理の実績



グラフ 1-4-17 焼却残渣の実績



(3) リサイクルプラザの処理量

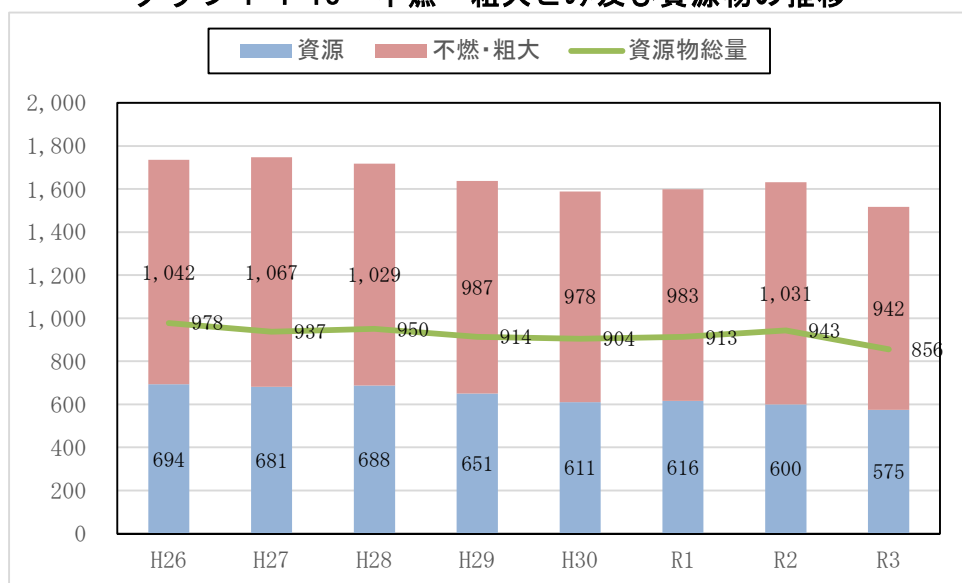
本市では、リサイクルプラザが稼動し始めた平成 15 年度以降、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ及びビン・カンの処理を行っている。

不燃・粗大ごみ及び資源物の推移を、表 1-4-16 及びグラフ 1-4-18 に示す。

表 1-4-16 不燃・粗大ごみ及び資源物の推移（単位：t）

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
不燃・粗大	処理量	1,042	1,067	1,029	987	978	983	1,031	942
	鉄	250	224	228	229	250	254	284	238
	アルミ	34	32	34	34	43	43	59	43
	残渣	758	811	767	724	685	686	688	661
ビン類	生ビン	35	35	28	28	21	20	12	13
	カレット	502	486	499	479	447	469	450	432
	計	537	521	527	507	468	489	462	445
カン類	スチール缶	90	87	84	70	71	61	63	60
	アルミ缶	67	73	77	74	72	66	75	70
	計	157	160	161	144	143	127	138	130

グラフ 1-4-18 不燃・粗大ごみ及び資源物の推移



3. ごみ処理経費

(1) 維持管理費

平成 29 年度から令和 3 年度の本市の経費及び人口 1 人当たり並びに処理量 1 t 当たりの処理単価を、表 1-4-17 及びグラフ 1-4-19 に示す。

これらの金額は、増加傾向であった。

この理由は、委託費、処理費が増加しているためである。

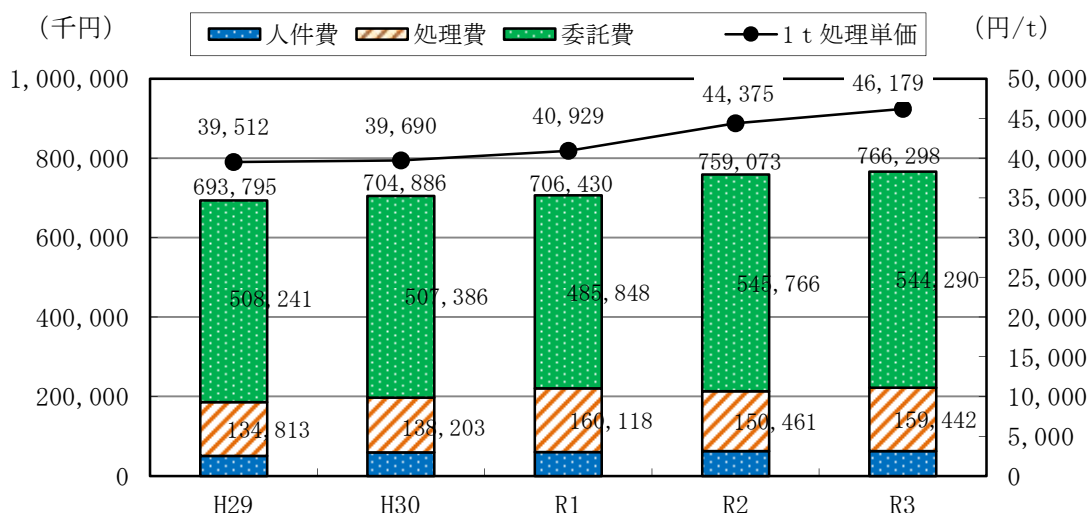
なお、収集運搬を除く経費は、環境美化センターの経費をもとに、富士吉田市の負担割合を乗じて求めている。

表 1-4-17 過去 5 年の中間処理施設の処理及び維持管理費（単位：千円）

	H29	H30	R1	R2	R3
処理及び維持管理費	693,795	706,464	726,055	777,876	780,415
人件費	50,741	59,297	60,464	62,846	62,566
一般職	25,413	26,784	27,244	28,645	27,293
収集運搬	5,728	5,827	5,932	3,250	3,188
中間処理	19,600	26,686	27,288	30,951	32,085
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	134,813	138,203	160,118	150,461	159,442
収集運搬	738	1,135	1,894	3,403	7,601
中間処理	134,075	137,068	158,224	147,058	151,841
最終処分	0	0	0	0	0
車両等購入費	0	0	0	0	0
委託費	508,241	507,386	485,848	545,766	544,290
収集運搬	143,966	148,650	150,971	161,875	163,779
中間処理	275,392	280,878	266,777	310,254	310,928
最終処分	88,883	77,858	68,100	73,637	69,583
その他	0	0	0	0	0
組合分担金	0	1,578	19,625	18,803	14,117
その他	0	0	0	0	0
収集量（t）	17,559	17,760	17,260	17,106	16,594
1 t 当たり単価（円/t）	39,512	39,690	40,929	44,375	46,179

注）1 t 当たり単価は、「処理及び維持管理費」から分担金を除いた金額を収集量で除した値である。（出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果）

グラフ 1-4-19 処理及び維持管理費と 1 t 当りの処理単価

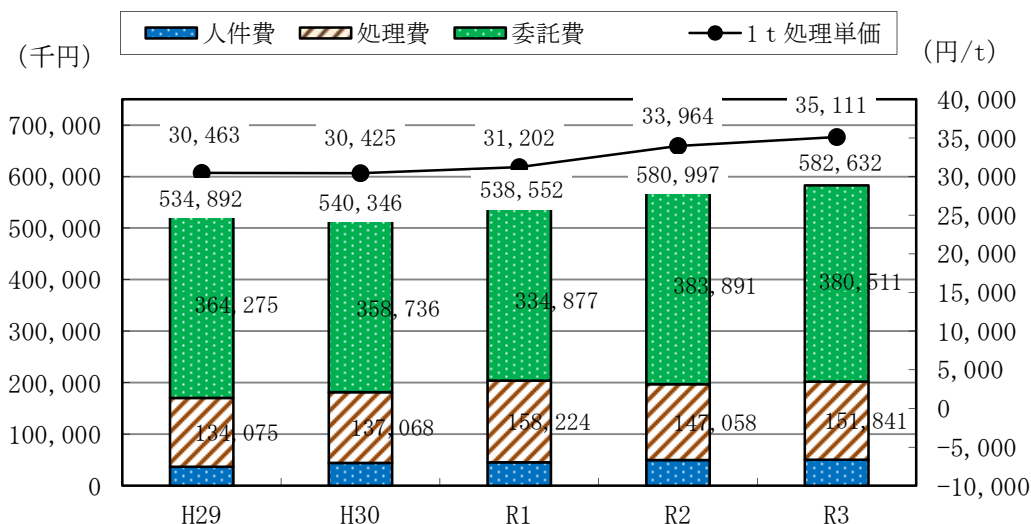


(2) 中間処理費

中間処理費とは、焼却施設及びリサイクルプラザを運営していくための費用である。平成 29 年度から令和 3 年度の最終処分費等を含む中間処理費の実績及び、ごみ 1 t 当たりの処理単価を、グラフ 1-4-20 に示す。

平成 29 年度以後の中間処理費は、増加傾向であり、4 年間で約 4.8 千万円増加した。

グラフ 1-4-20 中間処理費及び 1 t 当りの処理単価



(3) 人口1人当たり及びごみ1t当たりの経費

平成29年度から令和3年度の収集処理別の経費、人口1人当たりの処理経費及びごみ1t当たりの処理経費を、表1-4-18に示す。

表1-4-18 収集処理経費及び人口とごみ量に対する処理費用

		単位	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ排出量		t	17,559	17,760	17,260	17,106	16,594
人 口		人	49,643	49,134	48,387	48,238	47,844
収 集 費		千円	158,903	164,540	167,878	178,076	183,666
処 理 費		千円	534,892	540,346	538,552	580,997	582,632
合 計		千円	693,795	704,886	706,430	759,073	766,298
1人 当たり 費用	収集単価	円/人	3,201	3,349	3,469	3,692	3,839
	処理単価	円/人	10,775	10,997	11,130	12,044	12,178
	合計単価	円/人	13,976	14,346	14,600	15,736	16,017
1t 当たり 費用	収集単価	円/t	9,050	9,265	9,726	10,410	11,068
	処理単価	円/t	30,463	30,425	31,202	33,964	35,111
	合計単価	円/t	39,513	39,690	40,928	44,374	46,179

注1) 一般職の人件費は、収集費：処理費＝1：2とした。

注2) 処理費には、最終処分費等を含む。

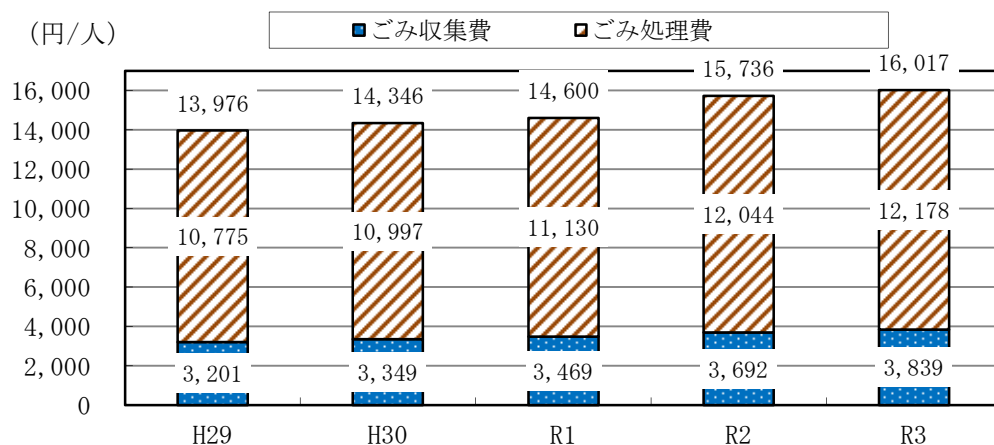
注3) 単価計算の処理単価は、処理費及び最終処分ほかの金額の合計が分子である。

注4) 費用は、四捨五入の関係で合計があわない場合がある。

①人口1人当たりの収集処理費用

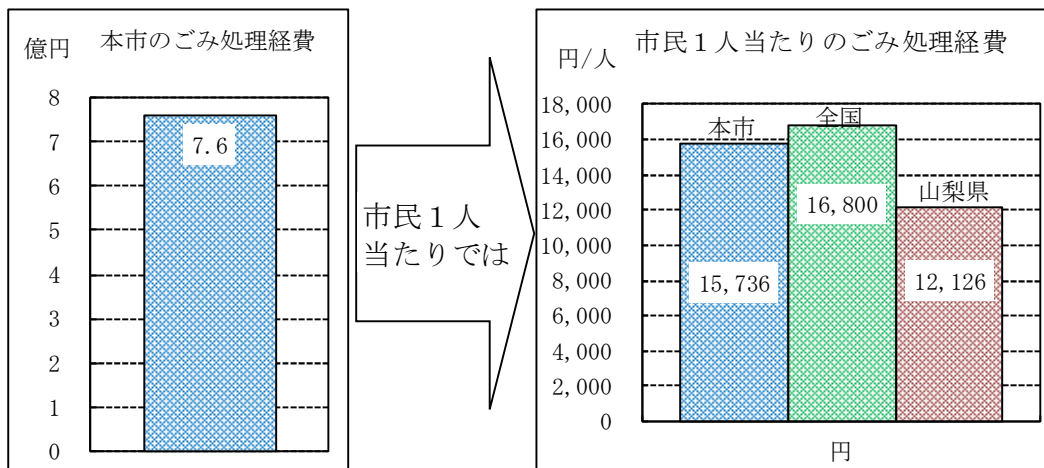
平成29年度から令和3年度の本市の人口1人当たりの収集費及びごみの中間処理費の合計を、グラフ1-4-21に示す。また、本市、山梨県及び全国の人口1人当たりの処理費をグラフ1-4-22に示す。

グラフ1-4-21 本市の人口1人当たりのごみ収集、処理費用



令和 2 年度における本市の人口 1 人当たりの収集処理費用は、15,736 円である。これに対し、全国平均は 16,800 円で、山梨県の平均は 12,126 円であり、本市の費用は、全国平均と山梨県平均の中位であった。

グラフ 1-4-22 本市、全国及び山梨県の人口 1 人当たりのごみ収集、処理費用

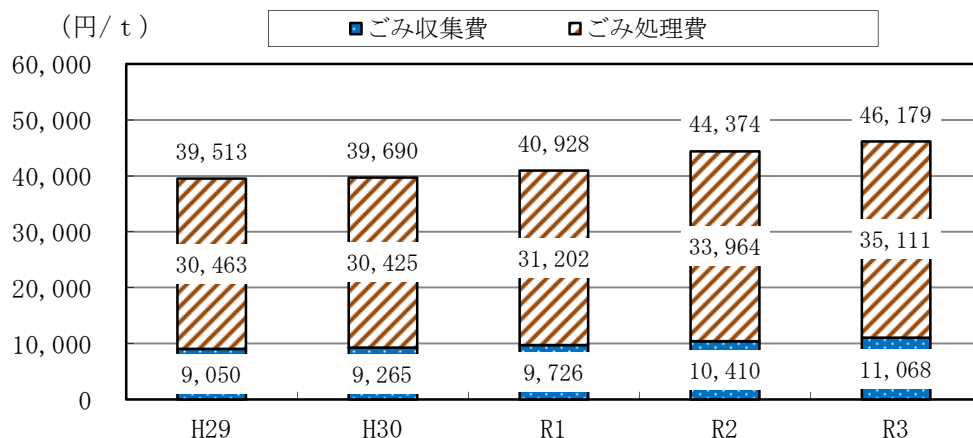


(出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 令和 2 年度)

②ごみ 1 t 当たりの処理費用

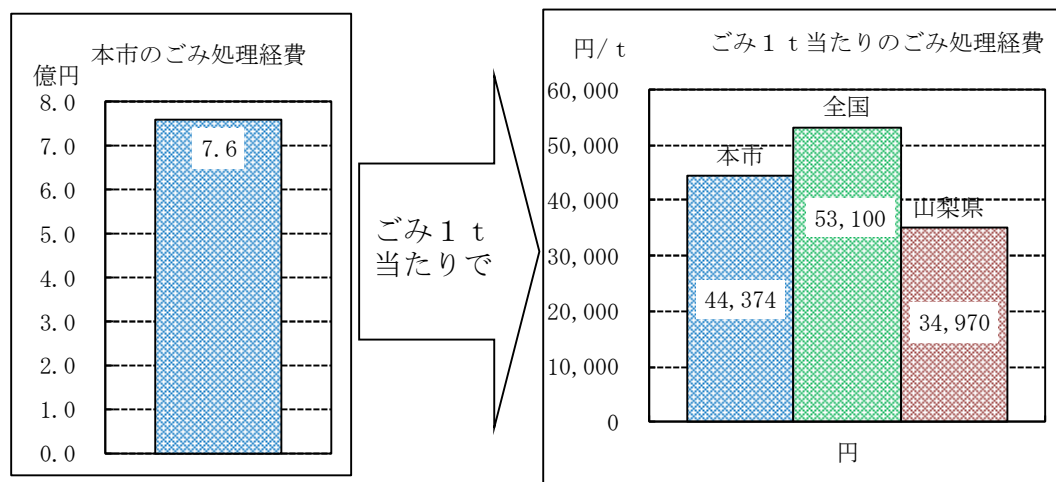
平成 29 年度から令和 2 年度のごみ 1 t 当たりの収集費及びごみの中間処理費を、グラフ 1-4-23 に示す。また、本市、山梨県及び全国のごみ 1 t 人当たりの処理単価をグラフ 1-4-24 に示す。

グラフ 1-4-23 本市のごみ 1 t 当たりのごみ収集、処理費用



令和 2 年度における本市のごみ 1 t 当たりの収集処理費用は、44,374 円である。これに対し、全国平均は 53,100 円で、山梨県の平均は 34,970 円であり、本市の費用は、山梨県平均よりやや高い。

グラフ 1-4-24 本市、全国及び山梨県のごみ 1 t 当たりのごみ収集、処理費用



第 6 節 最終処分及び資源化の状況

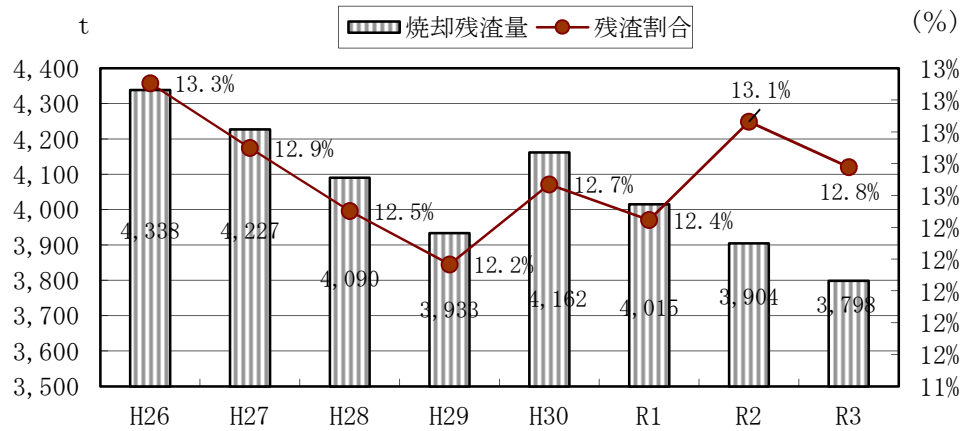
1. 処理残渣の状況

平成 26 年度から令和 3 年度の処理残渣の状況を表 1-4-19 及びグラフ 1-4-25 に示す。

表 1-4-19 処理残渣の状況（単位：t）

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
焼却量	全量	32,603	32,772	32,717	32,329	32,853	32,259	29,885	29,724
	本市分	16,297	16,330	16,187	15,907	16,066	15,587	15,311	14,996
	割合	50.0%	49.8%	49.5%	49.2%	48.9%	48.3%	51.2%	50.5%
	可燃ごみ	32,343	32,597	32,550	32,125	32,665	32,056	29,626	29,538
	可燃以外	260	175	167	204	188	203	259	186
残渣量	焼却残渣	4,338	4,227	4,090	3,933	4,162	4,015	3,904	3,798
	本市分	2,166	2,100	2,020	1,923	2,011	1,924	1,985	1,903
	焼却灰	3,163	3,058	2,953	2,900	2,971	2,938	2,864	2,756
	本市分	1,578	1,520	1,458	1,418	1,435	1,408	1,455	1,381
	うち飛灰	1,177	1,169	1,137	1,033	1,191	1,077	1,040	1,042
	本市分	588	581	562	505	576	518	530	522
	資源化	2,002	1,808	1,734	1,648	1,606	1,401	1,482	1,425
	本市分	999	898	857	805	776	671	753	714

グラフ 1-4-25 処理残渣の状況



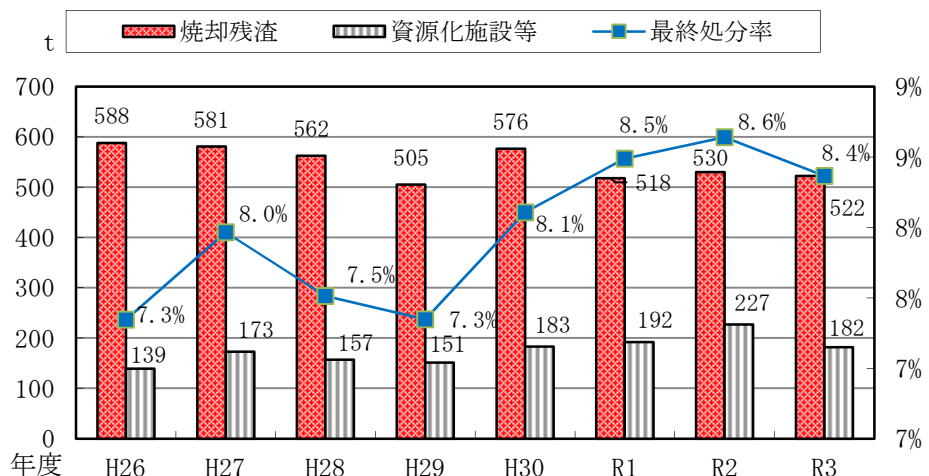
2. 最終処分

平成 26 年度から令和 3 年度の本市の最終処分の状況を、表 1-4-20 及びグラフ 1-4-26 に示す。

表 1-4-20 最終処分の状況（単位：t）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ排出量	17,782	17,764	17,569	17,273	17,493	17,023	16,885	16,391
焼却残渣	1,167	1,242	1,163	1,118	1,235	1,253	1,232	1,189
うち飛灰	588	581	562	505	576	518	530	522
資源化施設等	139	173	157	151	183	192	227	182
合計	1,306	1,415	1,320	1,269	1,418	1,445	1,459	1,371
最終処分率	7.3%	8.0%	7.5%	7.3%	8.1%	8.5%	8.6%	8.4%

グラフ 1-4-26 最終処分の状況



3. 資源化の状況

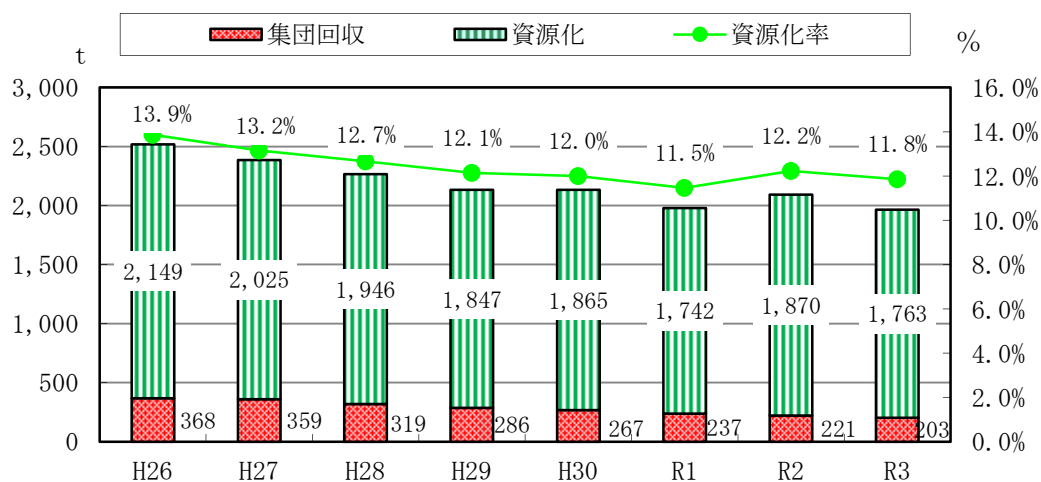
表 1-4-21 及びグラフ 1-4-27 に資源化量及び資源化率の状況を示す。

平成 23 年度までは焼却灰を溶融し、資源化していたため、資源化率は比較的高かった。溶融を停止した平成 24 年度には 10% 以下となったがその後、焼却灰の資源化を行うことにより、資源化率は上がっている。

表 1-4-21 資源化量及び資源化率の状況

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総排出量	18,150	18,123	17,888	17,559	17,760	17,260	17,106	16,594
集団回収	368	359	319	286	267	237	221	203
紙 類	303	270	254	242	297	272	275	288
金属類	402	428	402	382	405	393	458	392
ガラス類	442	426	430	412	384	404	378	366
白色トレイ	3	3	3	6	3	2	6	3
その他	999	898	857	805	776	671	753	714
合 計	2,517	2,384	2,265	2,133	2,132	1,979	2,091	1,966
資源化率	13.9%	13.2%	12.7%	12.1%	12.0%	11.5%	12.2%	11.8%

グラフ 1-4-27 資源化量及び資源化率の状況



第 7 節 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の状況

焼却施設から発生する温室効果ガス発生量について述べる。

本市では、「富士吉田市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの抑制に努めている。

本施設における電気使用量、灯油使用量及びごみ焼却等に伴う温室効果ガス排出量の概算を、表 1-4-22 及びグラフ 1-4-28 に示す。

① 平成 24 年度以降、CO₂排出量は、大きく減少した。これは平成 23 年度に熔融炉を一定期間停止し、平成 24 年度以後は熔融炉を停止したためである。

平成 29 年度は増加したが、これはごみ質調査結果によるプラスチックの混入率が増えたためであり、灯油及び電気使用量はここ数年、一定している。

② CO₂排出量が減少した主な要因は電気使用量の減少による。すなわち熔融を行わないことによる電気使用量の減少及びそれに伴う売電量の増加が大きい。

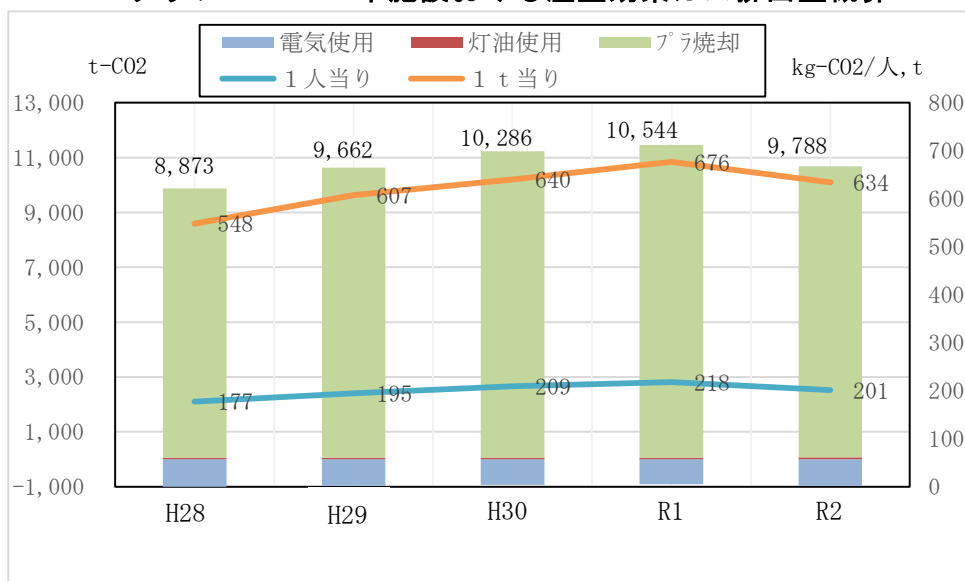
③ 平成 29 年度以後は、可燃ごみ中の廃プラスチック焼却から発生する CO₂排出量が多い。

④ 本市の人口 1 人当たりの CO₂排出量は、平成 28 年度は 177kg あったが、現在は 190kg から 200kg 程度と増加している。同様にごみ 1 t 当たりの CO₂排出量も平成 28 年度以後、増加している。

表 1-4-22 本施設における温室効果ガス排出量概算
(富士吉田市分)

	電気使用 による t-CO ₂ /年	灯油使用 による t-CO ₂ /年	プラ焼却 による t-CO ₂ /年	合計	人口 1 人 当り kg-CO ₂ /人	ごみ 1 t 当り kg-CO ₂ / t
H28	-999	52	9,820	8,873	177	548
H29	-967	54	10,575	9,662	195	607
H30	-938	54	11,170	10,286	209	640
R1	-914	60	11,398	10,544	218	676
R2	-968	72	10,603	9,706	201	634

グラフ 1-4-28 本施設における温室効果ガス排出量概算



注 1) 棒グラフは左数値、折れ線グラフは右数値。棒グラフの上の数字は、CO₂合計排出量である。

注 2) 計算の概要：各年度における施設の電気使用量、灯油使用量及びプラスチック焼却量（廃棄物焼却量×プラスチック割合）に排出係数を乗じ、その値をCO₂に換算して合計を求めた。

注 3) 電気使用によるCO₂は発電により電気を供給しているのでマイナスとなる。

第8節 一般廃棄物処理システムによる評価

「ごみ処理基本計画策定指針」では、ごみ処理の実績を基に市町村は分別収集区分や処理方法の一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めることとしている。

この指針に基づき、本市の一般廃棄物処理システムについて、類似都市との比較を行い、現状評価及び目指すべき方向性について、検討することとする。

なお、システム分析にあたっては、環境省 H.P の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール：令和2年度実績版」を用いて実施した。

(1) 類似都市

本市の都市特性により類似都市12都市を抽出した。類似都市の概要を表1-4-23に示す。

表 1-4-23 類似都市の概要

類型都市 の概要	都市形態	都市
	人口区分	I 50,000 人未満
	産業構造	2 II次・III次人口比 95%以上、III次人口比 65%未満

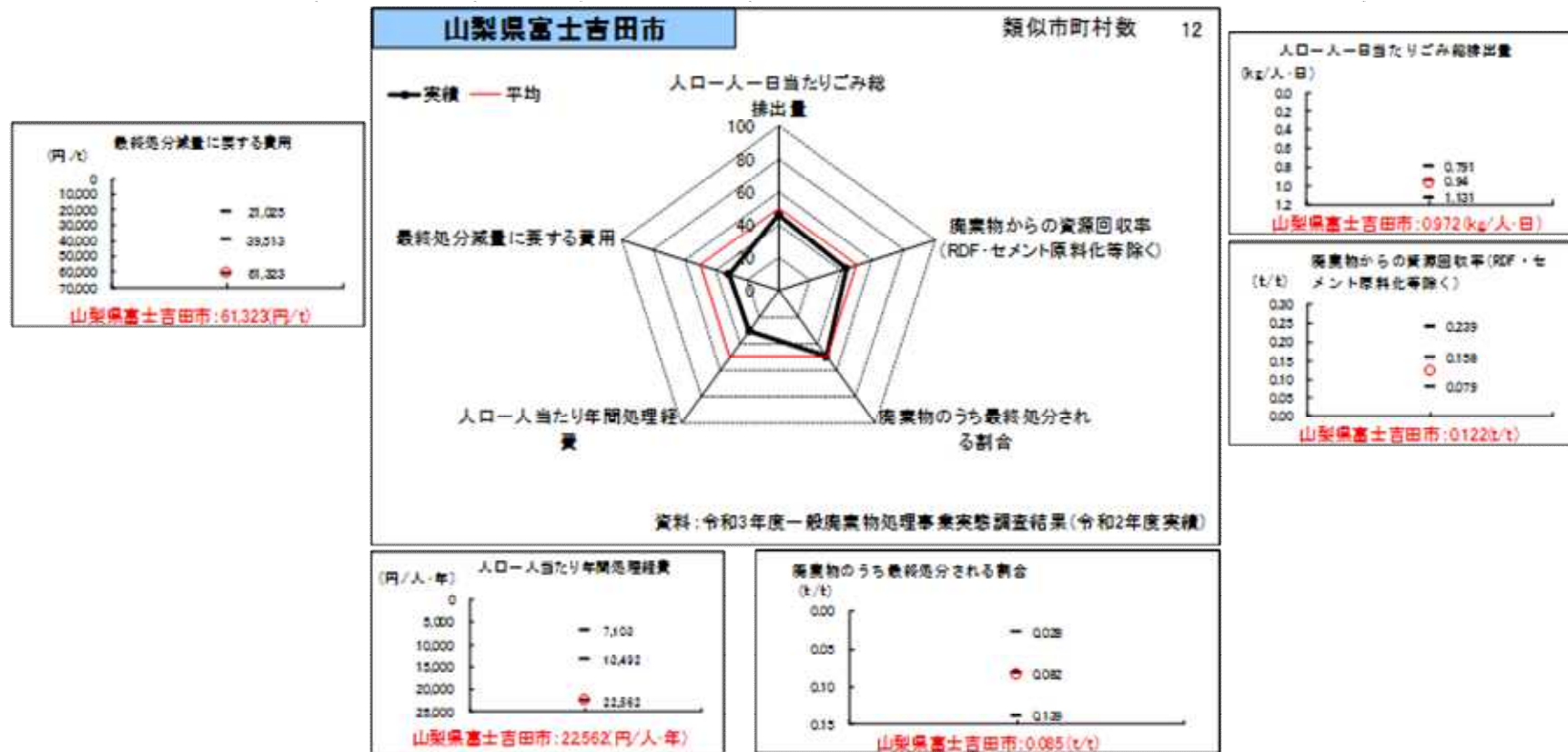
(2) 類似都市との比較

本市と類似都市の比較結果を、表 1-4-24 に示す。また、類似都市の平均値を100とした場合の本市の状況を、グラフ 1-4-29 (p66) に示す。

表 1-4-24 本市と類似都市の比較（令和2年度）

	標準的な指標	人口一人一日 当たり ごみ総排出量	廃棄物からの 資源回収率 (RDF除く)	廃棄物のうち 最終処分され る割合	人口一人当 たり年間処理 経費	最終処分減量 に要する費用
		Kg/人日	t / t	t / t	円/人年	円 / t
類似都市	平均	940	0.158	0.082	13,492	33,513
	最大	1,131	0.239	0.139	22,562	61,323
	最小	791	0.079	0.028	7,103	21,025
	標準偏差	83	0.054	0.037	4,644	12,129
富士吉田市		972	0.122	0.085	22,562	61,323
100分比	本市	103	77	96	60	55
	類似都市	100	100	100	100	100

グラフ 1-4-29 本市と類似都市の比較



注 1) 類似都市の平均値を 100 として、本市の値が、類似都市より優れている場合は、その比率が平均値の外側に配置され、劣っている場合は内側に配置される。

注 2) 本市の費用には、受託している町村の費用も含まれているため、最終処分減量に要する費用及び人口一人当たり年間処理費は高くなっている。

表及びグラフから、本市は、類似都市と比較して次のことがいえる。

①人口 1 人 1 日当たりのごみの排出量（原単位）

1 人 1 日当たりのごみ排出量は、類似都市の平均値が 940g/人日に対し本市は 972 g /人日と、やや多い。なお、山梨県の令和 2 年度の原単位 972g/人日とは同値である。

本市は富士五湖広域圏内の中心的存在であり、観光人口による観光ごみも多いと予想されることから、類似都市よりごみ量が多いものと考えられるが、実質的には、やや少ないといえる。

②廃棄物からの資源回収率

資源化回収率は、類似都市の平均が 15.8%に対し、本市は 12.21%と低い。

③廃棄物のうち最終処分される割合

最終処分量は、類似都市平均 8.2%に対し、本市は 8.5%とほぼ同値である。

④人口 1 人当たり年間処理経費

人口 1 人当たり年間ごみ処理経費は、類似都市平均が焼却量 1 t 当たり 13,492 円に対し、本市は 22,562 円と、67%ほど高くなっているが、この金額には他町村分も含まれているため、ほぼ同等と思われる。

⑤最終処分減量に要する費用

最終処分減量に要する費用は、次の式で表す。

$$(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$$

ごみを減量化するために必要な費用であり、この金額は類似都市平均で 33,513 円/t に対し本市は 61,323 円/t と、83%ほど高くなっている。この要因は、④と同様に、他町村分の費用も含まれているためである。

第9節 問題点と課題

本市のごみの収集・運搬及び処理・処分に係る問題点と課題は、次のとおりである。

1. ごみの発生抑制と排出抑制

本市における1人1日当たりのごみの総排出量原単位は、平成27年度に比べて令和3年度は3.4%減少した。

原単位は、令和2年度の比較では、山梨県の平均と同じで、全国の平均原単位に比べて、やや高い状況である。

また、平成27年度に比べて令和3年度は、生活系ごみの原単位は0.5%増加し、事業系ごみの原単位は2.4%減少した。集団回収を除くごみの排出量は、平成27年度に比べて令和3年度は、0.3%減少した。

平成24年度以後では、ごみの排出量及び原単位ともに、ゆるい減少傾向を示しているが事業系ごみについては平成30年度まで増加がみられた。

この要因は先にも述べたように富士山の世界遺産登録による観光客の増加に伴う事業系ごみの増加と思われる。

そのため今後は、住民及び事業者に対し、「ごみとなる物を発生させない」ことを主体として、適切な普及啓発や情報提供、環境教育等を進め、ごみの発生・排出抑制のための種々の施策を推進していく必要がある。

2. 住民・事業者・行政との協働

ごみの発生・排出抑制及び資源化率の向上を目指して住民、事業者及び行政の協働によるごみの発生・排出抑制及び資源化に取り組むことが必要である。

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等については、排出者である住民や事業者の取り組みに負うところが大きいため、行政は住民や事業者の自主的な減量、分別の徹底などの取り組みを支援していく必要がある。

3. 資源化率の向上

令和2年度の資源化率は、12.2%であり、山梨県17.2%及び全国平均20%より低い。ただし焼却灰の溶融を停止した平成24年度は、9.4%まで低下したが、その後は一部の焼却灰の資源化を行うことにより、徐々に資源化率を上げている。

ごみの種類別の排出量を見ると、生活系、事業系ともに可燃ごみの割合が非常に多い。可燃ごみ中には、資源化できる古紙や布類も多く含まれおり、資源化が可能なながらも焼却されている。そのため住民や事業者に対して分別及び資源化の徹底を啓発していく必要がある。

今後は、資源化できる物、特に紙類を資源ごみとして出すことの徹底などの住民意識の啓発や、資源ごみの分別区分の見直しなどを推進していく必要がある。

4. 収集・運搬

現在の収集・運搬は、日々のごみ処理量に変動が生じないように市内を可燃物は 2 地区、不燃物は 3 地区に分け、収集・運搬を行っているが、区域の人口やごみ量の増減に応じた収集区域、収集方法及び収集頻度の見直しの検討を行う。

また、収集運搬は、ごみ処理行政において重要な住民との接点であり、住民へのサービスと収集運搬の効率を常に配慮することが必要である。

5. ごみ処理経費の合理化

近年、ごみ量は減少しているが焼却施設等の維持管理費はほぼ一定である。そのため、人口1人当たり及びごみ 1 t 当たりのごみ処理経費は、増加する傾向も現れている。また、ごみ処理経費は類似都市に比べて高い状況である。

一方、安全かつ安定的なごみ処理を行うためには、必要以上にごみ処理経費を削減することは難しいが、様々な角度から経費の合理化に努める必要がある。

ごみ処理費用の合理化にあたっては、環境省が示している「一般廃棄物会計基準」や「一般廃棄物処理システムの指針」などの活用を検討し、コスト分析や処理システムの評価を行い一層の経費削減に努める必要がある。

6. 地球温暖化防止への配慮

本施設におけるCO₂発生量は、灰溶融炉を停止した以後、大きく減少している。しかし地球温暖化問題は、将来に影響を及ぼす大きな問題につながるため、その対応が不可欠である。

廃棄物を焼却処理する際に発生するCO₂は、地球温暖化に大きく影響を及ぼすものであり、その排出を抑制することが求められている。

そのため今後は、さらにCO₂発生量を削減する方策が必要である。

7. ごみ処理の広域化

山梨県が計画しているごみ処理施設の広域化については、富士北麓・東部地域 12 市町村で構成する富士・東部広域環境事務組合により、新たなごみ処理施設が令和 14 年に稼働予定となっている。

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本事項

1. 基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとする。

- 4Rを中心課題として位置づけ、住民、事業者、行政が一体となったごみ処理システムづくりを推進する。
- 循環型社会の形成を踏まえ、収集・運搬及び処理・処分等の各段階において資源化を含めた最適な処理・処分の体制を確保し、快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に努める。
- 環境負荷の低減に配慮した安定的かつ効率的な処理体制を確立する。
- 環境美化センターごみ処理施設は、更なるCO₂削減をめざすとともに施設の長寿命化を図る。

また、この基本理念に基づいて施策をすることで、ごみ処理の課題を解決するとともに、接続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献していく。

【関係する SDGs】



【接続可能な開発目標 SDGs とは】

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「接続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030（令和 12）年までに接続可能でより良い世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no behind）」ことを誓っている。



本計画に関係のあるゴールは、以下のとおり。



安全な水とトイレを世界中に

- －すべての人々の水と衛生の利用可能性と接続可能な管理を確保する



エネルギーをみんなにそしてクリーンに

- －すべての人々の、安価かつ信頼できる接続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



住み続けられるまちづくりを

- －包摂適で安全かつ強靱（レジリエント）で接続可能な都市及び人間居住を実現する。



つくる責任つかう責任

- －持続可能な消費生産形態を確保する。



気候変動に具体的な対策を

- －機構変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



海の豊かさを守ろう

- －持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、接続可能な形で利用する。



陸の豊かさを守ろう

- －陸域生態系の保護、回復、接続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

2. 基本方針

本計画の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 循環型社会の形成

循環型社会形成推進基本法における廃棄物等処理の優先順位に基づいて、第一にごみの発生抑制（リデュース）、次に再使用（リユース）に取り組み、ごみを減量化したうえで、排出されるごみについては、再生利用（リサイクル）に取り組む。また、無駄なごみとなるものを断る（リフューズ）ことを加え、本市としては、4 Rを推進することにより、可能な範囲でごみを出さず、利用する循環型まちづくりを目指す。

ごみの発生抑制及び再使用等は、住民及び事業者の主体的な協力が不可欠であることから、行政は積極的にごみに関する啓発や情報提供、環境教育等を推進するとともに、持続可能な支援を行い、また適切な施策を行う。

再生利用等に当たっては、温室効果ガスの削減など総合的に環境負荷を軽減し経済性を考慮するような方法の選択に努める必要がある。ごみの発生抑制、再使用、再生利用を優先したうえで、廃棄物の有効活用を図るため熱回収についても更なる取組を検討する。

また、再生利用を促進するために、生活系ごみに対しては、集団回収の支援、広域化に合わせた分別収集の拡充の検討、各家庭の生ごみ処理機の設置促進などの多様な資源化施策を行う。

事業系ごみについては、事業者自らが、資源化、適正処理を行うことが原則で、行政の役割は、事業者が排出するごみの発生抑制及び可能な限り資源化を行うよう誘導及び支援を行うことにある。

(2) 住民・事業者・行政の役割分担と協働による取組の推進

住民、事業者及び行政がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、相互理解を深め、協力して4 Rの推進など、環境への負荷が少ない循環型まちづくりを目指す。

(3) 環境に配慮した安全・安定的なごみ処理システムの構築

ごみの排出から中間処理・最終処分に至るまでごみを安全かつ適正に処理を行い、環境に配慮したごみ処理システムの構築を行う。

特に、将来の広域化による熱回収施設建設時にはエネルギー回収や環境へ配慮した処理施設の整備を目指す。

(4) 環境美化センターの改良

ごみ処理施設については、施設の更なるCO₂排出削減に努め、引き続き計画に則った消耗・劣化設備の修繕工事により長寿命化を図る。

3. 計画策定のプロセス

本計画では将来のごみ収集量及び処理に関して、図 1-5-1 に示すフローに沿って計画を策定した。

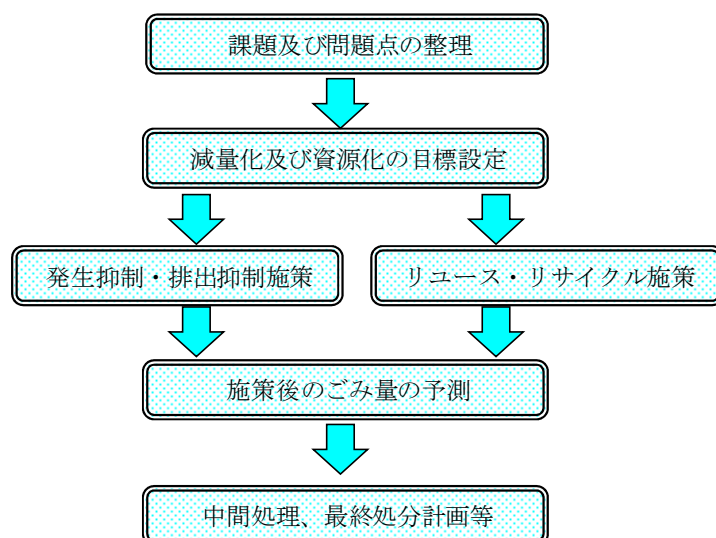


図 1-5-1 計画策定フロー

4. 目標達成のための4 R 体系

本市の基本理念における4 R 体系の概念を図1-5-2に示す。

- ・住民や事業者は、まず発生抑制と再使用を行うことを最優先として行動する。
- ・それでも発生したごみは、経済性、効率性の可能な範囲でリサイクルを行う。
- ・すなわち、4 Rのうちでも、発生抑制と再使用を最重要課題とする。

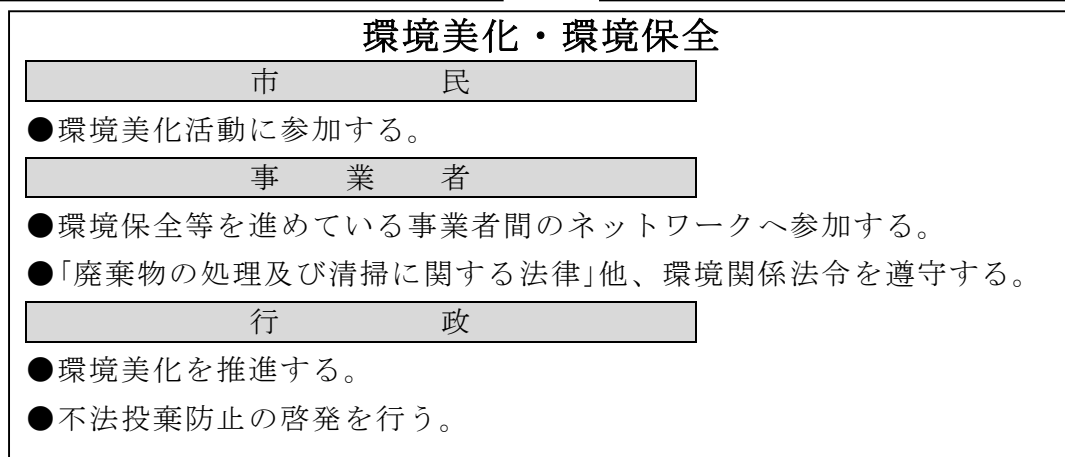
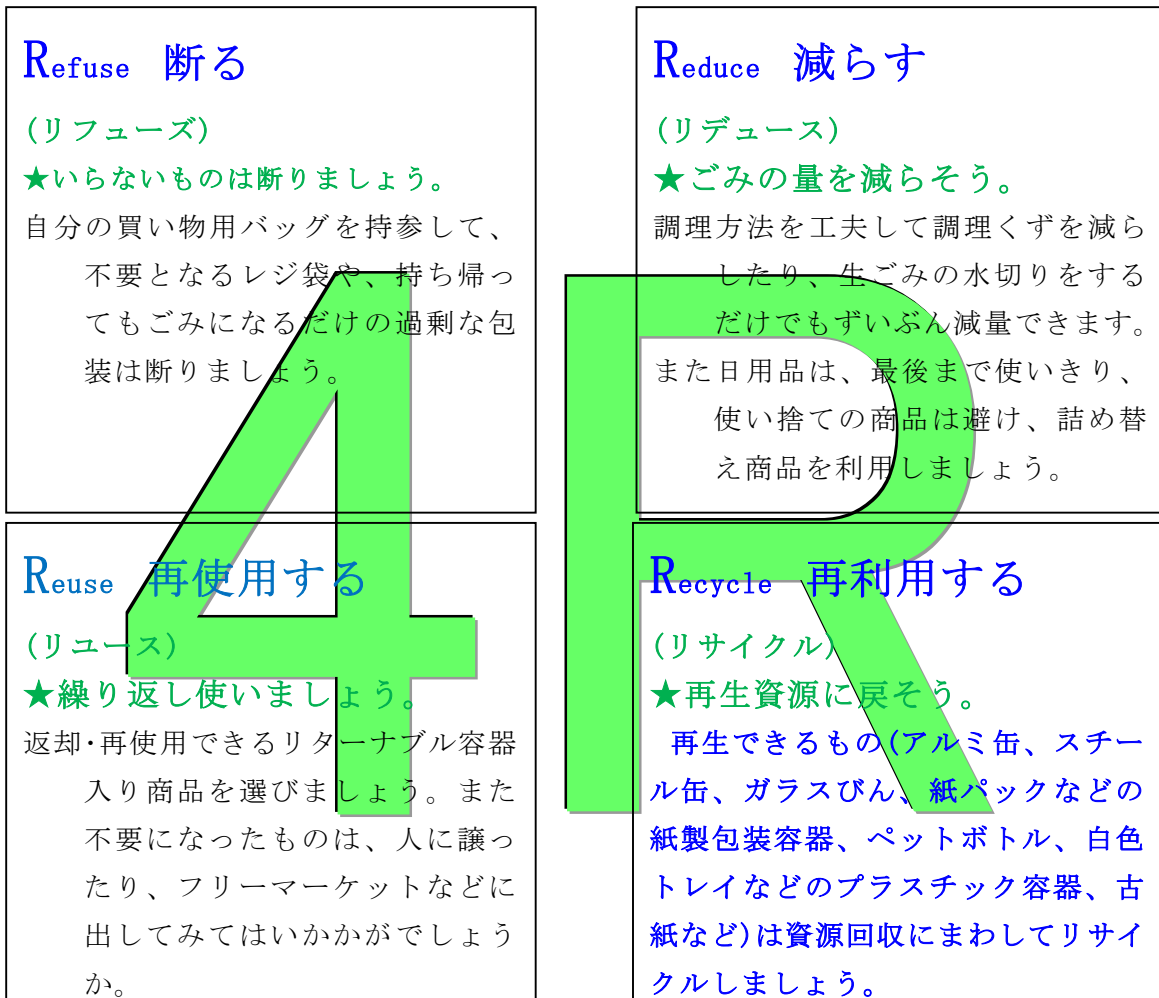


図1-5-2 本市の4 R 体系の概念

第2節 目標の設定

1. 基本的な考え方

ごみ減量化及び資源化を検討するに当たり、ごみ発生及び処理処分概念を図1-5-3に示す。

循環型社会の基本理念（4R）に従い、ごみの減量化及び資源化を推進するために、発生抑制と再使用に重点を置いた対策へ推進していくことが重要な目標である。

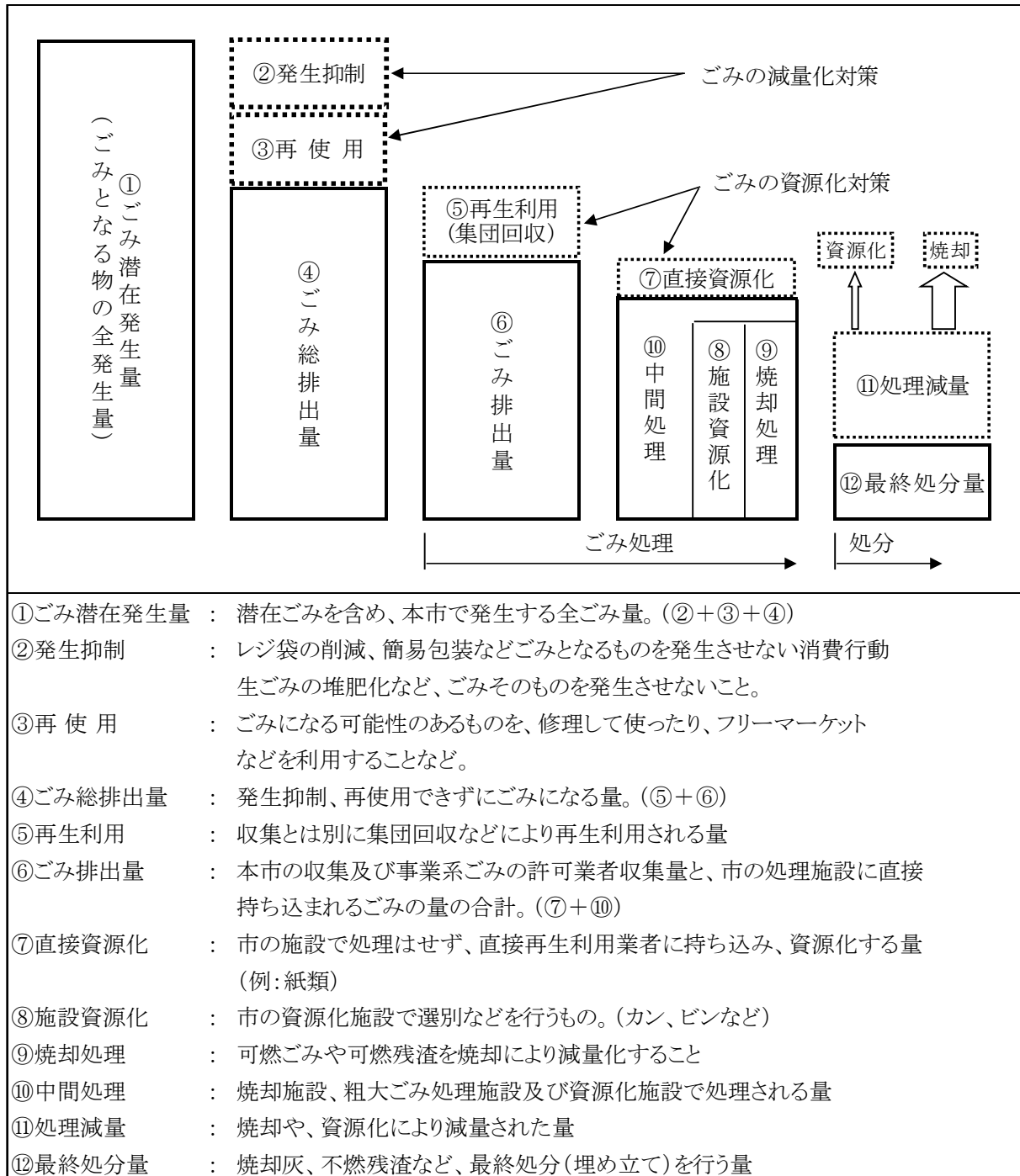
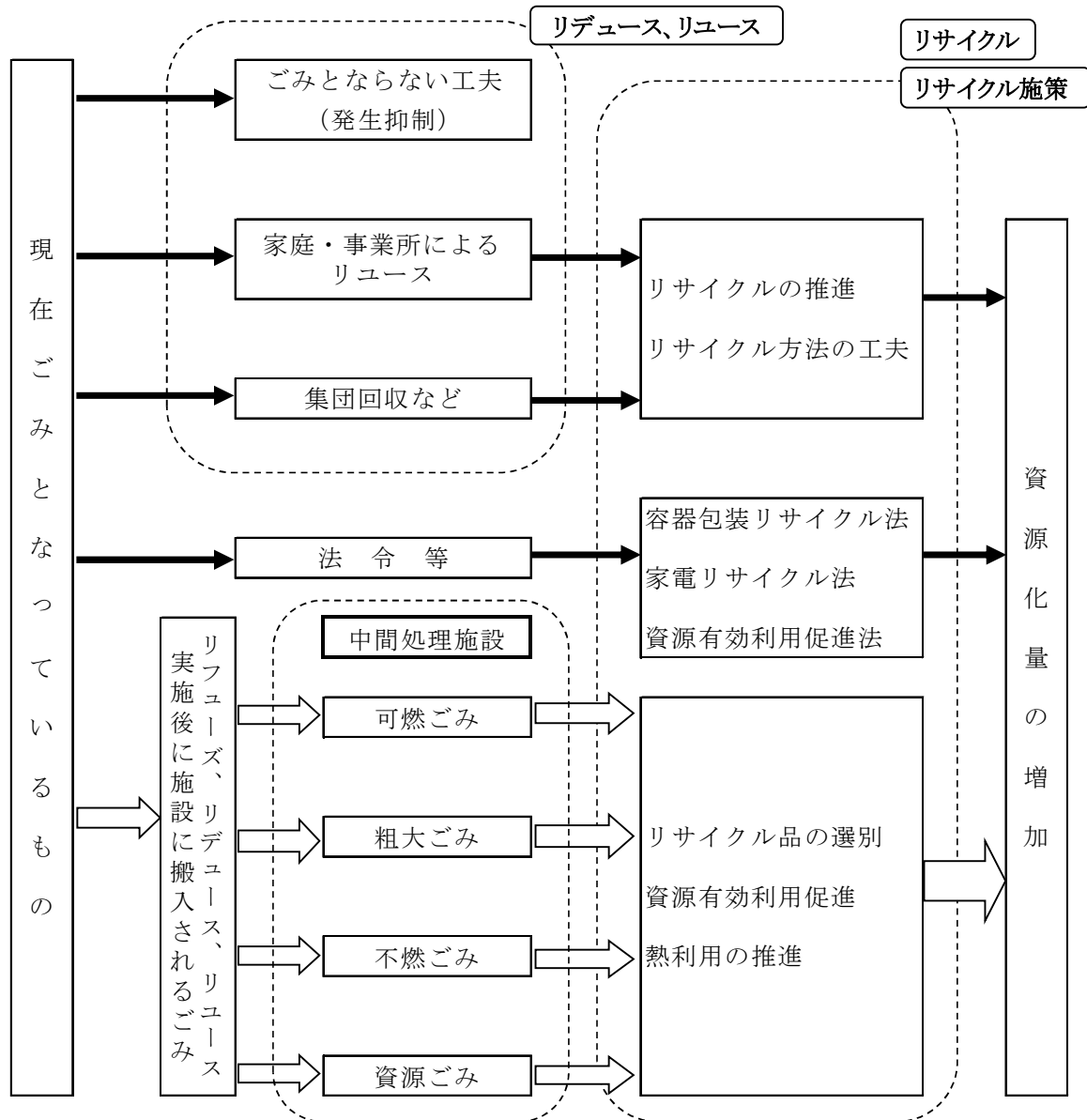


図 1-5-3 ごみ発生及び処理処分の概念

住民、事業者及び行政が協働して、断る（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）を行うための4R施策の概念を、図1-5-4に示す。



（リフューズ）は、上の図の前に行うべきこと

図1-5-4 4R施策の概念

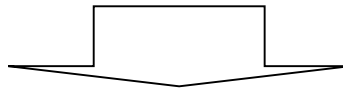
2. 減量化目標値の設定

ごみの減量化を進め、令和 18 年度の計画目標年度 において、以下に示す目標値を設定する。

(1) ごみ総排出量の減量化率等の目標

(目標設定の根拠)

- ① 山梨県の目標が平成 30 年度から令和 7 年度で 11.0% の削減を目指しているため、これを参考とした。
- ② 本市の原単位は、山梨県の原単位に比べて、やや低い。



以上の理由により、排出量原単位を令和 18 年度までの間に 11% 削減することを第一の目標とした。

1 人 1 日当たりのごみの排出量を 6% 以上削減し、令和 3 年度の 939 g から令和 18 年度に 882 g 以下にする。



注) 排出量 = 原単位 × 人口 × 365 日 ÷ 1,000,000

なお、排出量としては令和 3 年度の 16,391 t から令和 18 年度は、11% 以上削減の 14,591 t 以下とすることを目標とする。

(2) 生活系ごみにおける減量化率等の目標

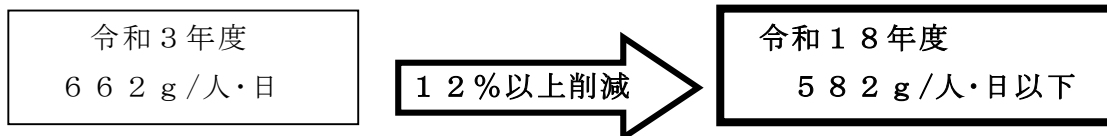
① 生活系ごみの原単位

1 人 1 日当たりの生活系ごみの排出量を 9% 以上削減し、令和 3 年度の 709 g から令和 18 年度に 645 g 以下にする。



② 資源を除く生活系ごみの原単位

1人1日当たりの資源ごみを除く生活系ごみの排出量を12%以上削減し、令和3年度662gから令和18年度に582g以下にする。



なお、生活系ごみの排出量としては令和3年度の12,372tから令和18年度は、13.7%以上削減し、10,673tとすることを目標とする。

(3) 事業系ごみにおける減量化率等の目標

1人1日当たりの事業系ごみの排出量の削減を目指し、令和3年度の227gから令和18年度に210g以下にする。(資源を除く)



資源を除く事業系のごみの単位は令和3年度227g/人・日から令和18年度210g/人・日となり7.5%の削減となる。

なお、事業系ごみの排出量としては令和3年度の4,019tから令和18年度は、できる限り削減するが、3,918t程度と予想される。

3. 資源化率目標値の設定

本計画の計画目標年度である令和18年度における資源化率の目標を次のように定める。

資源化率を17%以上とする

令和3年度で11.8%の資源化率を令和18年度において、21%以上に引き上げる。

第3節 排出抑制及び資源化の施策

排出抑制及び資源化の施策は、本市の環境基本計画等より次のとおりとする。

1. 第6次富士吉田市総合計画（平成30年度から令和9年度）

第6次富士吉田市総合計画では、廃棄物処理の現況と課題をもとに、次の施策を行うこととしている。

(1) 施策の体系

総合計画における施策の体系を、図1-5-5に示す。

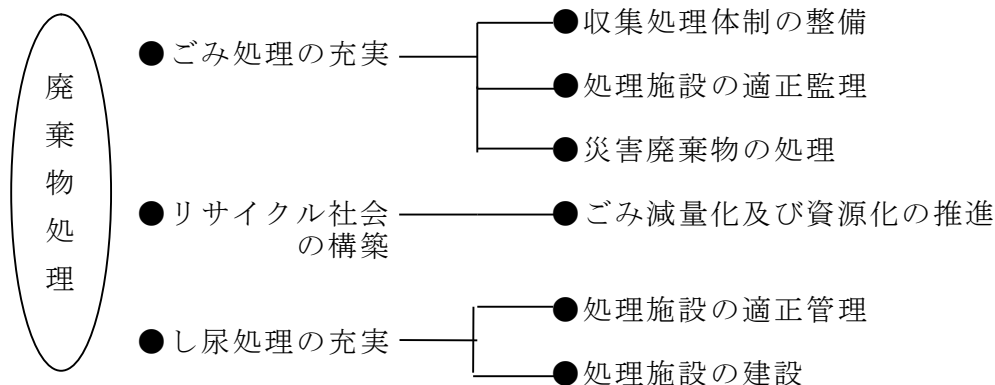


図1-5-5 総合計画における施策の体系

(2) 施策

総合計画における施策は、次のとおりである。

①ごみ処理の充実

1. 収集処理体制の整備

ごみの適正処理に関する理解とごみの減量化・再資源化に向けた意識啓発のための広報・啓発活動を充実していく。また、資源ごみのコミュニティセンターや公園などの空地を利用した拠点による回収制度を推進する。ごみステーションについては、地域住民による設置及び管理を行っていることから、その設置やあり方についての住民意識の醸成に努めていく。

2. 処理施設の適正管理

ごみ処理施設については、施設の更なるCO₂排出削減に努め、引き続き計画に則った消耗・劣化設備の修繕工事により長寿命化を図る。また、新ごみ処理施設建設に向け、2022（令和4年）2月に富士・東部広域環境事務組合が設立され、第1期循環型社会形成推進地域計画が2022（令和4）年に策定される。これに伴い、現行の取り組みを拡充しながら12市町村と足並みを揃え、排出抑制、資源化を推進していく。

3. 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理に係る仮置場の整備や収集運搬に関すること、災害廃棄物の処分に関すること等、関係機関と協議しながら取り組んでいく。

②リサイクル社会の構築

1. ごみ減量化及び資源化の推進

市民、事業者、行政、この三者の役割分担を明確にし、4 R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進によるごみの減量化・再資源化に努めていく。ごみの分け方・出し方や資源回収の啓発活動を行い、ごみの分別の徹底を図るとともに、リサイクルステーションの拡充等により資源物回収をさらに推進する。また、自治会・学校を中心とした資源物の集団回収事業に対し補助するとともに、生ごみ処理発酵促進剤の無料配布や生ごみ処理容器の購入費補助等により、生ごみの自家処理による堆肥化・減量化を進める。

2. 環境基本計画

第2次富士吉田市環境基本計画では第4章で本市の目指すべき環境像を“《望ましい環境像Ⅳ》地域と地球の環境を考えるまち”とし、基本目標として「基本目標8：ごみの発生抑制、資源の循環に努めるまちづくり」及び「基本目標9：省エネルギーを推進し、自然エネルギーの利用を心がけるまちづくり」をあげている。

「第5章目標実現のための取り組み」の施策を、図1-5-6に示す。

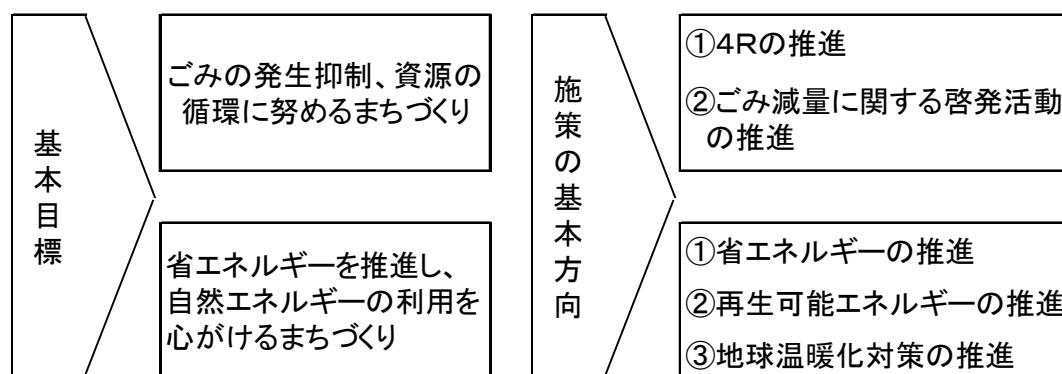


図 1-5-6 環境基本計画における基本的な考え方

(1) 4 R の推進施策

①市民が行う取り組み

市民が行う取り組みを、表1-5-1に示す。

表 1-5-1 市民が行う取り組み

市民の目標達成のための取り組み
ごみ減量の意識を持ち、ごみ減量をより一層進めましょう。
ごみはルールに従ってきちんと分別しましょう。
環境家計簿を活用し、ゴミの排出量を把握しましょう。
買い物の際はマイバッグ(買物袋)を持っていきましょう。
過剰包装を辞退しましょう。
包装の簡素化など、ごみ減量に関する取り組みの優れた店舗を利用しましょう。
物を大切に長く使いましょう。
耐久性のあるものを選び、故障しても修理(リペア)して使いましょう。
再使用できる物を選んで使いましょう。
トレイや紙パックなどのリサイクルに協力しましょう。
生ごみ処理容器の設置等により、生ごみを堆肥化して活用しましょう。
再使用・再資源化しやすい商品を選んで購入しましょう。
石けん作りなど、廃食用油の再利用に取り組みましょう。

②事業者が行う取り組み

事業者が行う取り組みを、表 1-5-2 に示す。

表 1-5-2 事業者が行う取り組み

事業者の目標達成のための取り組み
マイバッグ持参者に対する値引きの実施など、利用者にマイバッグの持参を呼びかけましょう。
過剰包装をしないようにしましょう。
商品を簡易包装にする、または包装紙などを使わないようにしましょう。
ゼロエミッションに取り組みましょう。
流通段階での梱包を必要最小限にしましょう。
トレイや紙パックの回収推進に取り組みましょう。
生ごみの堆肥化に取り組みましょう。
再使用・再資源化しやすい商品の開発・販売に努めましょう。
デポジット制度の導入に取り組みましょう。
産業廃棄物の処理を最終処分まで、責任を持って管理しましょう。
容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など、新たな法制度に基づく分別収集、再資源化を果たしましょう。
再生紙の利用を進めましょう。
リサイクル製品を積極的に購入しましょう。

③市が行う取り組み

市が行う取り組みを、表 1-5-3 に示す。

表 1-5-3 市が行う取り組み

市の目標達成のための取り組み
事業実施の際は、ごみの発生量を減らします。
レジ袋の辞退や過剰包装の自粛を呼びかけます。
粗大ごみなどで、再使用可能な物は、再使用に回す仕組みを作ります。
生ごみ堆肥化の啓発・推進を行います。
家電、自動車、パソコンなど、新たなリサイクル制度の啓発を行います。
環境美化センターの適切な管理を行います。
ごみの有料化を推進・継続します。
学校給食の生ごみ堆肥化、廃食用油の再利用を推進します。
資源物回収体制の見直しを検討します。
資源ストックヤード施設の整備拡充を検討します。

(2) ごみ減量に関する啓発活動の推進

ごみ減量に関する啓発活動の推進のための施策を、表 1-5-4 に示す。

表 1-5-4 ごみ減量に関する啓発活動の推進のための施策

主体	目標達成のための取り組み
市民	自治体などの資源物集団回収に協力しましょう。
	ごみの減量・分別等のイベントを開催しましょう。
	地域の祭り等のイベント開催においては、ごみの減量を推進しましょう。
事業者	オフィス町内会に加入して、資源物回収に協力しましょう。
	自治体などの資源物集団回収に協力しましょう。
	社員へのごみ減量に関する啓発を行いましょ。
	販売促進等のイベントを開催する際は、ごみの減量を推進しましょう。
	廃棄物の減量化、リサイクルに向けた推進体制を整備しましょう。
市	資源回収の周知徹底を図ります。
	職員へのごみ減量に関する啓発を行います。
	イベント開催時のごみ減量を推進します。
	ごみ減量・分別に関する講座の開催など、ごみ減量に関する啓発活動を行います。

(3) 不法投棄対策の推進

不法投棄対策の推進のための施策を、表 1-5-5 に示す。

表 1-5-5 不法投棄対策の推進のための施策

主体	目標達成のための取り組み
市民	不法投棄物を見つけたら、市などに通報しましょう。
	土地の適正管理を行い、ごみなどを捨てられないよう自衛策を講じましょう。
事業者	不法投棄の監視パトロールに協力しましょう。
	土地の適正管理を行い、ごみなどを捨てられないよう自衛策を講じましょう。
市	不法投棄の監視パトロールを行います。
	不法投棄物の撤去を行います。
	標識・看板等の設置や広報による不法投棄の防止を図ります。
	県や警察などの関係行政機関との協力により不法投棄の防止を図ります。

(4) まち美化活動の推進

まち美化活動の推進のための施策を、表 1-5-6 に示す。

表 1-5-6 まち美化活動のための推進のための施策

主体	目標達成のための取り組み
市民	ごみのポイ捨てをしないようにしましょう。
	ペットのフンはきちんと始末しましょう。
	喫煙マナーを守り、吸い殻の始末をきちんとしましょう。
	土地の適正管理を行い、ごみなどを捨てられないよう自衛策を講じましょう。
	市や自治会、各種団体が主催する美化活動に参加・協力しましょう。
	ごみ集積所を良好な状態に保つため、清掃などの活動を行いましょう。
	団体や個人間で、環境美化の取り組みに関する情報を交換しましょう。
事業者	事業所周辺における美化活動を実施しましょう。
	事業所周辺における美化活動に参加・協力しましょう。
	ごみの散乱の原因となるものを製造・販売等する場合、ごみの散乱防止に関する消費者への意識の啓発等を行いましょう。
	自動販売機の周辺などに回収ボックスを設置しましょう。
市	市民やビジターに対する環境美化意識の啓発に努めます。
	学校、自治会、事業所を中心とした地域の清掃活動を支援します。
	市周辺施設の美化活動を継続実施します。
	道路や河川、側溝などの清掃を推進します。
	広報誌やインターネット等を活用して環境啓発を推進します。
	市内一斉清掃など、環境美化事業を推進します。
	河川、道路、公園の「里親制度」導入を検討します。
	喫煙マナーの啓発を行い、公共施設等の全面禁煙を推進します。

第4節 ごみ排出量等の予測

1. 予測の方法

人口及びごみ排出量等の予測は、原則として、図 1-5-7 のように行っている。ただし、予測数値については富士・東部広域環境事務組合との整合を図っておりその数値を採用した。

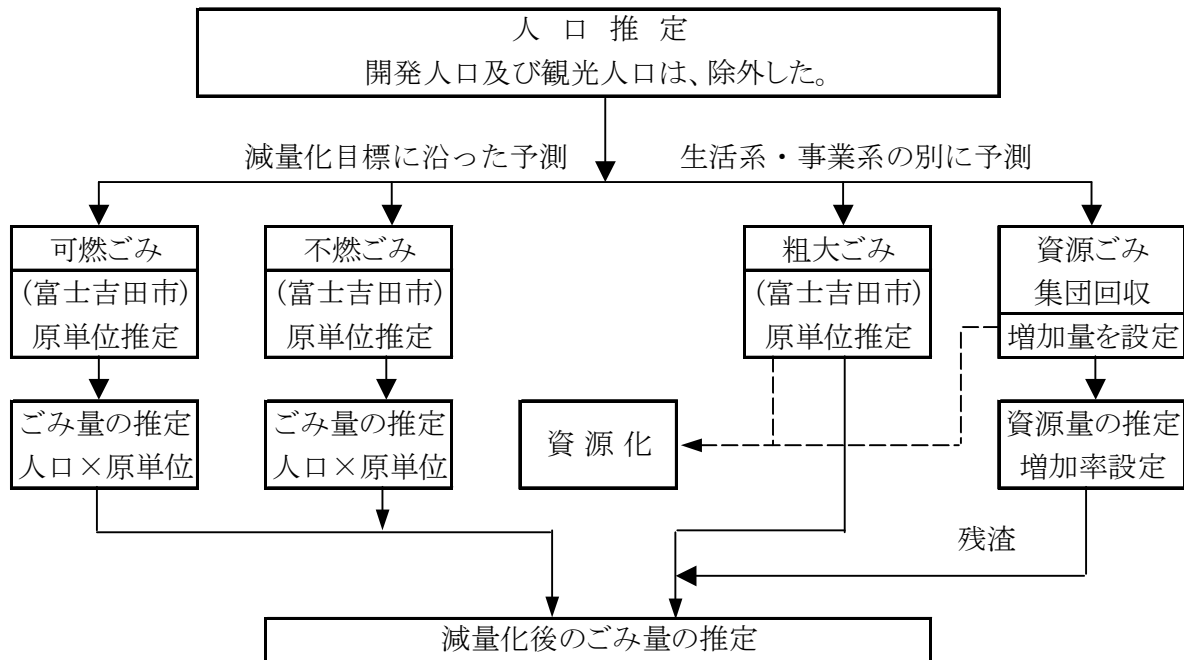


図 1-5-7 ごみ排出量予測の方法

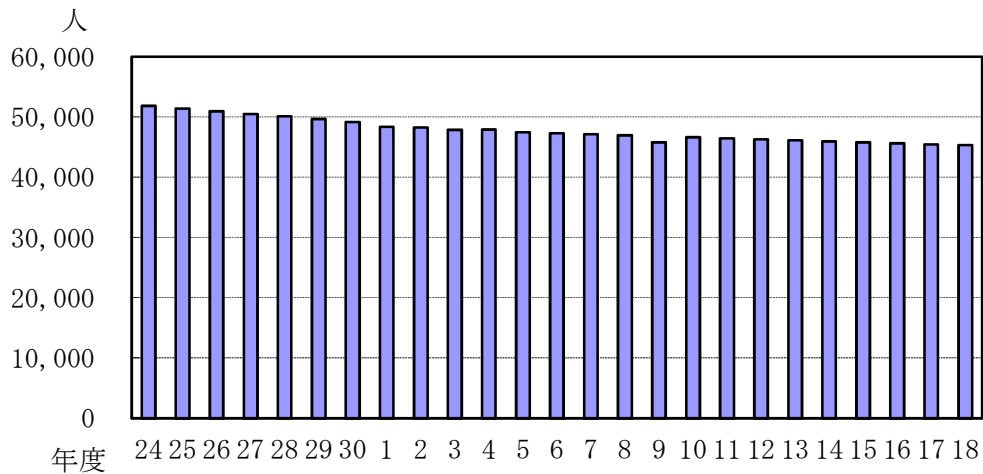
2. 人口の予測結果

本市の人口予測結果を表 1-5-7 及びグラフ 1-5-1 に示す。計画目標年度である令和 18 年度の人口は、45,322 人である。

表 1-5-7 人口予測結果（単位：人）

年度	人口実績	年度	人口予測	年度	人口予測
H24	51,830	R2	48,238	R10	46,626
H25	51,409	R3	47,844	R11	46,464
H26	50,970	R4	47,888	R12	46,302
H27	50,479	R5	47,478	R13	46,135
H28	50,115	R6	47,295	R14	45,968
H29	49,643	R7	47,112	R15	45,801
H30	49,134	R8	46,950	R16	45,634
R1	48,387	R9	45,788	R17	45,467
				R18	45,322

グラフ 1-5-1 人口予測結果



3. ごみ排出量の予測結果

将来のごみの排出量の予測結果を、表 1-5-8 に示す。

また、生活系及び事業系の排出量の予測結果を、グラフ 1-5-2 に示す。

- ① 令和 3 年度に対する令和 18 年度におけるごみの排出量は、生活系ごみ量は 13.7% 減少し、事業系ごみ量は 2.5% 減少する。排出量としては、11% の減少である。
- ② 生活系ごみは資源ごみを除くすべての種類で減少する。特に、不燃ごみの減少は大きく、20% 程度の減少となるほか、可燃ごみ、粗大ごみも減少が予想される。資源ごみは 27.5% の増加と予想される。
- ③ 事業系ごみは、不燃ごみ及び粗大ごみは増加が予想される。可燃ごみは 12% 以上の減少となることが予想される。なお、資源ごみも 745% 近い増加となる。

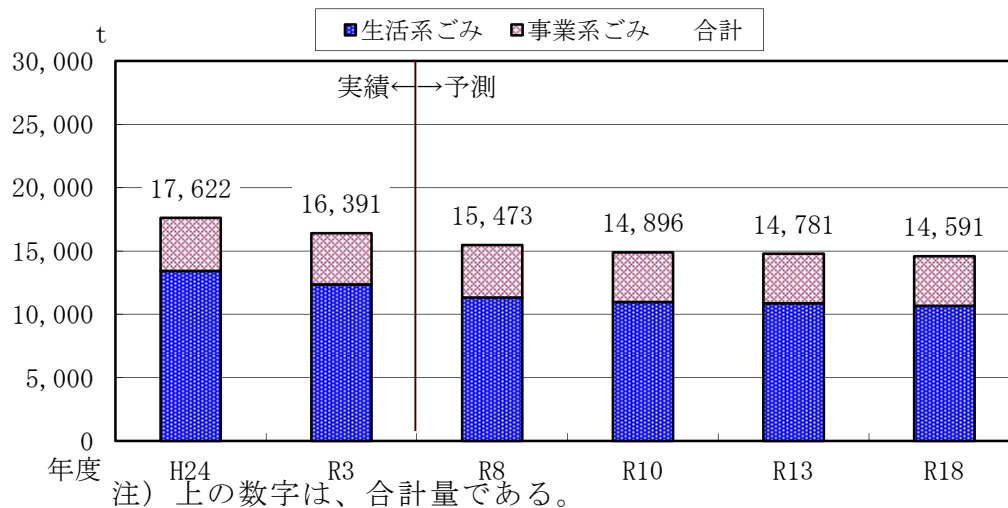
表 1-5-8 ごみ排出量の予測結果（単位：t）

年度 項目		実績値		予測値				増減率	
		H24	R3	R8	R10	R13	R18	R10/R3	R18/R3
人 口（人）		51,830	47,844	46,950	46,626	46,135	45,322	-2.5%	-5.3%
生活系ごみ	可燃ごみ	11,699	10,651	9,449	9,076	8,980	8,822	-14.8%	-17.2%
	不燃ごみ	550	404	351	334	330	324	-17.3%	-19.8%
	粗大ごみ	259	500	511	499	493	485	-0.2%	-3.0%
	資源ごみ	907	817	1,001	1,072	1,061	1,042	31.2%	27.5%
	合 計	13,415	12,372	11,312	10,981	10,864	10,673	-11.2%	-13.7%
事業系ごみ	可燃ごみ	4,129	3,929	3,789	3,441	3,442	3,443	-12.4%	-12.4%
	不燃ごみ	11	5	7	7	7	7	40.0%	40.0%
	粗大ごみ	36	34	40	36	37	37	5.9%	8.8%
	資源ごみ	31	51	325	431	431	431	745.1%	745.1%
	合 計	4,207	4,019	4,161	3,915	3,917	3,918	-2.6%	-2.5%
年間排出量		17,622	16,391	15,473	14,896	14,781	14,591	-9.1%	-11.0%
総排出量		18,029	16,594	15,636	15,044	14,911	14,697	-9.3%	-11.4%

注）増減率のプラスは増加、マイナスは減少を表す。

注）増減率は、令和3年度に対する令和10年度及び令和18年度の割合である。

グラフ 1-5-2 ごみ排出量の予測結果



4. ごみ原単位の予測結果

現状のまま推移した場合のごみの原単位予測結果を、表 1-5-9 及びグラフ 1-5-3 に、示す。

- ①令和3年度に対し令和18年度のごみの原単位は、排出量原単位で6%の減少、生活系ごみの原単位は8.9%の減少、事業系ごみの原単位は3.0%の増加と予測される。これは資源ごみ、不燃ごみの増加が影響している。
- ②生活系ごみ原単位は、粗大ごみと資源ごみを除いては減少する。この結果、資源ごみを除く生活系ごみ排出量原単位としては12%の減少となる。
- ③事業系ごみ原単位は、資源ごみを除いては7.2%減少となる。

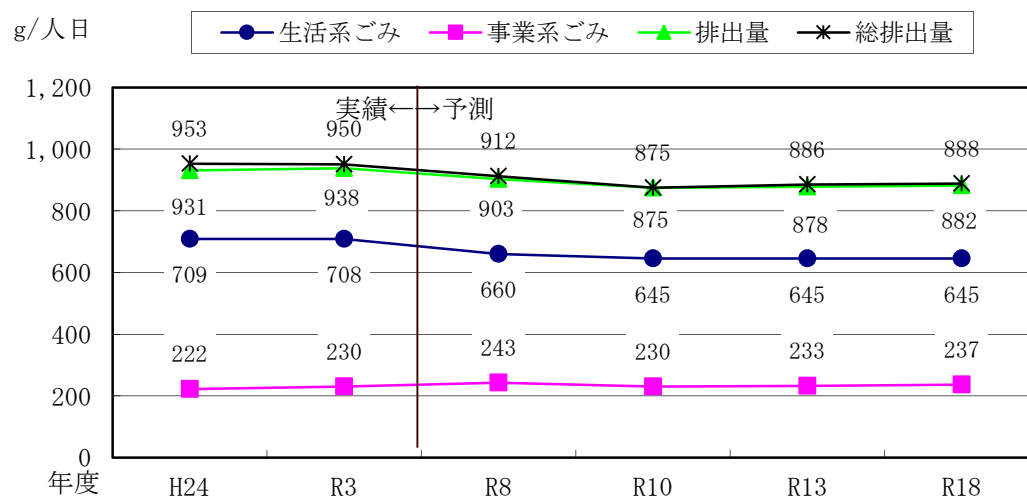
表 1-5-9 ごみの種類別原単位の予測結果（単位：g/人日）

項目 \ 年度		実績値		予測値				増減率	
		H24	R3	R8	R10	R13	R18	R10/R3	R18/R3
生活系ごみ	可燃ごみ	618.4	609.9	551.4	533.3	533.3	533.3	-12.6%	-12.6%
	不燃ごみ	29.1	23.1	20.5	19.6	19.6	19.6	-15.2%	-15.2%
	粗大ごみ	13.7	28.6	29.8	29.3	29.3	29.3	2.4%	2.4%
	小計	661.2	661.6	601.7	582.2	582.2	582.2	-12.0%	-12.0%
	資源ごみ	47.9	46.8	58.4	63.0	63.0	63.0	34.6%	34.6%
	合 計	709.1	708.4	660.1	645.2	645.2	645.2	-8.9%	-8.9%
事業系ごみ	可燃ごみ	218.2	224.9	221.1	202.2	204.4	208.1	-10.1%	-7.5%
	不燃ごみ	0.6	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	104.8%	109.5%
	粗大ごみ	1.9	1.9	2.3	2.1	2.2	2.2	13.8%	17.6%
	小計	220.7	227.0	223.9	204.8	207.0	210.8	-9.8%	-7.2%
	資源ごみ	1.5	2.9	19.0	25.3	25.6	26.0	763.8%	788.7%
	合 計	222.3	229.9	242.8	230.1	232.6	236.8	0.1%	3.0%
排出量原単位		931.4	938.3	902.9	875.3	877.8	882.0	-6.7%	-6.0%
総排出量原単位		953.0	950.2	912.4	875.3	885.5	888.4	-7.9%	-6.5%

注）増減率のプラスは増加、マイナスは減少を表す。

注）増減率は、令和3年度に対する令和10年度及び令和18年度の割合である。

グラフ 1-5-3 ごみの種類別原単位の予測結果



5. 減量化等の予測結果

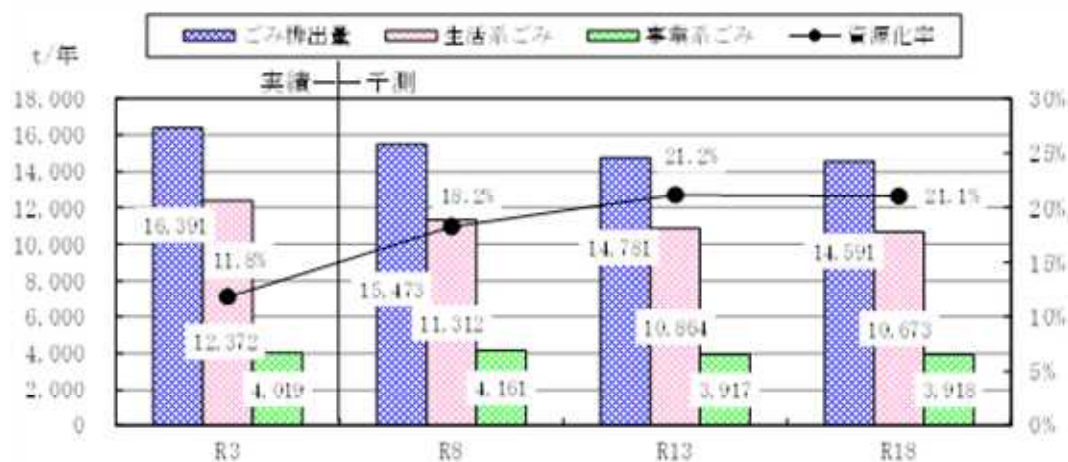
中間目標年度である令和 8 年度、令和 13 年度及び目標年度である令和 18 年度のごみ量及び原単位の予測結果を表 1-5-10、グラフ 1-5-4 及びグラフ 1-5-5 に示す。

- ①排出量原単位は、令和 3 年度に対する減量化目標値が 6%以上削減の 882g/人日である。
- ②生活系ごみの原単位は、令和 3 年度に対する減量化目標値が 9%以上削減の 645g/人日である。
また、資源を除く生活系ごみの原単位は、令和 3 年度に対する減量化目標値が 12%以上削減の 582g/人日である。
- ③事業系ごみ原単位は、令和 3 年度に対し 230 g/人日のところ予測結果は 237g/人日でとなった。ただし、資源を除く事業系のごみの原単位は 227 g/人日から 210g/人日となり 7.5%の削減となる。
- ④資源化率は、令和 18 年度の目標の予測結果は、21%以上である。

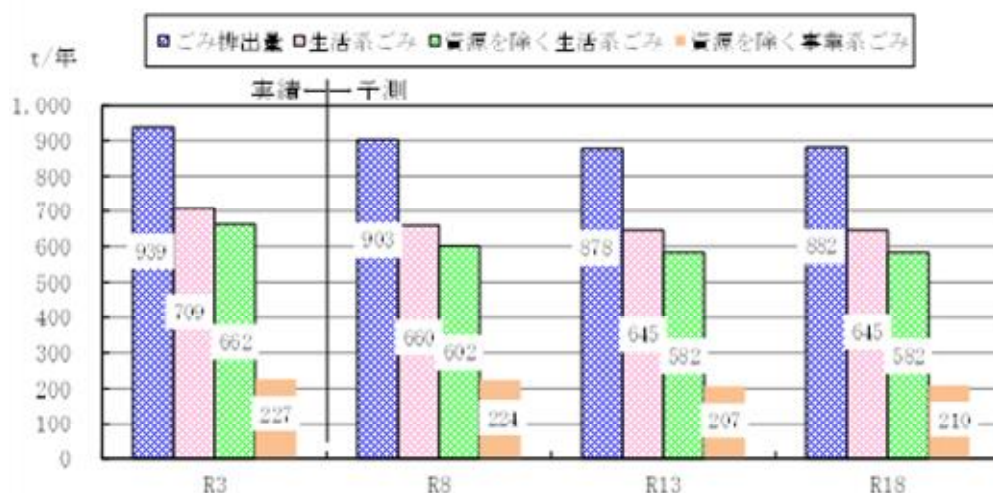
表 1-5-10 減量化等の予測結果（単位：原単位＝g/人日）

項目			年度	基準年		中間年		中間年		目標年
				R3年度		R8年度		R13年度		R18年度
ごみ 排出量	排出量	目 標	—	⇒	-5.6%	⇒	-9.8%	⇒	-11.0%	
		排出量	16,391	⇒	15,473	⇒	14,781	⇒	14,591	
	原単位	目 標	—	⇒	-3.8%	⇒	-6.5%	⇒	-6.0%	
		原単位	939	⇒	902.9	⇒	877.8	⇒	882.0	
生活系ごみ	排出量	目 標	—	⇒	-8.6%	⇒	-12.2%	⇒	-13.7%	
		排出量	12,372	⇒	11,312	⇒	10,864	⇒	10,673	
	原単位	目 標	—	⇒	-6.8%	⇒	-8.9%	⇒	-8.9%	
		原単位	709	⇒	660.1	⇒	645.2	⇒	645.2	
資源を除く 生活系ごみ	原単位	目 標	—	⇒	-9.1%	⇒	-12.0%	⇒	-12.0%	
		原単位	662	⇒	601.7	⇒	582.2	⇒	582.2	
事業系ごみ	排出量	目 標	—	⇒	3.5%	⇒	-2.5%	⇒	-2.5%	
		排出量	4,019	⇒	4,161	⇒	3,917	⇒	3,918	
	原単位	目 標	—	⇒	-1.4%	⇒	-8.8%	⇒	-7.5%	
		原単位	227	⇒	223.8	⇒	207.0	⇒	210.0	
資源化率	目 標		11.8%	⇒	18.2%	⇒	21.2%	⇒	21.1%	

グラフ 1-5-4 ごみ排出量の予測結果



グラフ 1-5-5 ごみの原単位の予測結果



6. 最終処分及び資源化の予測結果

将来のごみ焼却量、最終処分量、資源化量及び資源化率の予測結果を表 1-5-11 及びグラフ 1-5-6 に示す。

ごみ排出量に対する最終処分量（最終処分率）は、8.4%～8.8%で、大きな変化はない。

資源化率に関しては、令和 3 年の 11.8%から令和 18 年度は、21.1%に 9.3%増加する。

表 1-5-11 焼却量、最終処分量及び資源化量の予測結果（単位：t）

項目 \ 年度	実績		予測				増減率	
	H24	R3	R8	R10	R13	R18	R10/R3	R18/R3
ごみ排出量	17,622	16,391	15,473	14,896	14,781	14,591	-9.1%	-11.0%
焼却量	16,347	15,160	13,592	12,763	12,662	12,496	-15.8%	-17.6%
焼却以外の中間処理	1,124	1,107	1,691	1,917	1,903	1,879	73.2%	69.7%
最終処分量	1,493	1,371	1,344	1,316	1,304	1,285	—	—
最終処分率	8.5%	8.4%	8.7%	8.8%	8.8%	8.8%	—	—
資源化	資源化量	1,696	1,966	2,852	3,196	3,156	62.6%	0.5738
	資源化率	9.4%	11.8%	18.2%	21.2%	21.2%	79.3%	77.7%

注）増減率のプラスは増加、マイナスは減少を表す。

グラフ 1-5-6 焼却量、最終処分量、資源化量の予測結果



第5節 ごみ処理体制

1. 収集処理体制の現状と今後

生活系ごみ及び事業系ごみの収集処理体制を表 5-12 に示す。

(1) 生活系ごみの収集処理体制

生活系ごみの処理体制は、現在と同様に行う。

①収集区域

収集区域は本市の全域とする。

②収集体制

収集は、市が委託した委託業者による収集体制とし、ステーション収集を主体とする。

なお、富士河口湖町、西桂町及び忍野村のごみも受け付けるものとする。

今後は、人口集積度及び収集効率を勘案し、自治会と協議し適時ステーション配置を見直す。

③収集品目及び収集方法

収集品目は、当面の間は、現在と同様に可燃ごみ、不燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、資源ごみ（カン類、ビン類及び新聞・雑誌類）とする。

粗大ごみは電話によるリクエスト方式とし、その他のごみはステーション収集とする。

なお、直接搬入に関しても現在と同様に受け付けるものとする。

④処理体制

処理は、本施設の焼却施設で行う。運転管理は、委託管理とする。また、毎年、必要な箇所の点検・整備、収支、修繕等を行う。

また、富士河口湖町、西桂町及び忍野村のごみについても従来通り、本施設で受託処理を行うこととする。

なお、将来的には施設の基幹的設備改良事業等を行うことなどにより、運営費が安価になるような検討を行うこととする。

⑤処分体制

残渣等の処分は、民間委託により最終処分または資源化を行う。資源化量は、可能な範囲で毎年増加させるものとする。

(2) 事業系ごみの収集処理体制

事業系ごみの処理体制は表 1-5-12 のとおりである。

①事業系ごみの収集体制

事業系ごみの収集は、廃棄物処理法第7条第5項の趣旨に基づき収集運搬業者等によって適正な収集及び運搬が行われている。その上で、一般廃棄物処理計画を作成し、ごみ発生量に応じた申請許可台数等、更新ごとに必要な見直しを行う。現在、本市の収集運搬許可業者数は18社であるが、一般廃棄物の減量

が見込まれる中、今後は16社程度とする方向である。但し、空き家や孤独死などの影響による片付けごみの増加が予想されることから、需要状況に応じ許可業者数の増加（片付けごみ限定）はやむを得ない場合もある。

②その他の事項

収集品目、処理体制及び処分体制は、生活系ごみに準ずる扱いとする。

表 1-5-12 収集処理体制

排出形態	ごみ種別		収集・運搬	中間処理	処分
生活系ごみ	収 集	可燃ごみ、不燃ごみ	委託(ステーション)	市 環境美化センター (運転委託)	資源化及び埋立
		粗大ごみ	申込		
		資源(カン、ビン、新聞・雑誌)	委託(ステーション)		資源化
	一般搬入	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ	直接搬入	市 環境美化センター (運転委託)	資源化及び埋立
		資源(カン、ビン、新聞・雑誌)			資源化
事業系ごみ	収集または一般搬入	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ	許可収集または直接搬入	市 環境美化センター (運転委託)	資源化及び埋立
		資源(カン、ビン、新聞・雑誌)	直接搬入		資源化
資 源		紙類	集団回収	委託	資源化
		ペットボトル、トレイ			
		食用油			
		乾電池			
		バッテリー			
特定家庭用家電機器		エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫	指定引取業者		
資源有効利用機器					

※持ち込むことができないもの（環境美化センターで処理できないもの）

- ・テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機 衣類乾燥機 → 小売店等に依頼
- ・パソコン → メーカーに問い合わせしてもらう。
- ・その他

コピー機、家庭用ボイラー、ガスボンベ、消火器、建築資材、コンクリートブロック、石、土砂、廃油、機械部品、バイク、タイヤ・ホイール、自動車等の部品、産業廃棄物、事業活動に伴って排出される粗大ごみ、請負工事等によって排出されるごみ、機密書類等

2. 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市では、原則として産業廃棄物は受け入れていないことから、今後も原則として産業廃棄物は受け入れないこととする。

ただし、「併せ産廃」（注）と認定できる物（紙くず、木くず、繊維くず、一部の動物性残渣）に関しては、事業者に対する資源化の徹底等を条件とし、従来と同様に受け入れを行う。

（注）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条により、「市町村は一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の処理を、その事務として行うことができる」とされており、同じ性状の廃棄物であれば、市町村の一般廃棄物処理施設で産業廃棄物を処理することができる。これを併せ産廃処理という。

3. 適正処理困難物への対応

市における適正処理困難物への対処方針を以下のように定める。適正処理困難物は市において処理ができないごみのため、購入店、販売店返却か、専門業者へ処理委託をするように指導を行う。

（1）一時多量ごみ

一時多量ごみは、直接搬入するか、または、許可業者に委託して市の処理施設へ搬入するように指導する。

引越し等に伴って排出される一時多量のごみは、引き続きステーションへの排出を禁止する。

（2）特別管理一般廃棄物

①特別管理一般廃棄物は、処理対象外ごみとして扱い、専門業者に処理委託するように指導する。

②病院等から生じる感染性一般廃棄物は、専門業者へ排出者が直接処理委託するものとする。

（3）施設で処理しないごみ

次のものは、施設では処理しない旨を通知し、指導を徹底する。

産業廃棄物、医療系廃棄物、タイヤ、機械部品、コンクリート塊、中身の入っている塗料缶、ワイヤー、農薬、廃油、動物用薬品、劇毒物、バイク、コピー機等のトナーカートリッジ、ガスボンベ、消火器等の爆発のおそれのあるものなど。

第6節 ごみ処理計画

(ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項)

収集運搬、中間処理及び最終処分計画の概要を示す。

1. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する目標

- ・ 4 Rの推進を図るために分別区分の見直しの検討をする。
- ・ 各地区の人口の増減や高齢化等に伴い、必要に応じた収集・運搬体制の見直しの検討をする。

(2) 収集・運搬計画

①ごみ集積所の運営・管理

ごみ集積所は、町内会などの協力により清潔・安全に管理されているが、ガラスなどが原因で、食品ごみなどが散乱している場合があるため、ごみを出す時間を徹底すること等を周知する。

②収集運搬車両の適正化

収集運搬車両の更新の際は、ハイブリッド車両、天然ガス車両等の導入を検討し、温室効果ガス排出量を削減する等環境負荷低減に努める。

③適正処理困難物等

本市が収集・処理を行わないものは、第5章5節表1-5-11の※のとおりであるが、これらの品目及び、「在宅医療廃棄物」に関しては、原則として医療機関、販売店、専門業者等での引取りを引き続き指導していく。

なお、これらの廃棄物については広域化に向けて協議・検討を行い、適正処理困難物の統一化を図る。

2. 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

中間処理は、ごみの分別ごとに安全かつ衛生的な適正処理を行い、併せて、ごみの減量化、資源化に努め、最終処分量の軽減を目指す。

またCO₂の発生をできるだけ抑制し、周辺環境への影響を最小限にした処理を行うとともに、発電等により熱エネルギーの有効利用を図ることを目標とする。

- ・ 安全かつ衛生的な中間処理を行う。
- ・ 焼却により発生するエネルギーの有効利用を行う。
- ・ 効果的な資源化を行い、最終処分量の軽減に努める。
- ・ 周辺環境の保全に十分な配慮をする。

(2) 中間処理体制及び中間処理方法

中間処理に関しては、従来通り本施設で焼却処理及び資源ごみ、不燃・粗大ごみの処理を行うこととする。

(3) 最終処分計画

本施設で発生する残渣（焼却灰、焼却飛灰及び資源系残渣）は、山梨県市町村事務組合（かいのくにエコパーク）他、民間委託により埋立処分または資源化処分を行うこととするが、可能な範囲で、資源化を推進することとする。

第7節 計画のフォローアップと事後評価

1. 概要

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため、事後評価を実施する。

2. 実施手順と実施時期

事後評価は、本市担当部局にて行い、その結果を廃棄物減量等推進審議会等に報告を行うものとする。

報告された事後評価について審議を行い、改善すべき点があると認めたときは、意見の具申を行うものとする。

事後評価の実施時期は、事後評価の対象となる年度の翌年度に行うものとする。

3. 実施方法

本計画に従い、評価対象の施策毎にあらかじめ設定した目標の達成状況を客観的な指標などによって測定し、施策に係る現状や課題などの分析を踏まえて、評価を行う。

4. 事後評価の視点

当該施策の目標の達成状況を把握し、必要性、効率性や有効性の観点のほか、その他必要な観点から評価を行うとともに、今後の取り組むべき課題を明確にすることとする。